令和７年１１月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会　議　録

長 崎 県 議 会

目　　次

（１１月２６日　委員間討議）
１、開催日時・場所 …… 1
２、出　　席　　者 …… 1
３、経　　過 …… 1
≪委員会≫
審査内容等に関する委員間討議（協議） …… 1

（第１日目）
１、開催日時・場所 …… 2
２、出　　席　　者 …… 2
３、審　査　事　件 …… 2
４、付　託　事　件 …… 2
５、経　　過
（総務部）
≪分科会≫
総務部長予算議案説明 …… 3
予算議案に対する質疑 …… 3
予算議案に対する討論 …… 3
≪委員会≫
総務部長総括説明 …… 4
議案に対する質疑 …… 6
議案に対する討論 …… 6
陳情審査 …… 6
決議に基づく提出資料説明 …… 6
議案外所管事務一般に対する質問 …… 6

（第２日目）
１、開催日時・場所 …… ２２
２、出　　席　　者 …… ２２
３、経　　過

（教育委員会）
≪分科会≫
教育長予算議案説明 …… ２３
生涯学習課長補足説明 …… ２４
体育保健課長補足説明 …… ２５
予算議案に対する質疑 …… ２６
予算議案に対する討論 …… ２８
≪委員会≫
教育長総括説明 …… ２８
教育政策課長補足説明 …… ３１
議案に対する質疑 …… ３３
議案に対する討論 …… ３３
決議に基づく提出資料説明 …… ３４

高校教育課企画監補足説明 …… ３４
陳情審査 …… ３７
議案外所管事務一般に対する質問 …… ４０
第１号請願審査 …… ４８
請願に対する質疑 …… ４９
請願に対する討論 …… ５１
議案外所管事務一般に対する質問 …… ５２
第２号請願審査 …… ５８
請願に対する質疑 …… ５８
請願に対する討論 …… ５８
議案外所管事務一般に対する質問 …… ５９

（第３日目）

１、開催日時・場所 …… ７５
２、出　　席　　者 …… ７５
３、経　　過

（福祉保健部・こども政策局）
≪分科会≫
福祉保健部長予算議案説明 …… ７６
こども政策局長予算議案説明 …… ７６
障害福祉課長補足説明 …… ７７
予算議案に対する質疑 …… ７８
予算議案に対する討論 …… ８０
≪委員会≫
福祉保健部長総括説明 …… ８１
こども政策局長総括説明 …… ８３
議案に対する質疑 …… ８４
議案に対する討論 …… ８５
決議に基づく提出資料説明 …… ８５
福祉保健課企画監補足説明 …… ８６
障害福祉課企画監補足説明 …… ８７
医療政策課長補足説明 …… ８８
陳情審査 …… ８９
議案外所管事務一般に対する質問 …… ８９
委員間討議 …… １１５

（追加上程予算議案審査）

１、開催日時・場所 …… １１８
２、出　　席　　者 …… １１８
３、審　査　事　件 …… １１８
４、経　　過

（総務部）
≪分科会≫
総務部長予算議案説明 …… １１９
学事振興課長補足説明 …… １１９
予算議案に対する質疑 …… １２０
予算議案に対する討論 …… １２０

（教育委員会、福祉保健部・こども政策局）
≪分科会≫
教育長予算議案説明 …… １２０
福祉保健部長予算議案説明 …… １２１
こども政策局長予算議案説明 …… １２１
教育環境整備課長補足説明 …… １２２
医療政策課長補足説明 …… １２２
長寿社会課長補足説明 …… １２３
こども未来課長補足説明 …… １２４
こども家庭課長補足説明 …… １２４
予算議案に対する質疑 …… １２５
予算議案に対する討論 …… １２８

・審査結果報告書 …… １２９

（配付資料）

・分科会関係議案説明資料　（総務部）
・委員会関係議案説明資料　（総務部）
・分科会関係議案説明資料　（教育委員会）
・委員会関係議案説明資料　（教育委員会）
・委員会関係議案説明資料（追加１）　（教育委員会）
・分科会関係議案説明資料　（福祉保健部）
・委員会関係議案説明資料　（福祉保健部）
・委員会関係議案説明資料（追加１）　（福祉保健部）
・分科会関係議案説明資料　（こども政策局）
・委員会関係議案説明資料　（こども政策局）
・分科会関係議案説明資料（経済対策）（総務部）
・分科会関係議案説明資料（経済対策）（教育委員会）
・分科会関係議案説明資料（経済対策）（福祉保健部）
・分科会関係議案説明資料（経済対策）（こども政策局）

委員間討議

１、開催年月日時刻及び場所

令和７年１１月２６日

自　　午後　１時２８分

至　　午後　１時３１分

於　　委 員 会 室 ２

２、出席委員の氏名

中村　泰輔	委　員　長
虎島　泰洋	副 委 員 長
中山　　功	委　　員
溝口芙美雄	〃
前田　哲也	〃
中島　浩介	〃
松本　洋介	〃
近藤　智昭	〃
坂本　　浩	〃
本多　泰邦	〃
山村　健志	〃

３、欠席委員の氏名

な　　し

４、委員外出席議員の氏名

な　　し

５、県側出席者の氏名

な　　し

６、審査の経過次のとおり

― 午後　１時２８分　開会 ―

【中村(泰)委員長】 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、溝口委員、本多委員のご両人にお願いいたします。

本日の委員会は、令和７年１１月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査の方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔　異議なし　〕

ご異議ないようでございますので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただ今から、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

― 午後　１時２９分　休憩 ―

― 午後　１時３１分　再開 ―

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにないようですので、これをもちまして本日の文教厚生委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。

― 午後　１時３１分　散会 ―

第 1 日 目

１、開催年月日時刻及び場所

令和７年１２月９日

自　午前　９時５８分

至　午前１１時１９分

於　委員会室２

２、出席委員の氏名

中村　泰輔	委員長
虎島　泰洋	副委員長
中山　　功	委員
溝口芙美雄	〃
前田　哲也	〃
中島　浩介	〃
松本　洋介	〃
近藤　智昭	〃
坂本　　浩	〃
本多　泰邦	〃
山村　健志	〃

３、欠席委員の氏名

なし

４、委員外出席議員の氏名

なし

５、県側出席者の氏名

中尾　正英	総務部長
猿渡　圭子	総務部次長
櫻間　秀道	学事振興課長

６、審査事件の件名

○文教厚生分科会

第103号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）（関係分）

第106号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）（関係分）

７、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議　案

第109号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）

第111号議案

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

第120号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第121号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第122号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第123号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第134号議案

長崎県総合計画みんなの未来図2030について（関係分）

（2）請　願

・ゆたかな学びの実現、教職員定数改善等に関する意見書の採択を求める請願

・本県の教育条件を改善しすべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うよう求める請願書

（3）陳　情

・緊急要望（長崎県看護連盟ほか）

・教育環境充実に関する陳情書

・要望書（島原半島振興対策協議会ほか）

・要望書（私立学校等に対する助成制度の充実について）
・令和８年度離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
・要望書（長崎県保育協会）
・臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情
・物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情

８、審査の経過次のとおり

― 午前　９時５８分　開会 ―

【中村(泰)委員長】 おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第109号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか6件及び請願2件でございます。

そのほか、陳情8件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を文教厚生分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分ほか1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、掲載しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限って、再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いいたします。

これより総務部関係の審査を行います。

【中村(泰)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

初めに、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、合計で189万3,000円の減を計上いたしております。これは、総務部関係の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費でございます。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、合計で358万6,000円の増を計上

いたしております。これは、総務部職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)分科会長】　以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第103号議案のうち関係部分及び第106号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】　ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【中村(泰)委員長】　次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

総務部長より、総括説明を求めます。

【中尾総務部長】　総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の文教厚生委員会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」のうち関係部分でございます。

基本戦略のうち総務部関係では、基本戦略「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」において、「すべてのこどもたちを支援する魅力ある学校教育の環境づくり」として、私立学校の独自性・自主性を尊重しながら、魅力ある学校づくりの支援に取り組んでいくこととしております。

また、基本戦略「時代の変化に対応する力強い産業を創出する」では、「地域を支える企業の人材育成・確保」として、地域に貢献し選ばれる県立大学づくりに取り組んでいくこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

続きまして、総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、県立大学の卒業予定者の就職内定状況について、私立学校児童生徒の問題行動等調査について、学校指定型ふるさと納税制度の開始について、事務事業評価の実施についてでございます。

まず、県立大学の卒業予定者の就職内定状況についてでありますが、長崎県立大学における令和8年3月卒業予定者の10月末現在の就職内定率については86.1％で、前年同期比1.1ポイント増加しており、学部別では、経営学部が82.5％、地域創造学部が80.8％、国際社会学部が89.8％、情報システム学部が97.1％、看護栄養学部が93.4％となっております。

また、就職内定者のうち県内内定者の割合は

32.2％で、前年同期比0.1ポイント増加しており、学部別では、経営学部が28.8％、地域創造学部が30.1％、国際社会学部が37.7％、情報システム学部が26.3％、看護栄養学部が47.1％となっております。

県立大学においては、県内企業で活躍するＯＢ・ＯＧとの座談会の開催や県内就職支援員による県内企業情報の学生への提供など、県内就職の取組を実施しており、経営学部及び国際社会学部において県内企業への就職内定率が増加し、10月末時点では前年同期を上回る県内内定率となっております。

今後も、県内企業の情報を未内定者に紹介するほか、地域に根差した実践的な教育等を通じて、県内就職率向上への取組を推進してまいります。

次に、私立学校児童生徒の問題行動等調査についてでありますが、文部科学省が行った「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が、去る10月29日に公表されました。

このうち本県の私立小・中・高等学校全体の結果をご報告いたします。

暴力行為の発生件数は31件と、前年度より9件減少しております。また、いじめの認知件数は144件と、前年度より54件増加しております。

次に、長期欠席については、病気、経済的理由、不登校、その他の理由により、年間30日以上欠席している児童生徒は596人となっております。

長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は363人と、前年度より19人減少しております。

また、私立高等学校における中途退学者数は152人と、前年度より18人減少しております。

今後も引き続き、暴力行為・いじめ・不登校など、児童生徒の生徒指導上の諸問題や課題の解消に向けて、私立学校、その設置者である学校法人、その他の関係機関と連携し、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応に努めてまいります。

次に、学校指定型ふるさと納税制度の開始についてでございます。

「学校指定型ふるさと納税制度」は、県立学校において先行して実施しているところですが、希望した私立学校15校につきましても、11月末から順次受付を開始いたしました。集まった寄附金は、学校環境の整備や特色ある教育活動に要する経費のほか、県の支援が行き届いていない各学校の教育活動にも柔軟に活用していただくこととしております。

本制度の周知にあたっては、県公式ウェブサイトや各学校のホームページなどによるほか、各学校における同窓会への働きかけなど、私立学校との連携も図りながら、積極的な広報活動を展開してまいります。

最後に、事務事業評価の実施についてでありますが、本年度の事業評価において、事務事業評価を実施いたしました。総務部関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

事務事業評価については、7件の事業群評価調書により、12件の事業を評価いたしましたが、そのうち3件の事業について、令和8年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討しているところでございます。

なお、事務事業評価の結果については、ホームページ等を通し、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における議論を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいり

ます。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】　以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第134号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【櫻間学事振興課長】　「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、本年9月から10月の実績は、10月27日に開催しました長崎県公立大学法人評価委員会1件となっております。

会議の結果については、資料3ページに記載のとおりでございます。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】　次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

なお、審査対象の陳情番号は85番となります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　質問がないようですので、次に議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【松本委員】　それでは、事務事業評価についての資料が出ておりますので、そちらについて質問させていただきます。

事務事業の評価の見直し区分のところですね、「改善」という点が2か所あります。

1つ目が、4ページ、運営費交付金についてでございます。

これは、県内就職の促進のため、県内就職支援員を配置するという事業内容になっておりま

して、令和4年度から配置した県内就職支援については、企業への働きかけを通じた採用枠の開拓や、学生と企業との接点づくりを行い、県内就職の促進を図ったというふうに記載されております。

「改善」というふうになっているんですが、これまで県内就職支援員がどれくらいの企業へ働きかけを行い、どれくらいの採用枠を開拓してきたのか、また、学生と企業との接点づくりに対してどのようなことを行ってきたのか、お尋ねをいたします。

【櫻間学事振興課長】　県内就職支援員の活動実績につきましては、令和4年度から令和6年度の3年間で358社の企業訪問を実施しております。そのうち、これまで県立大学に求人を出していなかった企業を新たに39社開拓しております。

また、学生と企業との接点づくりに関しましては、学生との個別面談ですとか、あとは教員にも協力をいただきまして、ゼミ等の時間に企業情報の提供を行っているほか、インターンシップ企業への就職を促進するために、インターンシップの期間が終わりました後におきましても、学生と企業との交流を継続させるようなマッチングの活動を実施しているところでございます。

【松本委員】　令和6年度の3年間で358社を訪問して、新たな求人開拓が39社、また、接点づくりも具体的にやっていらっしゃるということで、その部分に関しては了とするわけなんですが、ただ、その中で見直し区分が「改善」というふうになっております。この「改善」の内容としては、右に記載のとおり、さらに「より多くの県内企業等との新たな関係を構築しながら、産業界が求める人材を育成するとともに、県内企業等の成長を支援する。」というふうに記載されております。

だから、今までに関してやってはいると思うんですけれども、さらに新たな関係の構築というのがどのようなものなのか、また、どのようにして産業界が求める人材育成や県内企業の成長を応援するのか、具体的にお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】　県立大学におきましては、これまでも地域から求められる人材の育成ですとか、県内企業の魅力を学生に伝えていく取組というのを行ってまいりました。

ただ、県内定着をさらに進めていくためには、受入先となります県内企業に魅力があるということも重要になってまいります。

そのため、県立大学としましては、県内企業を対象とした各種研修の実施ですとか、あとは県内企業との共同研究、受託研究の促進など、県内企業の成長や魅力向上に資する取組を行っていくこととしております。

また、こうした取組の一部に学生を巻き込んでいくほか、学生の課題解決型学習に県内企業側の方にもご協力をいただくことで、産業界が求める人材の育成にもつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

そのためにも、この県内就職支援員につきましては、従来の学生支援の取組だけではなくて、県内企業との、この新たな関係を構築するためのコーディネーターの役割も担っていただいて、県内企業の採用力の向上ですとか、学生が県内企業等を知る機会の増加、地域に対する愛着の向上などを図っていきたいと考えているところでございます。

【松本委員】　今まで訪問して、間口を広げていくというような営業的な役割がメインだったと思うんですが、今の改善の内容というのは、あくまでもコーディネーターという形で、県内

企業の魅力、そして採用力や、そういったものも上げていくというような役割ですね。そこをさらに改善していくということで、理解をいたしました。

非常に地域と密着に連携する上で、この支援員の役割は大きいと思いますので、ぜひ改善内容を来年度以降に生かしていただきたいと思います。

それと、7ページのところなんですけれども、私立学校耐震化促進事業費補助金ということで、この私立学校の耐震化が重要なんですけれども、なかなか100％に達成しないという状況でございますが、ここでは「改善」となっておりますが、これまで具体的にどのような内容を行ってきたのか、お尋ねします。

【櫻間学事振興課長】　私立学校の耐震化につきましては、県では、これまで校長会等での耐震化の促進の要請ですとか、あとは学校検査ということで、学校訪問をいたしておりますけれども、そうした際に、耐震化を促すような働きかけを行ってきております。

そのほか、県におきましては、国の方で耐震化につきましては補助がございますけれども、県の方でも県単での上乗せ補助を行って、財政的な支援も行っているところでございます。

また、この県単の補助金につきましては、平成28年度からは、学校の建物が指定避難所となっている場合には、補助率を通常の6分の1から3分の1に引き上げて、学校の負担をさらに軽減するような取組も進めてきたところでございます。

【松本委員】　先日、熊本でもちょっと地震があって、昨夜も東北で地震がありました。これは、もういつどこで起こるか分からないという中で、やっぱり私学の学生さんの安全を確保する上でも必要な事業だと思いますが、何分私学ですので、運営的なコストの面とか、そこの部分もやはり事情があると思います。

その進まない理由を、まずどう分析しているのか、お尋ねをいたします。

【櫻間学事振興課長】　耐震化が進まない要因としましては、ただいま委員からもご指摘がございましたとおり、やはり私立学校経営上のそれぞれの考え方というのがあるかと思います。

県では、国の補助金に上乗せ補助をしてはおりますけれども、それでもやはり耐震化というのはかなり経費的には大規模な工事になりますものですから、資金面ではかなり大きな問題になっているかと思います。

また、学校の敷地における耐震化の工事が、なかなか敷地の立地上難しいというところもあったりして、そういった場合には、特に耐震化工事の費用が高額になってしまうという課題もあろうかと思っております。

【松本委員】　それでは、見直し区分を「改善」としているわけですから、今までお願いしてもできなかったところを、またさらにそれでもやっていただくように、じゃあ具体的にどう改善していくのか、お尋ねします。

【櫻間学事振興課長】　当然、耐震化につきましては、やはり費用がかかるということで、学校法人の長期的な経営計画にも関わることにはなりますけれども、耐震化が進むよう、県としましても、これまでの取組は引き続き行っていて、学校法人への働きかけは継続してまいりたいと考えているところでございます。

それから、資金面につきましては、これまでも県議会にもご協力をいただきながら、政府施策要望を行ってきたところでございます。

政府施策要望の中で、今後も引き続き国に対

しては、事業費の確保と、あとは補助率が公立と比べて私立の場合は低くなっておりますので、せめて公立並みの補助率への引上げということで、国に対しては要望してまいりたいと思っております。

それから、これはまた今後学校側の要望を聞きながらというお話にはなりますけれども、例えば地域の未利用施設ですとか、新たに耐震化の工事をするのではなく、既にある未利用地などを活用することによって、コストを抑えて耐震化の対策が可能となることも考えられると思います。

例えば少子化に伴いまして、各自治体では、学校の統廃合などもこれから進んでいかれるかと思います。

そうした中で、利用しなくなった校舎ですとか、あとは国、地方公共団体の未利用施設などの情報につきましては、県の方でもできるだけそういった情報を収集して、積極的に私学に対する働きかけを行っていきたいと考えております。

【松本委員】　今、答弁にあった未利用地の活用とかも非常に効果的なものだと思いますし、ずっとやっぱりもうほぼできているんですね。現実的には、もうあと10％ちょっとだと思いますので、そこの部分を何とかやっていただけるために、やっぱり寄り添って、そしてやはり公立よりも負担率が高いもんですから、政府への要望に関しても、引き続き、無償化も私学が来年度からされますし、そういった意味でも状況は変わっていくと思いますので、また来年度以降、働きかけをお願いいたします。

【中山委員】　私立学校児童生徒の問題行動等調査についてということで、文科省が令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果が出ておりますので、この辺の要因と、また、公立高校等との比較等について、幾つか質問したいと思いますが、まず最初に暴力行為の発生件数についてでございますが、31件と、前年度より9件減少しておるということでありますので、まず割合からすると、かなり減っているんですね。それで、この辺の暴力行為の減った要因について、どのように分析しているのか、まずお聞きしたいなと思います。

それと、あわせてこの31件が、小・中・高校、どういう振り分けなるのか、お尋ねしたいと思います。

【櫻間学事振興課長】　まず、暴力の件数に関してでございます。公立との比較ということで、公表されている数字として比較がしやすいものとしては、1,000人当たりの発生件数というのがございますので、そちらの方で状況をご説明させていただきます。

それによりますと、小学校が、私立学校ゼロ件に対して、公立は6.9件、中学校が、私立7.3件に対して、公立は12.8件、高等学校が、市立1.5件に対して、公立は2.8件となっております。

ただ、傾向として見ましたところ、それぞれの年度によってまちまちでございます。そのため、私立・公立でそれぞれの特徴というようなものは、あまりないのかと思っております。

件数につきましては、31件で、9件の減少となっておりますけれども、こちらにつきましては、過去3年間の状況を見てみますと、それぞれの年度において、減少傾向ですとか、増加傾向ということはなく、その年その年によって、やはり生徒の状況によって増減というのが発生しておりまして、特別、こういうことをやったから暴力行為の減少につながったというところは、傾

向として答弁できるようなものはないかと思っております。

【中山委員】　それでは、減少したのは、一つの年度で、生徒の質の問題で、起きたり減ったりするということでありますけれども、漠然として、要因をもう少し、かなり減っているんで、1件、2件じゃなくて、31件の中の9件ですから、それを少し分析してほしいなと思います。

ただ、この暴力行為については、私立と公立とそう変わらんという傾向と言ったけれども、中身は変わらんかもしれんけれども、1,000人当たりの発生率については、公立が7.7、私立が2.1ですから、公立が非常に多いわけですね。その点、私立の方が少ないということも含めて、やはりなぜそういうふうに私立の方が少ないのか、それも含めて、ちょっと分析を今後もう少し深掘りしてほしいなということを申し上げておきたいと思います。

それと、この暴力行為というのが31件あるわけですけれども、主な暴力行為というのがどういうものがあるのか、事例を幾つか具体的に話していただければ大変ありがたいなと思いますが。

【櫻間学事振興課長】　暴力行為につきましては、形態別のどういった形態の暴力行為が多かったかというところでも資料の方が公表されておりますけれども、県内の、これは私立学校、公立学校ともにですけれども、一番多いのは、生徒間の暴力というのが一番多くなっております。

そのほかは、ほとんどが、この生徒間暴力というのが約7割を占めているので、これがほとんどにはなるんですけれども、それ以外には、対教師暴力ですとか、器物損壊、こういったものが多くなっております。

【中山委員】　教師に対する暴力が、高校で2件発生しているというふうに、そういう数字があるわけですけれども、これによって退学とか、この暴力を行って、生徒間暴力も含めて、器物破損も含めて、対教師暴力も含めて、これが退学につながっていくのかどうか、結果として、退学者がこの原因で出ていれば、数字が分かれば、教えていただきたいなと思いますけれども、いかがですか。

【櫻間学事振興課長】　学校の中途退学者の状況というのは、また別の数字として持ち合わせてはいるんですけれども、今回のこの暴力行為に該当した生徒と、この中途退学をした生徒が一致しているかどうかというところまでは把握ができていないところでございます。

【中山委員】　ぜひ、それも含めて、暴力に関してどういうふうな形で学校が対応しているのか、退学までいっているのかどうか、それも含めて、やはりぜひ少し詳しく調べてほしいなということを申し上げておきたいなと思います。

次に、いじめの認知件数が144件と、前年度より54件増加しておりますが、この辺の要因についてどのように分析しているのか、お尋ねしたいなと思います。

【櫻間学事振興課長】　いじめの認知につきましては、昨年度と比べて増えております。

その要因として考えられますのが、私立学校におきましては、いじめがあっていることを把握するために、インターネットを活用して、生徒が学校側にいじめを受けていることを相談しやすい取組ということを行っている学校が幾つかございます。

また、いじめの認知の考え方について、教育長の方で、いじめ対策のリーフレットというのを作成されておりますけれども、私立学校につ

きましても、校長会ですとか教頭会の場でそのリーフレットの内容を周知して、こういったものはいじめとして認知すべきであるというところの理解を促してきたところが、徐々に学校におけるいじめの認知の取組につながっているのかと思っております。

【中山委員】　それじゃあ、相談しやすいとか認知が増えたから数が増えたんだと、そういうふうに受け取っていいわけですね。

それじゃあ、いじめの認知された部分で、具体的にどういういじめが認知されているのか、具体的にあれば、ちょっと教えてくれますか。

【櫻間学事振興課長】　私立学校におきまして、どのようないじめが多いかということにつきまして、一番多いのが、冷やかしですとか、からかい、あとは悪口や脅し文句を言われるといったいじめが一番多くなっております。

それから、パソコンや携帯電話などで誹謗中傷や嫌なことをされる、こういったところが多くなっているところでございます。

【中山委員】　いじめをされて、そしていじめは、加害者、被害者がおるけれども、いじめが144件のうち、ほとんどは解決しているというふうに思うんですけれども、このいじめの解決度というか、これについてはどういうふうに分析しておりますか。

【櫻間学事振興課長】　いじめの解消率につきましては、私立学校の場合、小学校で88.9％、中学校においては90.5％、高等学校においては83.8％で、全体としましては85.4％の解消率というふうになっております。

また、ちなみにこれは全国の国公私立全ての数字になりますけれども、全国の場合は、いじめの解消率が76.1％ですので、全国的なものと比較しましても、解消率についてはかなり高いのではないかというふうに認識をしております。

【中山委員】　全国と比べたら解決率が高いんだということやから、それは一定評価したいと思いますけれども、ただ、やはり平均すれば15％ぐらいの問題が、小学校も含めてあると、解決していないということですから、非常にある反面、重大な問題が潜んでいるんじゃないかなと考えておるわけでありますので、やはりできるだけ、全国よりも高いということもいいかもしれんけれども、やっぱり100％に向けて、いじめについては全て解決するんだと、1年でできんなら2年かけてもいいわけだから、ぜひそういう形で、ひとつ私立学校とそういう方向性について協議をしてほしいなということを申し上げておきたいなと思います。

それと、長期欠席者596名中、不登校児童生徒数が363人と、前年度比19人減少しておりますが、この要因についてはどのように捉えておりますか。

【櫻間学事振興課長】　長期欠席者の中の不登校の生徒363人ということでございますけれども、これにつきましては、小学校・中学校・高等学校で見てまいりますと、例えば公立と私立の比較になりますけれども、小・中学校におきましては、私立よりも公立の方が多い状況にございます。多いというか、割合が多い状況にございます。その一方で、高校になりますと、公立よりも私立の方が不登校の割合が多い状況になっております。

この要因として考えられますのが、私立高校の場合には、学校の特色として、小・中学校時代になかなか学校へ通えなかった子、そういった生徒を積極的に受け入れて教育をしていくということを学校の特色として捉えている学校もございます。

そういったところもございますので、私立高校においては、中学校での不登校傾向のある生徒が一定在籍していることが、こういった数字に表れているのかなというふうに分析をしております。

【中山委員】　今、不登校が、中学校は私立が低くて、高校になった場合は私立が高いんだということありましたけれども、小学校も含めて、具体的な数字を紹介してくれませんか。

【櫻間学事振興課長】　これも、公立との比較をしやすいように全児童・生徒に対する割合で申し上げますけれども、小学校の場合は、私立が0.4件に対して公立は2.2件、中学校については、私立が2.8に対して公立が7.2、高等学校になりますと、私立が2.7に対して公立は1.7というふうになっております。

【中山委員】　僕が意外やったのは、この高校において不登校が公立より私立が高いんだということ、割合がね。

やはり、そういうことで、なぜかなと思っていたんですけれども、逆、僕は私立が低いと思っていたけれども、私立の方が高いということでありましたので、この辺は、原因を分析するのはなかなか難しいと思うけれども、こうなると、やはり私立・公立の連携・指導というか、その辺がさらに大事になってくるのかなというような思いを、今、しているところでございます。

それと、このいじめについても、公立と私立、小学校・中学校・高校の発生率については、どういうふうになっておりますか。

【櫻間学事振興課長】　いじめにつきましては、こちらは、数字として公表されているのが件数ということになりまして、件数となりました場合には、どうしても、先ほど申し上げたとおり、私立の小・中学校は児童生徒数が公立と比べて極端に少ないものですから、単純な比較ということではどうかとは思うんですけれども、そのまま公表した数字を申し上げさせていただきますと、小学校につきましては、私立では18件に対して公立は1,671件、中学校が私立21件に対して公立は721件で、高等学校が105件に対して公立も105件、この高校の場合は、私立も公立も105件ということでございますけれども、生徒数は私立の方が少のうございますので、いじめの認知としては私立の方が多くなっているというふうには数値として出ております。

【中山委員】　それでは、最後にこの今回の調査結果ですよね、暴力行為、いじめ、そして長期欠席者、不登校、中途退学者を含めて、この結果を受けて、私立学校と来年度に向けて、令和8年度に向けて何らかの協議が必要かと思いますが、協議を今からするのかどうか、今までしたのかどうか、するのであれば、どういう協議をしようとしているのか、それについてお尋ねしたいなと思います。

【中尾総務部長】　具体的な何かスケジュールが決まっているというわけではございませんが、件数が少なかろうが多かろうが、公立・私立問わず、やはり学生さんが安心して生活できる環境をつくるのは大切だというふうに思っております。

先ほど、校長会でも共有をしながら問題行動について情報共有をしているということでもご説明申し上げましたが、私どもとして、より具体的な中身を共有できる環境というのはつくっていきたいと思いますし、具体的な対策というものを講じていきたいと思います。

この点については、むしろ公立の知識というのも必要になってくるかと思いますので、公私

問わず、その知識を共有しながら、いじめ、不登校、それから長期欠席に対する対策といったものが具体的に講じられるように、協議をしてまいりたいと考えてございます。

【中山委員】　ぜひ、公立高校との協議も必要だと思いますし、あわせて私立学校については、やはり独自の建学の精神ということで、それぞれ各学校が独自でやっていると思うけれども、そうなると、やはりこういう問題に対しては、ある程度温度差が出てくるんだろうというふうに考えていまして、やはり二十数校あるわけだから、その好事例について、やはりこれを使途にして、そしてこれを全私立学校が共有できるような、そういう仕掛けも必要だろうし、今後、やはり単体でいい中学校だけが頑張るということじゃなくて、やはり今後は私立学校全体として、オール私立学校という形で、こういう問題には取り組む必要があろうと考えているわけです。ぜひ、そういう意味も含めて、オール私立学校体制でこういう問題を取り組んで、これを少なくすることによって、やはり評価を上げていくことによって入学生が増えてくるということも考えられるわけでありますので、ぜひ私立学校をそういう形で、オール私立学校というような形で、ぜひそれの指導力を発揮しながら取り組んでいただくことを要望しておきたいなと思います。

【中村(泰)委員長】　ほかに質問はございませんでしょうか。

【坂本委員】　2点お尋ねいたします。

まず1点目は、今、中山委員が質問されたのに関連いたしますけれども、現状とか今後の取組については、一定、理解をいたしました。

私の方から改めて要望ですけれども、この私学と、それから公立の不登校の関係で言いますと、全国平均で言うと、長崎の方が全国平均よりも割合としては高い、私学がですね。公立の方は、ほぼ全国平均よりも長崎の方が低いというふうな状況でありますので、ひょっとしたら長崎の私学の特徴的な何か原因があるのかもしれません。

今、総務部長の方からも答弁がありましたけれども、ぜひそこら辺をきちんと分析した上での今後の対策の強化を改めて要望いたします。

それから、2点目ですけれども、事務事業評価の中で、4ページですけれども、私立大学・短期大学外国人留学生支援事業ということで、これが令和8年度の方向性としては「終了」ということになっています。

主に留学生とかの皆さん方の支援で、これは単なる学校内での支援だけじゃなくて、県内の就職に向けた支援をそれぞれ学校がやる分について助成をするというふうな事業なんですけれども、これが「終了」ということなんですけれども、これは新たに何か、例えば1つの事業が3年サイクルとかがあって、取りあえずこの事業は3年で令和7年度で終わって、また令和8年度からは何か別の形であるのかどうかというのが気になったものですから、まずこの事業の実績をどういうふうに判断して「終了」ということになっているのか、そこら辺をちょっと教えていただけますか。

【櫻間学事振興課長】　この私立大学・短期大学外国人留学生支援事業でございますけれども、そもそもこの事業自体の成り立ちと申しますのが、長崎サミットの運営組織であります長崎都市経営戦略推進会議の中で、留学生3,000人委員会というのが組織されました。そこで、2020年を目途に、県内の留学生3,000人を目指すという取組がなされております。そのことを受けまし

て、この私立大学において留学生を増やす取組を県としても支援しようということで始まった取組でございます。

そうした取組でございましたけれども、実際にこの留学生3,000人委員会というのは既に解散をしておりまして、現在のこの事業の目的としましては、先ほど委員からもご説明がございましたけれども、県内への外国人材の留学生の就職を支援するための、それを促進するための事業としての位置づけが今はなされております。

そうした中で、この事業期間としましては、令和7年度が終期となっておりました。次年度に向けての検討をする中で、これまでこの事業がどういったことに使われてきたかというところを見たときに、交換留学生の確保のために、例えば姉妹大学の提携を目的とした外国への旅費ですとか、そういったものが主な使われ方となっております。

そうした場合に、どうしても交換留学生となりますと短期留学となりますので、留学期間が終わったら母国へ帰ってしまうということで、これは県内への定着にはなかなかつながらないものではないかというところで、そういった中で、さらに留学生が県内定着を図るための事業としましては、ほかの部局でも、そういった事業を構えております。

大学の方にお話を聞きましたところでも、この学事振興課で所管しております、この事業よりも、そういった別の部局の事業の方が使いやすいというお声がございました。

そういった他の部局でも、こういった外国人の県内定着という取組については、拡充をしながら取り組まれているところですので、学事振興課のこの事業としては、一旦、もう終了することとして、他の部局での事業に引き継いでいくというような考えで、今回、終了とさせていただいているところでございます。

【坂本委員】　分かりました。今の答弁で、大体分かりました。

県の総合計画によると、県内の外国人労働者数については、基準年が令和6年度1万1,000人、目標値が令和12年度に1万9,000人ということで、かなり多い人材を目標にして頑張っていこうということでありましたので、それとの関連で、これが終了というのがどうなのかなというふうにちょっと疑問があったもんですから、今の答弁で、ほかの部局の部分で十分できるというふうなことで理解をいたしました。

ちなみに、これは3,000人委員会ということで、3,000人の留学生を目指すということで、実際は、この事業で何人ぐらい留学生というのは来たんですか。

【中村(泰)委員長】　休憩します。

― 午前１０時５１分　休憩 ―

― 午前１０時５１分　再開 ―

【中村(泰)委員長】　再開します。

【櫻間学事振興課長】　この事業でということでは、あくまでこの事業が、何人来るという事業ではなくて、例えば留学生を、先ほど申し上げましたように、姉妹校提携をするための旅費に充てたりとか、そういったことでの事業費になりますので、必ずしもこの事業によって何名の留学生が来たということは言えないんですけれども、これは数字としましては、現在、県内の大学において留学生として来ている学生は、1,500人ぐらい県内にはいらっしゃるようでございます。ですので、ちょっと3,000人の計画とはあまり合致しない数字かもしれませんけれども、今、実際に留学生としては1,500人ぐらいの

留学生が県内にはいるという状況でございます。

【坂本委員】　分かりました。

この事業が少しは助成につながったということなんじゃないかなと思うんですけれども、必ずしもこの事業で3,000人を目指したということじゃないということについては、了解いたしました。

結果として、この留学生3,000人委員会というのが解散したということですから、そういう意味でいけば、ちょっとこの3,000人委員会は、3,000人にならんままに解散したということで、ちょっと頓挫したということですね。分かりました。理解いたしました。ありがとうございました。

【中村(泰)委員長】　ほかに質問はありませんか。

【山村委員】　私の方からは、議案外でありました県立大学の卒業予定者の就職内定の件でお聞きしたいと思います。

学部別でよろしいので、できれば県内の男女別、県外の男女別で、どういったところに就職が内定しているのかというのが分かれば教えていただきたいと思います。

【櫻間学事振興課長】　学部別の男女の県内・県外のそれぞれどういった業種に就職しているかでございますけれども、まず経済学部につきましては、県内は男女ともに金融・保険業に多く内定を取られております。それから、サービス業の割合も結構多くございます、これは県内の男女ともにですね。

それから、県外の男性も、同様に金融・保険業が多いんですけれども、県外の女性に関しましては、金融・保険業というのは少なくて、卸売業・小売業に就職する方が最も多くなっております。

それから、地域創造学部におきましては、県内は男女ともに公務員ですね、公務が最も多くて、あとは金融・保険業も、それに次いで多いような状況になっております。

県外の男女につきましても、やはり公務が多いんですけれども、女性の場合は公務よりもサービス業に就く割合の方が高くなっております。

それから、国際社会学部でございますけれども、こちらは県内の男性は卸売・小売業ですとか、サービス業、こういったところが半々ぐらいで多くなっておりまして、女性の場合は、金融・保険業、サービス業の順に多くなっております。

県外の男性の場合は、サービス業、卸小売業、女性の場合は、情報通信、運輸・郵便業、それからサービス業の順番に多くなっております。

あと、情報システム学部では、これはもう県内・県外男女ともに情報通信、運輸・郵便業の割合が圧倒的に多くなっております。また、サービス業も一定数はいる状況でございます。

それから、看護栄養学部でございますけれども、こちらも県内・県外ともに男性は医療・福祉業が100%、女性も県内・県外ともに医療・福祉業が圧倒的に多い状況でございますけれども、県内の場合は、公務ですとか、サービス業、県外においても、サービス業に就かれる方も一定いらっしゃるという状況でございます。

【山村委員】　ありがとうございました。

私、一般質問でも公務員の人材確保の件をお話しさせていただいたんですけれども、地域創造学部の方が結構公務員が多いかなということでお話を伺いました。

たしか地域創造学部は人数も多くて、結構、公務員なっていただく割合が多くなっていると、多分、県だけじゃなくて市町においても公務の

人材確保はすごく難しい状況になってきているのかなという中で、この県立大学が、一定、こういった公務の職場を目指す人たちの学部として認知されてきてもらえれば、もっともっと公務の現場で働く人たちというのが増えてくるのかなというふうな考えもありまして、こういった中で、こういった特色ある学部については、県内の定員を増やすだとか、いろんな再編をやっていってもいいのかなというふうに思うんですけれども、そういった中で、県の考えをちょっとお聞かせ願えればと思います。

【中尾総務部長】　委員おっしゃいましたとおり、一般質問でも公務の人材確保ということで、いろいろとご提言をいただきました。

公務に限らず民間も含めて人材獲得競争というのが非常に激化している中で、県立大学の一つの特色として、地域創造学部というのは、公務における人材を供給していただいている重要な学部の一つだというふうに認識してございます。

一方で、多様な人材というのが県内でも求められているところでもございます。理系といいますか、情報系ですとか、様々な分野にたけた人材というのを提供していただくという場として、県立大学における学びというものを生かしていただく必要もございます。

これは、一義的にやはり県立大学の方針というところもございますので、委員ご指摘のございましたご提案というものは十分にお伝えさせていただくとともに、大学としてどういう教育方針で臨んでいくということかということは、考えていきたいと思います。

いずれにせよせっかく県で持っている大学でございますので、長崎県にとって有用な人材が生み出せる大学になるように、私どもとしてもよく大学とは協議してまいりたいと考えてございます。

【山村委員】　ありがとうございます。

本当に、せっかく県立大学として存在していただいているので、公務の人材は、なかなか実は私立大学とか国公立大学で育たないところもあるので、こういった特徴をぜひ生かしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

【中村(泰)委員長】　ほかにご質問はございませんか。

【本多委員】　先ほどから何回か上がっております議案外の不登校の件でございます。

まず、児童生徒の皆さんが不登校になる主な原因としては、どのようなものがあるというふうに。

【櫻間学事振興課長】　「不登校について把握した事実」というような質問項目が、このアンケートの中にございます。そういった中では、小学校では、「不安・抑うつの相談があった」というものですとか、「障害に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった」というのが一番多くなっております。

中学校では、「生活リズムの不調に関する相談があった」というのが多く、高校では、「学校生活に対してやる気が出ない」などの相談が一番多い割合となっております。

【本多委員】　そういったものを原因に不登校が、今、増えてきていると。

それで、先ほどからあったんですけれども、昨年度と比較して不登校が減っているというのがあるんですが、その理由というのは、何か把握されていますでしょうか。

【櫻間学事振興課長】　まず、私立学校、ほとんどの学校におきまして、不登校で教室に入れ

ない児童生徒が学習をする部屋を教室とは別に準備をして、教員等が対応しているというふうに聞いております。

それから、スクールカウンセラーですとか、スクールソーシャルワーカーが常時在校して、児童生徒や保護者、教職員の相談に対応できる体制が取られているというところもございます。

それから、そういった体制を整えていることで、児童生徒の不調に気づいたら、早めにスクールカウンセラーにつなぐような取組もなされているというふうに伺っております。

ただ、私立学校における不登校の児童生徒数は減ってはおりますけれども、実は割合で見ますと、昨年度と同じぐらいの割合、やはり不登校の生徒はいる状況でございますので、今後も各学校においては、不登校支援に引き続き取り組んでいただく必要がございますし、県としましても、スクールカウンセラーですとかスクールソーシャルワーカーの配置に対しましては、補助を行っております。こういった補助を継続的に取り組んでいく必要があると考えております。

【本多委員】　数は減っているけれども、割合としてはそんなに変わっていないと。分かりました。

スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー、それの配置は、また引き続き頑張っていただいて、あと、先ほど中山委員もおっしゃられていましたけれども、何かいい取組をやっているもし学校があるんであれば、そういったものをしっかり共有していただいて、私立高校全体で不登校が減るような取組をしていただきたいと思います。

次に、県立大学卒業予定者の就職内定状況についてです。

県内内定率、こうやって数字を出していただいたんですけれども、３つの学部に関して、ちょっとお伺いいたします。

それぞれ３つ言いますね。まず、情報システム学部の情報セキュリティ学科では、県内就職率は落ちている。ただ、情報システム学科の方では上がっていると。これはどういうふうに分析されているのか。また、両学科でそれぞれ何名が県庁に入ってきているのか。

2点目が、看護栄養学部の栄養健康学科の方では県内就職率が上がっている、これは昨年と比べてですよ。それで、看護学科では落ちている。これはどう分析しているのか。

あともう一つ、公共政策学科、これは公務員志望、先ほどお話がありましたけれども、公務員志望が多いと思うんですけれども、県内内定率が、これは落ちている。これに対してどういうふうに分析をされているのか、お尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】　まず最初の情報システム学部からでございますけれども、まずこの数字自体が、現在、10月末時点の数字となりますので、なかなか詳細な分析まではまだ行われていないところでございますけれども、このシステム学部の両学科の場合、同じ情報系の学科ではありますけれども、どちらかというと汎用性の高い情報システム学科と、より専門性の高い情報セキュリティ学科という学科の特性の影響は少しあろうかと思われます。

まず、情報セキュリティ学科は、情報通信業への就職者が多くなっており、関東地区をはじめとしまして、セキュリティの専門人材を求める都市部からの求人というのが大変多くなっておりまして、そういった影響で、県内就職率の低下に影響が出たのではないかと考えておりま

す。

一方で、情報システム学科におきましては、こちらは今年度の状況としましては、県内に誘致した情報系の企業への就職者が増加しておりまして、その結果、県内就職率の上昇につながっているということでございます。

なお、この情報システム学部のそれぞれ両学科から県庁に就職した学生は、今年度はいない状況でございます。

参考までに、令和5年度には1名、県庁の方に入庁しているというところでございます。

それから、次に看護栄養学部の両学科でございますけれども、看護学科につきましては、割合としましては、県内生の県内就職率ということで申し上げますと、それは72.2%ということで、昨年が72.3%でしたので、県内生の県内就職率については、同じ程度の高い率を維持しているところでございますけれども、今回、就職希望者に占めます県内生が昨年度より12名減少しているということがございまして、それによりまして、県内就職率の低下というところが生じていると考えております。

それから、栄養健康学科につきましては、こちらは逆に就職希望者における県内生の割合が増えております。それに加えまして、栄養健康学科の就職先としましては、管理栄養士ですとか栄養士の資格を持った方が就職する先ということになりますけれども、そういったところは大体1つの企業に1人資格を持った方がというところが多くて、その方が辞めない限りは求人が発生しないという、なかなか就職先がいつ空くかが分かりづらいという状況がありますけれども、今年度に関しましては、県内の病院ですとか保育園、そういったところからの求人が増加しているというところで、県内就職率の増加が図られたものというふうに考えております。

それから、公共政策学科において、公務員県内就職率が低下していることにつきましては、県外生が県内の公務員、県内の自治体に就職する数が昨年度と比べまして減少しております。そういった、特に公務員でのそういった動きが大きく影響しまして、全体としての県内就職率の低下が生じているというふうに考えております。

【本多委員】　冒頭ありました今回の報告は、あくまでも10月、途中だということで、まだ分析の方もしっかりできていないというか、より詳しくするまでには至っていないということなので、これは年度が締まった時点でしっかりと分析をしていただければと思います。

ちなみに、そうなると、昨年のデータというのも締まって、分析が進んでいると思うんですけれども、今回、その分析の内容ですとか、それをどのように、今、生かしているのか、そういったものがあれば教えていただきたいです。

【櫻間学事振興課長】　県立大学の昨年度の県内就職率は33.2%ということで、その前年度から比較しますと、3.1ポイント減少したというのが昨年度の実績でございます。

この要因としましては、これまでもこの委員会でも少しご説明はさせていただいたんですけれども、本年、昨年度の卒業生が就職活動を本格化しました3年時の5月に新型コロナウイルスの感染症が5類感染症となりまして、インターンシップなどにおいて県外に目を向ける、そういった機会が増えたということで、県内就職率の減少に大きな影響があったものというふうに分析をしたところでございます。

そのため、今年度におきましては、そういった県内に向いている学生の目をできるだけ県内

企業の方にも向いていただく、より県内の方を見ていただくような取組が必要というふうに考えまして、まずこれまでも行っておりますけれども、県内企業との接点を増やすための合同業界セミナーですとか、企業説明会、ＯＢ・ＯＧとの座談会ですとか、キャリア相談など、こういった取組は引き続き継続しております。

それに加えまして、あとは採用活動が早期化しておりますので、それに応じてイベントの開催時期も変更したり、あるいはこれまでは県内企業から、今、こういった生徒はいますかみたいな企業からの問合せがあった際に、今、じゃあこういう学生がいますよというような、どちらかというと受け身の対応というのがあったところではございますけれども、そこを、学生が今どういった就職活動を行っていて、今、内定状況がこういう状況にあるというのを、大学の側から企業に対してプッシュ型で情報を発信していくという取組で、長崎県立大学キャリアサポーター制度という登録制度というのを今年度開始しております。こういった登録制度に企業に登録をしていただいて、登録をしていただいた企業には、どんどん大学の側から情報を積極的に発信していくと、そういった取組を実施しているところでございます。

【本多委員】　しっかりと分析したものを生かしていただいて、長く続くことですので、よりよいものを毎年毎年求めていただければというふうに思います。

先ほどの答弁の中で、情報システム学科に関しては、誘致企業がそういった人材をちょうど欲しがっているところに入ることができたと、そういった何か県全体の取組がうまく回っているんだなという事例をお聞かせいただきまして、よかったなというふうに思っております。

あと、情報システム学部自体の県庁への入庁がちょっと今年は今のところないということで、いつも言っているんですけれども、県庁が長崎県の中で多分一番大きい職場の一つだと思います。県庁が今からＤＸとかを進めていくと思うんですけれども、県内企業の先頭に立ってやっていかないといけない、そういった立場もあるんじゃないかと思っていますので、しっかりいい人材がいらっしゃると思いますので、そういった人材をしっかり採用いただいて、県庁の仕事がスムーズに進む、県庁が県内で一番それが進んでいるというような職場になれるようにしていただければと思います。

【中村(泰)委員長】　ほかに質問はありませんか。

【近藤委員】　私立学校のことで、ちょっと一つだけ質問です。

先ほどから中山委員とかが、いろいろ私立学校の指導の中でいじめとかなんとかの質問があってるんですけれども、私のところにも、よく保護者からいろんな形で、そういう悩みとかが来るんです。公立学校の場合だったら、そのまま教育委員会に回せばいいんですけれども、私立学校だったらどこに回せばいいのかなと、そういう私立の保護者の悩みとかなんとか、いろんなそういうのを受け付けるのが学事振興課の中にあるんですかね。

【櫻間学事振興課長】　保護者からのそういった学校内での相談について、本来は、公立高校における教育長という立場で言いますと、私立学校における学校法人ということにはなるんですけれども、ただ、やはり保護者の皆様からすると、学校法人も学校もちょっと同じようなものに見えるかと思います。そういった意味では、また別の組織に相談をしたいという思いがあら

れるかと思います。

そういった意味では、学事振興課の方にもそういった相談はよく問合せはいただきますし、そういった相談に対しては、学事振興課の方でそれぞれの保護者に応じて相談対応を行っているところでございます。

【近藤委員】　多分、学校から学事振興課にいろんな相談が多いと思うんです。学校の経営とかなんとかいろんな学校のあれで、学事振興課の方に校長とか教頭からの相談が多いと思うんですけれども、学校と生徒の間の相談事、それが学事振興課に大体じゃあ年間どれくらい相談が来ているか分かりますか、保護者から。

【櫻間学事振興課長】　年間何件というふうに集計はしていないんですけれども、問合せといいますか、相談につきましては、毎日のようにというぐらいにあって、それぞれ何らかの対応は行っているところでございます。

【近藤委員】　私立学校は、公立学校と違って建学の精神の中で、学校がそれなりに独自の教育方針とかなんとかをしっかりやった中で、いろんな問題事が出てくると思うんです。

その中で、それをどこにも相談、多分、学校の方に相談に行くんでしょうけれども、学校とのトラブルが結構ある中で、そのときには、もう公立学校だったら県の教育委員会に直接電話をしたりとか、そういう前例があるんですけれども、私立学校の場合には、保護者がどこにそういうときに、学校と意見が全然合わないときには、学事振興課の方に直接電話をしてきて、いろんな形で学事振興課がそれに対応しているということなんですかね。

【櫻間学事振興課長】　私立学校の所管が学事振興課であることをご存じの保護者の方は、もう直接学事振興課の方にお問合せをいただいております。

多いのは、やはり私立学校の相談についても教育委員会の方へご相談されることも多いようです。そういった場合には、教育委員会の方から、この所管は学事振興課になりますというところで、そちらの方からお話を学事振興課の方にいただくこともございます。

また、学事振興課の方に相談があります案件というのは、大体、既に学校には相談をされている案件というのが多いと思います。そういった中で、なかなか学校との間で解決に至らない、そういった場合に、学事振興課の方にお問合せをいただくことが多いかと思います。

【近藤委員】　それは分かっています。

それで、一番私が心配しているのは、公立も私立も退学者が出ているんですけれども、親によっては、授業料を納め切れないとか、そういう悩みとか、そういう前例が、私立なんかは、まだ授業料がただじゃないから、そこら辺の悩みで悩んでいる子どもさんたちが辞めていくというのがあるんじゃないのかなと。そういう実情というか、そういう件数とか、そういうのをしっかり学校と、もしも独り親になられて、急に授業料を払えなくなったと。そういう中で、やっぱりそれがそのまま子どもに関連して学校を辞めていくというのは、あんまりちょっとそういうことがないように、やっぱり私立学校の経営状態の中でも、生徒の授業料の未納とか、そういうのもしっかり把握しとってもらえればと思うんで、ぜひよろしくお願いします。

【中尾総務部長】　すぐれて児童生徒さんのプライベートに関わる部分にもなってくるので、そこは丁寧にやらせていただく必要があろうかと思います。

今般、政府の施策によりまして、私立学校の、

いわゆる授業料の無償化というものも行われていくという方針が示されている中でございますけれども、そういう経済的な状況ですとか、今般、ご報告いたしましたのは、いじめ・不登校にまつわるいろいろな諸課題に関してのご報告でございましたけれども、そこは丁寧に聞き取りまして、少なくとも公立・私立問わず学生さん、生徒さんが勉強する環境というものを整えられるように、私学としても、私ども私学を所管する学事振興課としてしっかりとサポートしてまいりたいと考えてございます。

【近藤委員】　よろしくお願いいたします。

【中村(泰)委員長】　ほかに質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　ほかに質問がないようですので、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

― 午前１１時１９分　休憩 ―

― 午前１１時１９分　再開 ―

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、教育委員会関係の審査を行います。

大変お疲れさまでした。

― 午前１１時１９分　閉会 ―

第 2 日 目

１、開催年月日時刻及び場所

令和７年１２月１０日

自　午前１０時００分

至　午後　３時４２分

於　委員会室２

２、出席委員の氏名

中村　泰輔	委員長（分科会長）
虎島　泰洋	副委員長（副会長）
中山　　功	委　　員
溝口芙美雄	〃
前田　哲也	〃
中島　浩介	〃
松本　洋介	〃
近藤　智昭	〃
坂本　　浩	〃
本多　泰邦	〃
山村　健志	〃

３、欠席委員の氏名

なし

４、委員外出席議員の氏名

なし

５、県側出席者の氏名

前川　謙介	教育長
狩野　博臣	教育政策監
坂口　育裕	教育次長
井手　潤也	教育政策課長
山下　健哲	働きがい推進室長
市瀬加緒理	福利厚生室長
山﨑　賢一	教育環境整備課長
松尾美智子	義務教育課長
熊本　　崇	義務教育課人事管理監
岩坪　正裕	高校教育課長
馬木みどり	高校教育課人事管理監
田代　賢司	高校教育課企画監
近藤　孝司	教育ＤＸ推進室課長補佐
近藤　亮二	特別支援教育課長
髙比良　裕	児童生徒支援課長
藤井　大作	生涯学習課長
岩尾　哲郎	学芸文化課長
鬼塚　晃嗣	学芸文化課企画監
松山　度良	体育保健課長（参事監）
岡﨑　天一	体育保健課体育指導監
竹之内　覚	教育センター所長

６、審査の経過次のとおり

― 午前１０時００分　開議 ―

【中村(泰)委員長】　委員会及び分科会を再開いたします。

なお、教育ＤＸ推進室前田室長から、本委員会を欠席し、近藤課長補佐を代理出席させる旨の届出が出ておりますので、ご了承願います。

これより教育委員会関係の審査を行います。

分科会審査に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日審査を行う第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分及び委員会付託議案である第121号議案ないし第123号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は関連があることから、まず、予算議案及び第121号議案ないし第123号議案について説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論・採決を行うこととします。

そして、委員会再開後、第121号議案ないし第123号議案について討論･採決を行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　それでは、そのように進めさせていただきます。

【中村(泰)分科会長】　まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

教育長より予算議案の説明を求めます。

【前川教育長】　おはようございます。

教育委員会関係の議案についてご説明をいたします。

分科会の説明資料の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

初めに、第103号議案のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、歳出の合計3億9,987万5,000円の減で、内訳は記載のとおりであり、内容といたしましては、職員給与費既定予算の過不足調整に要する経費であります。

この結果、令和7年度の教育委員会所管の予算総額は1,309億9,042万2,000円となります。

債務負担行為については、令和7年2月議会において了承をいただいておりました特別支援学校で使用するスクールバスの運行契約について及び6行目の県立学校のデジタル採点システムにおけるライセンス使用料について、現在設定している債務負担行為の金額では、令和8年度分の契約ができないことから、記載のとおり計上をし、また、3ページ中段の公の施設の指定管理者の指定に伴う管理運営負担金に係る経費として、記載のとおり計上をいたしております。

ここで、公の施設の指定管理者の指定に伴う管理運営負担金に係る経費の予算議案に関連する議案をご説明いたします。

委員会関係の議案説明資料の2ページをお開きください。

下から5行目にあります第121号議案及び第122号議案は、県立佐世保青少年の天地及び県立世知原少年自然の家、県立西彼青年の家及び県立対馬青年の家の指定管理者を記載のとおり指定しようとするものであります。

3ページをお開きください。

第123号議案は、長崎県立総合体育館、長崎県営野球場、長崎県小江原射撃場の長崎地区3施設、また、長崎県立総合体育館県北トレーニング室、長崎県立武道館の佐世保地区2施設の指定管理者として、それぞれ記載のとおり指定しようとするものであります。

なお、公の施設の指定管理者の指定につきましては、後ほど担当課長からご説明を申し上げます。

分科会説明資料の3ページ、下から3行目をお願いいたします。

失礼しました。次に、第106号議案のうち関係部分についてご説明します。

教育委員会所管の補正予算額は歳入予算では、国庫支出金6億5,869万5,000円の増、歳出予算の内訳は記載のとおりで、合計37億2,058万円の増であります。

この結果、令和7年度の教育委員会所管の予算総額は1,347億1,100万2,000円となります。

歳入予算の内容としましては、教職員給与費に係る義務教育費国庫負担金であります。

歳出予算の内容といたしましては、職員等の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)分科会長】　次に、生涯学習課長より補足説明を求めます。

【藤井生涯学習課長】　第121号議案及び第122号議案「公の施設の指定管理者の指定について」補足してご説明いたします。

委員会横長資料11ページをご覧ください。

今回、指定管理者の指定を予定しております青少年教育施設は、県立佐世保青少年の天地以下4施設でございまして、公募と非公募に分けて指定管理者の募集・選定を行っております。

まず、13ページの公募分についてご説明いたします。

佐世保青少年の天地、世知原少年自然の家の2施設については、一体的な運営による施設間の連携が可能となるよう、これまで同様に一括して管理運営できる指定管理者として募集いたしました。

1、選定経過については、去る7月25日から9月5日までの間、県公報やホームページにおいて募集を行い、現在の指定管理者である特定非営利活動法人長崎県青少年体験活動推進協会1者から応募がありました。

(3) の選定方法については、③に記載の学識経験者や財務の専門家を含む外部有識者5名により構成された選定委員会を設置し、7月8日と10月10日の2回、選定委員会を開催いたしました。選考に当たっては、17ページにお示しする別紙審査書の集計表にありますとおり、管理運営方針に関する事項や収支計画、組織及び人員に関する事項など、大きく5項目について、提出された事業計画や申請者によるプレゼンテーションを基に採点を行い、その集計結果により、指定管理者の候補者案が決定されました。

(4) 採点結果及び14ページの (5) 指定管理者候補者については、記載のとおりでございます。

(6) の選定理由ですが、人員の配置や緊急時の危機管理体制について適切な提案がなされ、安全・安心な利用が確保されていること、学校教育課程と連携したプログラムや、不登校、防災などの社会的課題に対応したプログラムなどの企画能力を有していること、企業やPTAに働きかけるなど、利用者層の拡大に向けた取組により、施設の利用促進が期待できること、また、管理運営実績とノウハウを有するなど、安定した管理運営が期待できることなどが委員から挙げられております。以上のような選定委員会の意見を踏まえ、県といたしましても施設の安定した管理運営のための計画内容などを総合的に検討し、当該団体を候補者としたところであります。

次に、非公募施設についてご説明いたします。

候補者については、(1) にお示ししております2団体です。

非公募としております西彼青年の家、対馬青年の家の2施設についても、公募施設と同様の方法により、選定委員会で審査していただきました。

採点結果については、15ページの2に記載のとおりでございます。

選定理由については、(3) に記載のとおりですが、先ほどの公募施設と同様に、人員や緊急時の危機管理体制について適切な提案がなされ、安全・安心な利用が確保されていることなどの理由を挙げさせていただいております。

2、指定管理期間につきましては、4施設とも令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。

なお、16ページに参考として記載しておりますが、4施設の管理運営に係る令和8年度から5年間の県負担金の債務負担行為限度額の設定については、補正予算としてご審議をお願いいたします。

今回の債務負担額については、前期である令和3年度から令和7年度までの第4期5年間の負担額と比較をしますと、約1億8,600万円の減となっており、主な減の内容は、千々石少年自然の家廃止に伴う県負担金の減でございます。

以上、第121号議案、122号議案についての説明を終わります。

【中村(泰)分科会長】　次に、体育保健課長より補足説明を求めます。

【松山体育保健課長】　第123号議案「公の施設の指定管理者の指定について」補足してご説明いたします。

文教厚生委員会横長資料18ページをご覧ください。

今回、指定管理者の指定を予定しております体育施設は、長崎地区による長崎県立総合体育館、長崎県営野球場、長崎小江原射撃場の3施設と、佐世保地区にある長崎県立総合体育館県北トレーニング室、長崎県立武道館の2施設であり、長崎地区、佐世保地区をそれぞれ一括管理する次期指定管理者を公募により募集いたしました。

1、選定経過につきましては、去る7月25日から9月5日までの間、長崎県公報やホームページなどを活用し、募集を行いました。また、8月8日と12日には施設の現地説明会を実施し、現在の指定管理者を除き、長崎地区では2社、佐世保地区では3社の参加がありましたが、最終的応募者は長崎地区、佐世保地区とも1者となっております。

選考方法につきましては、生涯学習課と同様でございます。

また、選定に当たりましては、提出された事業計画書や応募者によるプレゼンテーションを基に採点を行い、指定管理者の候補案を決定されております。

採点結果につきましては、(4) に記載のとおりでございます。

(6) の選考理由ですが、長崎地区の長崎DSスポーツ協会グループにつきましては、これまでの県体育施設の管理運営実績とノウハウに加え、長崎県スポーツ協会が持つ各団体との関係をご活用することで、さらなる事業の充実、利用促進等が期待できることとなっております。

また、佐世保地区の公益財団法人佐世保市スポーツ協会につきましては、佐世保地区にあるその他の体育施設の指定管理も行っており、各施設の連携はもちろん、長崎県スポーツ協会各競技団体とのつながりを生かした施設の管理運営等が期待できることなどとなっており、双方とも、現在の指定管理者としてこれまでの実績、蓄積された情報、ノウハウを基に、さらなる県民サービスの向上が見込まれるとされております。

以上のような選定委員会の意見も踏まえ、県といたしましても、施設の安定した管理運営のための計画などを総合的に検討し、当該団体を候補者としたところであります。

なお、指定管理の期間につきましては、5施設とも令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年としております。

また、施設の管理運営に係る令和8年度から5年間の県費負担金の債務負担行為限度額の設定

につきましては、補正予算としてご審議をいただくところでございます。

今回の債務負担額は今季、令和3年度から令和7年度までの5年間の債務負担額と比較いたしますと、人件費の上昇やエネルギー価格の高騰など、昨今の社会情勢の変化を踏まえ、次期指定管理期間の負担金に反映させたことにより、5年間で約1億8,500万の増額となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)分科会長】　以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第121号議案ないし第123号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本委員】　補足説明がありました横長資料の16ページに、これ、参考資料ということで、令和7年11月補正の債務負担行為限度額等ということで表が示されております。

その中の青少年教育施設の分で、ちょっとお尋ねでありますけれども、今回債務負担行為ということで、3施設といいますか、3つ、青少年の天地、それから世知原、西彼、対馬の青年の家ですね、8億5,823万5,000円ということになっております。前回の債務負担行為の限度額ということで比較がありますけれども、今回、通常、これ、体育施設も含めて、今説明ありましたように、物価高騰とか、あるいは人件費の高騰で当然上がるっていうのは理解できるんですけれども、これ、青少年の天地と千々石、それから世知原のところの比較で、前回は千々石少年の家が含まれているんだろうというふうに思いますけれども、これを、例えば、その千々石を除いた額っていうのを示してもらえば、上の1段目のところはこれぐらい上がったんだなっていうふうな比較ができるのかなというふうに思いますので、ちょっとそこら辺を示していただければと思います。

【藤井生涯学習課長】　ありがとうございます。ご指摘のとおり、ここにつきましては千々石の負担金を含めて示しておりました。千々石の負担金を除いて算出をしますと、2,800万円の増ということになります。

【坂本委員】　はい、分かりました。ありがとうございます。

それで、これ、債務負担行為限度額を設定するに当たって、今、先ほど説明ありました物価高とか人件費とか、そういう高騰の中で、やっぱり一定のこの指定管理のところを運営する事業者と一定その話をした上での積上げというふうな理解でよろしいでしょうか。

【藤井生涯学習課長】　お話しのとおり、指定管理者と日頃からやり取りをしている運営状況等を踏まえて、進めているところでございます。

【坂本委員】　了解いたしました。じゃあ、よろしくお願いいたします。

以上です。

【中村(泰)委員長】　ほかに質疑はございませんか。

【松本委員】　19ページの今度は体育館とかですね、指定管理のことでちょっと確認したいんですけれども、今回、長崎、佐世保でそれぞれ1団体応募があったということですが、まず、この団体、2団体はいつからこの指定管理者を受け持っているのか確認したいんですけど。

【松山体育保健課長】　指定管理制度につきましては、平成18年度から導入をしておりますけども、第１期、平成18年から22年までは、長崎県体育協会グループと現在の長崎ダイヤモンドスタッフが第１期をやっております。それと第２期、第３期につきましては、長崎ダイヤモン

ドスタッフ株式会社が単独で行っております。第４期につきましては、今回ご提案をさせていただいております長崎DSスポーツ協会グループが請け負っているというような状況でございます。

一方、佐世保地区につきましては、第２期から指定管理制度を導入しておりまして、これまで佐世保市体育協会、佐世保市スポーツ協会が担当しているというような状況でございます。

【松本委員】　20ページに書いてあるんですけど、DSってことは、要するにその長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社が平成18年から、形は変わってるけど、ずっとやっているということでいいんですかね。

【松山体育保健課長】　第4期までのうちに2期、3期が長崎ダイヤモンドスタッフが単体で指定管理を受けまして、第1期と第4期につきましてはスポーツ協会とグループになって、担っているというような状況でございます。

【松本委員】　単独でやるのとグループでやるのと、そこの違いっていうのはどういうことがあるんでしょうか。

【松山体育保健課長】　グループを組むか、単体でやるかっていうのは、業者の方でそれぞれお話合いをされる中で担ってこられたというふうに思っております。

具体的にどのような形でやるかっていうのは、応募者の方で決定をされると思うんですが、運営につきましてはですね、これまで同様、同じような形態で実施がなされているところでございます。

【松本委員】　重ねて21ページに、今回の予算が増額になっているんですけれども、特に長崎の方が金額が1億7,272万、5年間だとしても、ちょっと大きい増額なんですけども、この増額に関しては、もう、あちら側からのこれぐらいかかるという指定でしか、もう結局上限が決まってないわけであって、人件費やいろんな面でコストが上がるっていうような、先方からの要望という形になるんですか。具体的な根拠というか上がる部分のです。

【松山体育保健課長】　まず、指定管理者におきましては、県からの負担金、施設の利用料収入、それと、自主事業による収入により施設の管理運営がなされているところでございます。

今回の設定につきましては、第3期、令和3年から令和7年の実質負担額年間1億7,400万円を負担金として支出をしておりますけども、そこにエネルギー高騰、これにつきましては、令和5年、6年、それぞれですね、この負担金とは別に、約2,900万円の臨時交付金を活用した支援を行っているところでございます。

そういった金額でありますとか、あと、先ほど委員の方からありましたけども、人件費の上昇、そういったところを加味をいたしまして、こちらの方で決定をしているところでございます。

【松本委員】　分かりました。前からこの会社がずっとやってらっしゃる、1社でずっとですね、それはほかに応募がないっていうことで了とするんですけれども、ただ、逆に言えば、1社しかないから自分の言い分でできるところはあるのかなというところで、金額もそれは人件費も上がるわけですから、致し方ないところはあると思います。ただ、競争の原理が働いてないもんですから、あちらの言い値だけで全て通してしまうっていうのが、本当に大事なことは、やはりサービスの内容が低下しないようにしなきゃいけないし、じゃあ、もう高いから、これ以上かかりますっていうことで利用者の方の負担が

増えるとかですね、サービスの低下とかそういうことが落ちないように、もちろんチェックをする外部の方がいらっしゃると思うんで、そこはしっかり審査をしていると思うんですけれども、そういったところが公平にですね、公正になされるようにですね、引き続き、確認をしていただきたいというのと、もう一つ、点数のところで、20ページのその佐世保市スポーツ協会が900点満点中697点ということで、74％の得点になっているんですけれども、ここはやっぱり何か足りない部分があったのか、把握はしていらっしゃるでしょうか。

【松山体育保健課長】　おおむね8割程度は取れてるのかなというふうに思っております。この審査項目のうち、極端に点数が低いというものは特段ないというふうには思ってるんですが、どうしても武道館、トレーニング室を運営するということで、利用にやはり限りがある、施設としての限りがあるっていうところが、やはり少し点数としては足りないところがあるのかもしれませんが、おおむね8割近くの点数が取れていますので、良好なサービスが提供されているものというふうに考えております。

【松本委員】　今おっしゃったおおむねというところで、足りなかったところがあると、武道館等にですね。ということは、そこに関しては十分ではないという判断が外部からなされたわけでありまして、そしたら、そういった足りない部分に関しては今後の5年間で具体的にどのように改善していくかということは認識はあるんでしょうか。

【松山体育保健課長】　今後、具体的に話をしてまいりますけども、自主事業、こちらの方をもっと積極的に取り入れていただきながら、館の利用の方の促進を促していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【中村(泰)委員長】　ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】　ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】　討論がないようですので討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第103号議案のうち関係部分及び第106号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】　ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【中村(泰)委員長】　次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

教育長より総括説明を求めます。

【前川教育長】　それでは、教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

委員会の議案説明資料の2ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第109号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、121号議案、122号議案、123号議案の「公の施設の指定管理者の指定について」、134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」のうち関係部

分であります。

先ほどご説明いたしました第121号議案から第123号議案を除く議案の内容についてご説明をいたします。

第109号議案は、人事委員会の令和7年10月6日付の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与等について所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、令和7年度の給与改定において、若年層に重点を置きつつ、全世代を対象とした給料月額及び期末勤勉手当の0.05月分の引上げ、公立の義務教育等の教育職員の給与等に関する特別措置法、給特法の一部改正に伴う教職調整額の引上げなどであります。

3ページをお願いいたします。

第134号議案は、県議会をはじめ県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の５つの柱のもと、12の基本戦略を掲げる令和8年度からの5ヵ年計画として策定しようとするものであります。

このうち、教育委員会においては、主に基本戦略「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」に関連政策等を位置づけております。

「地域資源を活用し、こどもたちの新しい時代を切り拓く力を育む教育の推進」に関する施策においては、地域や企業等との連携など、様々な地域資源を活用することにより、子どもたちが新しい時代を切り開いていくための必要な「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育成するとともに、ふるさと教育やキャリア教育、グローバル教育の推進により郷土の未来を担い、そして、予測困難な時代を生き抜いていくことができる人材の育成等に取り組んでいくこととしております。

また、「すべてのこどもたちを支援する魅力ある学校教育の環境づくり」に関する施策においては、地理的条件にかかわらず、すべてのこどもたちの多様な学びのニーズに応えることのできる教育の推進や、地域と高校が一体となった社会に開かれた魅力ある学校づくりの推進のほか、教員が教職の魅力や働きがいを実感しながら働くことができる環境整備等に取り組んでいくこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせ、しっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

学校指定型のふるさと納税制度の開始については、10月29日から寄附の募集を開始しました。令和7年12月末までに頂いた寄附金は、令和8年度当初予算に計上し、部活動や特色ある教育活動に要する経費など、各学校の一定の裁量の下で、多様な用途に活用させていただく予定です。

各学校における教育環境のさらなる充実のため、県公式ウェブサイトへの掲載や県人会を通じた広報のほか、各学校から当該校の同窓会をお知らせするなど、積極的な広報活動を展開してまいります。

「ながさき次世代高校創生会議」の開催について。

少子化による生徒数の減少や、急速な社会変化等に的確に対応し、10年後、15年後を見据えた持続可能で魅力ある高校教育の構築に向けた

議論を深める場として、10月14日に第1回目の会議を開催しました。同会議に対して検討依頼している項目等については、後ほど担当企画監から説明をさせていただきます。

5ページの7行目をお願いします。

長崎の未来を担う子どもたちが、どの地域でも夢と希望を持って学べる環境を実現できる再編を目指して、県立高校の在り方の検討を進めてまいります。

令和8年3月公立高等学校卒業予定者の就職内定状況について。

本県が独自に調査した公立高等学校の新規高等学校卒業予定者の就職内定率等は記載のとおりであります。

下から2行目をお願いします。

10月末現在で、就職未内定者は474人おり、引き続き学校及び関係機関との連携強化を図り、就職を希望する全ての高校生が就職できるよう支援してまいります。

公立学校児童生徒の問題行動等調査について。

文部科学省が行った調査の結果が、去る10月29日に公表されました。

暴力行為の発生件数は本県でも915件と前年度より279件増加しております。

なお、暴力行為の1,000人当たりの発生件数でみると、全国が11.5件に対して本県は7.7件となっており、全国と比較すると低い状況にあります。

いじめ認知件数は、本県でも2,500件と197件増加しております。なお、いじめの解消率は全国76％に対し、本県は84.5％となっております。

また、本県の国公私立小・中・高・特別支援学校におけるいじめ防止対策推進法に規定する「重大事態」の発生件数は1件となっております。

3行飛ばしまして、長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は本県でも4,113人と、前年度より18人増加しております。

不登校の全児童生徒数に対する割合は全国が3.7％、本県は3.5％となっております。

7ページをお願いいたします。

今後も引き続き、暴力行為、いじめ、不登校など児童生徒の数生徒指導上の諸問題や課題の解消に向けて、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見、早期対応に努めてまいります。

また、子どもの心の安定を図る教育相談体制の充実や、子どもが育つ環境の改善に向けた支援体制の整備にも一層取り組んでまいります。

子どもたちの文化活動の推進について。

第39回ながさき“若い芽”のコンサート、「第21回長崎県高等学校総合文化祭」、「第20回長崎県中学校総合文化祭西彼・西海大会」の開催については記載のとおりであります。

ここで、追加1の2ページをお願いいたします。

「神楽」のユネスコ無形文化遺産への提案決定について。

国の無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において、「神楽」を令和7年度のユネスコ無形文化遺産、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表へ提案案件とすることが了承されました。

今回の提案では、全国で4,000を超えると言われている神楽のうち、本県の壱岐神楽、平戸神楽及び五島神楽を含む国の重要無形民俗文化財40件の構成で申請することとされており、令和10年12月頃の正式決定を目指し、関係機関等とも連携しながら、神楽の文化的・歴史的価値のさらなる発信に取り組んでまいります。

文化財の登録について。

国の文化審議会は、佐世保市の旧親和銀行本店本館と懐霄館及び諫早市のSEED1931諫早銀行

本店を登録有形文化財建造物にするよう、文部科学大臣へ答申を行いました。

3ページです。

今回の答申により登録されると、本県の登録有形文化財建造物は140件となります。

それでは、当初版の8ページにお戻りください。

文化財の指定について。

去る11月5日に県指定無形民俗文化財として、平戸市の舘浦の須古躍を新たに指定しました。今回の指定により、県指定の無形民俗文化財は24件となります。

スポーツの振興について。

第79回国民スポーツ大会は、去る9月28日から10月8日までの11日間を本期間として、滋賀県で開催されました。

本県においては、銃剣道競技成年男子の大会2連覇をはじめ、6種目において優勝を飾ったほか、弓道競技少年女子遠的競技の準優勝なども含め、団体、個人合わせて21競技54種目での入賞を果たし、目標であった51種目を上回るとともに、昨年の総合成績40位から30位へと順位を大きく伸ばすことができました。

選手、監督の皆様の健闘を心からたたえるとともに、応援していただいた皆様に感謝申し上げます。

引き続き、県スポーツ協会や各競技団体と連携し、さらなる競技力の向上を推進してまいります。

事務事業評価等の実施については記載のとおりでございます。

教職員の不祥事について。

過去に不適切な指導に係る指導を受け、「体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修」を受講していたにもかかわらず、令和7年6月、クラスでオンライン映像を見る際に集中していない被害生徒の態度を見て、きつく指導しようと思い、一瞬かっとなり、胸ぐらをつかむなどの威圧的な指導を行った県立高等学校教諭を11月7日付で懲戒戒告処分といたしました。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に取り組んでいる中、このような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対し深くおわび申し上げます。

今後も、全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、全ての教育関係者と連携し、不祥事根絶と信頼回復に向けた取組の推進に全力を傾けてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】　次に、教育政策課長より補足説明を求めます。

【井手教育政策課長】　今回ご審議をお願いしております第109号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分について、補足してご説明いたします。

令和7年11月定例県議会文教厚生委員会説明資料、横長資料の4ページをご覧ください。

まず、1、改正要旨についてでございます。

今回の条例改正は、令和7年10月6日に行われました県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、本年度及び次年度以降の給与改定を行うため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2、改正内容についてでございます。

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正及び市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正について、ア給料表の改定につきましては、国家公務員の俸給表の内容に準じた改定だけでは民間給与との較差が残ることから、各給料表の水準を、国家公務員の俸給表の改定に準じた上で、当該給料表の各号給の額に、一定の率として100分の100.3を乗じた額に改定することにより、平均3.37％引き上げるものであります。

教育職給料表などその他の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮し、引き上げるものであります。

イ教育職給料表の適用を受ける者のうち、その職務の級が3級または4級で、人事委員会規則で定める者の給料月額に対する加算額を5ページの表に記載のとおり引き上げるものであります。

ウ諸手当の改定の①宿日直手当の引上げについては、5ページのとおり、宿直手当の限度額をそれぞれ300円引き上げるものであります。

また、②期末手当、勤勉手当の改定については、6ページのとおり、年間の支給月数を引き上げるもので、一般職員については、現行の年間4.60月分を0.05月分引き上げ4.65月分とするものであります。

7ページをご覧ください。

③交通用具使用者に係る通勤手当については、現行の距離区分のうち50km以上55km未満から75km以上までの距離区分について、200円から4,200円までの幅で手当額を引き上げるものであります。

また、これまで距離区分の上限を75km以上としておりましたが、国に準じて上限を100km以上とし、75km以上の部分について、5km刻みで新たな距離区分を新設するものであります。

加えて、こちらも国に準じて駐車場等の利用に対し、1か月当たり5,000円を上限とする通勤手当を新設するものであり、手当の支給対象者や確認書類など制度の詳細については、国の取扱いに準じて対応してまいりたいと考えております。

8ページをご覧ください。

(2) 長崎県教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、教育長の期末手当の支給月数について、国の指定職俸給表適用者の改定に準じ、0.05月分を引き上げるものであります。

(3) 義務教育等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正については、公立の義務教育等の教育職員の給与等に関する特別措置法、給特法等の一部改正に伴い、表に記載のとおり、教職調整額を段階的に引き上げるよう改定するものであります。

また、横長資料への記載はございませんが、給特法等の改正に伴い、義務教育等教員特別手当について、校務類型に応じた支給が可能となるよう、関係規則を改正いたします。

9ページをご覧ください。

(4) 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、多学年学級担当手当を廃止し、児童または生徒の負傷疾病に伴う救急の業務、及び児童または生徒に対する緊急の補導業務に係る教員特殊業務手当の日額を500円引き上げるものであります。

3、実施時期について。

給料表の改定を令和7年4月1日に遡及して実施するほか、改定の内容に応じて、9ページのとおり実施したいと考えております。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】　以上で説明が終わりました。

第121号議案ないし第123号議案の質疑につきましては分科会において終了しておりますので、第109号議案のうち関係部分及び第134号議案のうち関係部分に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本委員】　109号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、ちょっと確認をさせてください。

今、教育政策課長から説明が、補足説明があったとおりであります。いわゆる県の人事委員会の報告と勧告に基づくものと、今回は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が6月に一部改正をされまして、それに伴う、いわゆる教職調整額の引上げということで理解をいたしました。

人事委員会勧告、それから教職調整額の引上げということで、これは一般質問でも質疑させていただきましたけれども、全体的には処遇改善ということにつながるというふうなことで理解はするんですけれども、ただ、一方で、今、最後の方で言われましたけれども、これ、条例改正っていいますか、規則のところに、いわゆる義務特手当だとか、あるいは給料の調整額だとかそういったものが、今回の条例改正に伴って一部、人事委員会の規則ですかね、これに明記をするということですけれども、この条例といいますか、処遇改善等につきましては実施時期について、9ページの方に書かれておりますけれども、基本的には来年の1月1日からの施行ということになろうかと思うんですが、その規則の改正の部分っていうのもやっぱり1月からということになるのか。これは条例じゃないですから、議案外でも質疑がいいのかなというふうに思うんですけど、中身についてはですね、実施時期だけについて、ちょっとその規則の部分というのがいつからになるのか、それだけちょっと確認させてください。

【井手教育政策課長】　義務教育等教員特別手当の改正につきましては、規則において学級担任加算などの改正を予定しており、令和8年の1月1日からの改定を考えております。

【坂本委員】　これは今回のこの給与の条例の改正に伴って同じ、合わせて1月1日からと、から規則に明記をするということでよろしいですね。ただ、中身についてはすみません、議案外の方でさせていただきます。

【中村(泰)委員長】　他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、第121号議案ないし第123号議案も含めまして討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第109号議案のうち関係部分、第121号議案ないし第123号議案及び第134号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【井手教育政策課長】　政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料についてご説明申し上げます。

対象期間は令和7年9月から10月まででございます。

資料2ページをご覧ください。

こちらは県が箇所づけを行い、市町等に対し内示を行った補助金の実績でございます。

直接補助金は、「指定文化財保存整備事業補助金」2件を記載しております。

資料3ページをご覧ください。

こちらは1,000万円以上の契約案件の実績でございまして、競争入札の結果につきましては、4ページから6ページに記載のとおりでございます。

資料7ページをご覧ください。

7ページから14ページは、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたもので、教育庁に関係するものとして、長崎市からの要望など6件となっております。

資料15ページをご覧ください。

15ページから20ページにかけては附属機関等会議結果の報告であり、長崎県立長崎図書館協議会など計4件の会議結果を掲載しております。

以上、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】　次に、高校教育課企画監より補足説明を求めます。

【田代高校教育課企画監】　ながさき次世代高校創生会議の第１回の会議について補足して説明をさせていただきます。

なお、県立高校の現状や国の高校教育改革に関する動向についても併せてご説明をさせていただきたいと思っております。

サイドブックスの資料、教育委員会補足説明資料「県立高校再編に係る大綱策定について」をご覧ください。

資料6ページ目をお願いいたします。

県立高校の現状の課題について、3つの項目に分けて整理をしております。

1点目が今後の15歳人口の見通しについてですが、15年後に中学3年生となる令和6年の出生者数は7,000人というふうになっております。今年の春の中学校を卒業した生徒数が1万1,517人でございますので、15年後には4割弱の15歳人口が減少することが見込まれております。この減少幅を単純に県立高校の募集定員に当てはめますと、机上での計算となりますが、4学級規模の学校で20校に相当する数となります。

2点目が、県立高校の小規模化についてです。

この15年間、県立高校の統廃合は行わず、離島や半島地域においては、通学環境なども考慮して、小規模校をできる限り維持する方針の下、生徒数の減少には、学級数の削減のみで対応をしてまいりました。その結果、表の吹き出しに記載しておりますが、1学年当たり2学級以下の学校数は、平成23年度10校だったものが令和7年度には15校となり、また、3学級以下の学校は、令和7年度には半数以上を占めるといった状況になっております。今後、さらなる少子化の状況を踏まえますと、再編整備については検討を避けられない状況かと考えているところでございます。

3点目でございます。県立高校の募集定員に対する定員割れの状況でございます。

令和7年度の県立高校の募集定員に対する入学者の充足率は80.6％と過去最低値となっており、特に離島や半島地域では地域内の子どもの数の減少、都市部への大規模校への進学が影響いたしまして、地域別の充足率は、離島地域で55.5％、半島地域で67.3％と、さらに低い水準となっております。

7ページ目をご覧ください。

このような現状も含めまして、現在、今後の県立高校の在り方について検討を進めているところでございます。

具体的には再編整備に関する方針を大綱として整理し、来年の6月には県民の皆様にお示ししたいというふうに考えております。

大綱の内容につきましては、外部有識者を含む関係者会議、ながさき次世代高校創生会議において、現在、議論をしていただいております。

なお、再編整備に当たっては、生徒数に応じた機械的な統廃合ではなく、10年、15年先を見据えた新たな学びを創出するような、魅力ある再編に取り組んでいきたいと考えておりまして、例えば、普通高校や農業、工業、商業などの専門高校の枠を超えた再編についても検討していきたいというふうに考えております。

また、離島・半島地域では、小規模校であっても地域の活力となる存在の一つとして、地域と密着したその学校ならではの教育活動を展開している県立高校もあることから、再編については、地元市・町や地域、産業界、様々な立場の方々からご意見をいただきたいというふうに考えております。

さらに、大綱策定の基礎資料とするため、県内の公立高校の生徒、国公立の中学生、小中学生の保護者を対象に、本年7月14日から8月末にかけて、ニーズ調査も実施しております。その主な内容につきましては9ページから11ページに掲載しております。

12ページ目をご覧ください。

来年度から高校授業料の無償化が始まります。それに伴いまして、公立高校離れが懸念されるという全国的な課題がございます。この対応も含めまして、国において、公立高校の高校教育改革に関する施策が現在進められております。

具体的に申し上げますと、②でございます。3党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策、黒丸の3ポツ目をご覧いただきたいんですが、高校教育改革に関する基本方針として、「高校教育改革に関するグランドデザイン2040」を文科省が今年度中に作成し、各都道府県では、この国の方針を踏まえまして、実行計画を令和8年度中に作成することとなっております。その上で、各県の高校教育改革が円滑に進むよう、国では、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することとなっております。

13ページ目をご覧ください。

その国の基本方針グランドデザインについてですが、骨子が11月28日に文科省から示されております。

2040年に向けて、深刻化する生産年齢人口の減少や人材需給のミスマッチを解消し、強い経済と地域社会を支える人材を育成することがグランドデザイン策定の背景となっておりまして、高校生が学校で自ら問いを立てる力や、他者とともに価値をつくり出す力などを身につけ、希望する進路に進み、生涯を通じて幸福に暮らしていくことができるよう、3つの視点から、グランドデザインの策定が進められております。

1つ目ですが、AIに代替されない能力や個性の

伸長です。

探究的な学びを推進し、生徒の好きを育み、得意を伸ばしていくと定めてあります。

2つ目、我が国の社会経済を発展させる人材育成です。工業、農業など専門高校の機能強化や普通科改革による理数系、デジタル系人材の育成を図ると定めてあります。

3つ目、一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会のアクセスの確保です。少子化が進む地域でも、学校間連携や遠隔授業を活用し、質の高い学びの選択肢を保障すると定めてございます。

今後、大綱を策定するに当たりまして、この国の示すグランドデザインを盛り込んで、新たな交付金を創設されますので、しっかりと活用しながら、再編に係る教育環境整備の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

14ページ目をご覧ください。

大綱策定に係るスケジュールですが、ながさき次世代高校創生会議の第1回目の会議を10月14日に開催しました。委員につきましては、15ページに記載のとおり、公募委員を含む17名で、大学教授、民間の教育事業者、金融機関、シンクタンク、市町の教育委員会の教育長、中学校・高校のPTA及び学校長などの代表者で構成しております。

今後、3回程度ご議論をいただいた後、再編整備の方針となる大綱案を会として今年度中に取りまとめていただく予定としております。

その結果を踏まえまして、令和8年6月を目途に県として、これからの県立高校の方向性を示す大綱を策定していきたいと考えているところです。

また、大綱策定後8年度の後半から9年度にかけて、地区別説明会や地域での意見聴取を行いながら、県立高校の具体的な再編整備計画を策定する予定としております。

16ページ目をご覧ください。

10月14日に開催しました第1回の創生会議において、委員の皆様には今後の高校の在り方について、左側の下部に青字で記載しております3つの事項に沿ってご検討いただくようお願いをしております。

まず、1点目は、全ての生徒が自己の在り方、生き方を主体的に考え、多様な学びと社会参画を実現できる魅力ある新しい県立高校の在り方についてです。

これからの教育は生徒自身がどう生きたいかを考え、主体的に学び続ける力を育むことが求められております。人生の選択肢が多様化する中で、従来の枠にとらわれない新しい高校の姿について、自由な発想でご検討をお願いしているところでございます。

次に、2点目は社会や地域の期待に応える特色ある再編整備の方向性についてです。

教育の質を保つためには、学校規模の適正化や地域との連携が重要でございます。地域の特色を生かした学校づくりや、地域の未来を担う高校の在り方について、幅広い視点からご検討をお願いしているところでございます。

最後に3点目は、特色ある教育を可能にする教育環境整備の在り方についてです。

再編に伴う施設整備や通学支援など、柔軟で実効性のある環境づくりが求められます。地域と協働した学びの場や企業との連携など、教育機会の確保に向けた支援体制についてもご検討をお願いしているところでございます。

17ページ目をご覧ください。

第1回会議における委員の皆様の主なご発言をまとめております。

主なものを申し上げますと、まず、高校再編においては、目的や意義を明確にすることが重要であり、多様性への対応や共通性の確保といった観点を踏まえるべきとの指摘がございました。

また、不登校生徒への支援、理系人材の育成、少子化に対応した専門学科の統合なども論点として挙げられました。

加えて、離島と都市部をつなぐ学びの仕組みの構築、主体的思考力を育む授業の展開、教員、産業界、行政が連携した教育支援体制の整備についてもご意見があったところです。

さらに、学校が地域のコミュニティの中心であることを踏まえた役割の再認識、居住地に関係なく、教育機会を確保するための環境整備など、多岐にわたるご提案がありました。

以上で私の補足説明を終わります。よろしくご審議願います。

【中村(泰)委員長】　ありがとうございました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますのでご覧願います。

なお、審査対象の陳情番号75、79となります。

陳情書について何かご質問はありませんか。

【虎島副委員長】　私からは陳情番号75番、教育環境充実に関する陳情書についてご質問いたします。

こちらはですね、長崎県PTA連合会からいただいております。

県PTA連合会はですね、今回初めて県に対して、こういう陳情書を提出されたということです。この内容については、PTA組織の話ではなくて、子育て環境のことで、何とかよくしたいという思いで、2つ、2件について陳情をしてくださいました。

子どものために、また、学校のために、しっかりと考えて提出いただいたということで、非常に重く受け止めております。

私も委員長も共に、また別に、この陳情書を受け取るということもいたしました。

この内容について少し質問したいと思います。

まず、1番ですけれども、特別支援学級の定員が現在8名ということになっております。内容としては、8名ではなかなか、支援も必要な生徒さんをですね、8人同時に指導するというのは非常に無理があるというような意見が現場、そして、保護者の皆さんからいただいているということでございました。

そこでですね、現在、この特別支援学級が長崎県内で何クラスぐらいあって、どのような学級があるのか、支援が必要な種類によって教室がつくられていくということですけども、どんな種類があって、何教室程度あるのかというのをお知らせください。

【熊本義務教育課人事管理監】　失礼いたします。

まず、令和7年度における特別支援学級の数ですけれども、特別支援学級については現在、県内で1,262学級が開設をされております。

【虎島副委員長】支援学級の種類と小中学校の別も分かれば教えてください。

【熊本義務教育課人事管理監】　失礼いたしました。特別支援学級の種類につきましては、知的障害、それから言語、情緒、肢体、それから難聴、弱視、病弱といった種類がございます。

それぞれ小学校においてはそれら全ての合計が879学級、そして、中学校においては、それら全ての種別の合計が383学級となっております。

【虎島副委員長】　ありがとうございます。か

なりの数がですね、現在あるということですけども、この陳情の内容にあります最大8人というのを6名にした場合、どのくらいの数が該当してですね、学級が増える、増やす必要があるのかというのを教えてください。

【熊本義務教育課人事管理監】　失礼いたします。現在、先ほど申し上げました特別支援学級の数で想定しますと、この基準を8名から6名に削減した場合、新たにですね、小学校では教員の数で言いますと126名が、そして、中学校では24名の教職員が必要となってまいります。

【虎島副委員長】　つまりは6名以上見ている学級が小学校で126クラス、中学校で24クラスとあるということと理解をいたしました。聞くと、この教員っていうのは特別な指導を受けたわけではない方ばかりがほとんどであるというふうなお話でございました。

現在、この教職、教員の数が足りないと。成り手不足というところもある中、なかなか厳しい状況等はございますけれども、この実現可能性について教えてください。

【熊本義務教育課人事管理監】　この特別支援学級についてはその必要性というのは十分に承知をしているところでございますが、やはり現在、この人材不足であるということから、非常にこの確保というのは非常に困難であると捉えております。

なお、この特別支援学級の編制基準引下げにつきましては、政府の政策要望を通して国に要望をしているところです。

【虎島副委員長】　ありがとうございます。

国でですね、基準が引き下げられるということであっても、教員の不足ということにはなかなか厳しい状況ではあると思いますけれども、何とか頑張っていただければと思います。

続いて2番ですね。教頭先生にPTA業務を担っていただいている現状があるということですけども、実際、現場の状況について分かる範囲で教えてください。

【熊本義務教育課人事管理監】　教頭の働き方の現状としましては、例えば、昨年度におきまして、時間外勤務45時間超えの教頭の割合が全部で44.8％となっております。これは全教職員の平均であります13.6％を上回っているという状況でございます。

その要因の1つとして、PTAに関する業務等の対応もあると捉えておりまして、この教頭の働き方改革というのは喫緊の課題であるというふうに捉えております。

【虎島副委員長】　教頭先生の働き方改革というのは非常にいろんな場面で耳にすることであり、喫緊の課題であるということでございますけれども、実際このPTAの業務負担ということについて、どのような対策を講じているのか教えてください。

【藤井生涯学習課長】　失礼します。PTAの事務につきまして、教頭先生が単位PTAであったり、連合会の事務を担っている状況が多くあることは、私どもも認識しているところであります。

県PTA連合会の皆様とも、こうした課題があることについては、私ども生涯学習課としましては、日々の情報交換の中で共有をしているところであります。

PTA活動について助言をしていく役割を担っております生涯学習課としましては、こういった特定の教職員や保護者の負担とならないような、時代に合ったPTAの在り方、例えば、アナログ的な活動でいまだ行われているような活動でありますとか、事務内容についてはデジタル化していくでありますとか、これまで多くのPTAで

長く運営されてきております、いわゆる専門部活動といったようなものにつきましても、従前のやり方でよいのかというふうなことの見直しを図るなどの検討をしていただくよう、市・町教育委員会でありましたり、県・市町のPTA連合会とも共有してまいりたいと思っておるところです。

今後、県のPTA連合会の皆様とも連携をしていきながら、望ましいPTAの在り方について、今後も協議をしていきたいと思っております。

【虎島副委員長】　PTAのですね、陳情書では事務補助員の配置というようなお話もありましたけども、そもそものPTAの業務とかですね、教頭先生の業務というところをしっかりとしていきたいというようなお話と理解をいたしました。

この補助員についても、ぜひ様々な観点から検討いただきまして、この陳情をしっかりと受け止めていただきたいと思います。

私からは以上です。

【前田委員】　関連で質問させていただきます。

今PTAの事務についてありましたけれども、すみません、そもそもPTA事務ってどんなことがあるんですか。

【藤井生涯学習課長】　教頭先生のPTA事務、学校によって結構大きく異なる部分もあるんですけれども、例えば、PTA行事の企画運営に一緒に教頭先生も入って運営をしていくでありますとか、文書の作成でありましたりとか、学校によっては多少、物品を買ったりとか、何かそういったふうなこともやっておられているというふうなことで承知をしているところです。

【前田委員】　それは各学校でその事務補助員が配置されてるとこあると思うんですが、そういう方にはその業務は今はできないっていうふうになってるんですか。

【熊本義務教育課人事管理監】　失礼いたします。学校の教職員がPTA業務を行う場合については、例えば、県立学校におきましては、地方公務員としての職務に専念する義務というのを特例的に免除をさせていただいて。

【前田委員】　事務補助員ができる仕事なんですかっていう質問です。

【熊本義務教育課人事管理監】　事務補助員につきましても、市や町の雇用になりますので、同様の取扱いが必要になってくるかと思われます。

【前田委員】　そうであるならばですよ、この書きぶりだと事務補助員が配置されてても、PTA業務が業務として定められてないっていうふうに、これ、私は読み取ったんですけども、そうじゃないっていうことですね。

【中村(泰)委員長】　暫時休憩します。

― 午前１１時１１分　休憩 ―

― 午前１１時１４分　再開 ―

【前田委員】　よく分かりました。その上で、今後このことについて、いろんな種々検討していただくという中で言えば、まずは、教頭先生の45時間以上の勤務が四十数％あるという実態の中に、このPTA業務も含まれているところであるならば、それは45時間以上の中にですね、どれぐらい含まれてるのかっていうのは、やっぱりしっかりアンケートか何か取っていただいて、まず、実態を把握してほしいと思います。

それと、その負担を軽減する中で、今教育長が言われたような事務補助員のところの厳しいこともあるけども、選択肢としてあるんであれば、そこの検討もしていただきたいなと思っております。

参考までに、その各学校に事務補助員を配置

するのは、これは市・町教育委員会の管轄って書いてますけども、今そのどれぐらい配置っていうのはなされているんですか。それに対して、県として財政支援をしてほしいというような要望にもなっていますけども、そのことに対する見解をお伺いして、この質問を終えたいと思います。

【中村(泰)委員長】　暫時休憩します。

― 午前１１時１５分　休憩 ―

― 午前１１時１６分　再開 ―

【中村(泰)委員長　陳情につきましては、要望としてとどめていただいて、分かった段階でお知らせいただければと思います。

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくこととといたします。

10分休憩を挟ませていただいて、11時25分再開といたします。

― 午前１１時１６分　休憩 ―

― 午前１１時２５分　再開 ―

【中村(泰)委員長】　それでは再開します。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　質問がないようですので、次に議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【前田委員】　先ほどは通告なしにすみませんでした。

今日の補正予算も説明があった中で、やっぱり全て予算に係るのかなと思っています。せんだっての個人質問の中で、私は産業労働部に対して、やっぱりもう少し突き抜けるんだったら、予算をしっかり取るべきだということで、正直言って、その20%シーリングしてって、あのやり方に対して、あれじゃ、なかなかですね、どこも突き抜け切れないよなと思ってるんですね。

そのことはもうちょっと置いておきながらですね、僕は産業労働部同様、教育委員会も今日言葉であった、ながさきの未来を担う子どもたちのためにってことを考えたときに、もう少ししっかり予算を取ってきて、いろんな展開をすべきだなという趣旨にのっとって質問したいと思います、そういうことを踏まえて。

今現在ですね、教育にかかっている予算全般ですけども、本県は離島とか、小規模の学校も抱えていますので、先ほど言ったように、人件費等の額も膨らんでると思うんですが、まずもって全体的に、九州各県と比べて、長崎県の教育にかける予算がどういう状況なのかをご答弁いただきたいと思います。

【井手教育政策課長】　教育委員会所管の予算全体のことについてのお尋ねでございます。

教育委員会予算、教育委員会所管の令和7年度当初予算額は、1,309億9,071万円でございまして、九州各県の中で見ますと、福岡県、沖縄県、鹿児島県、熊本県に続きまして5番目に多い予算となってございます。

【前田委員】　1,309億ということで、今回の補正で1,347億1,100万になったということですけども、全体としての順位聞いたときに5番目ということで、沖縄とかやっぱり鹿児島とも長崎県同様、離島とかを抱えているから、もしかするとその教育の予算の中に人件費も結構含まれて

いると思うんですけども、人件費を除いたところでですね、どれぐらいの位置にあるのかということと、産業労働部の場合に単純比較するときに、なかなかやっぱ条件が違いますから、産業労働部では事業者1社当たりに対して予算が幾らになってるのかって質問したんですが、教育委員会で置き換えると、児童1人当たりに対して予算が幾らぐらいかということの質疑をさせていただいて、その順位等も確認させてもらいたいと思います。

【井手教育政策課長】　今、ご質問いただきましたうち、まずは職員給与費を除きました行政経費といたしましては、令和7年度当初予算額につきましては189億8,633万4,000円となっておりまして、これは九州各県の中で見ますと、7番目となっております。

続きまして、児童生徒1人当たりの予算額ということでございました。

最初にご答弁申し上げました全体予算で見ますと、児童生徒1人当たりの金額といたしましては、やはり九州各県で見ますと5番目となりますけれども、給与費を除いたところで見てみますと、児童生徒1人当たりの金額は、やはり7番目ということになります。

【前田委員】　1,309億円の中で、人件費等を除いたら189億、しかというか、しかなんでしょうね。しかないっていうことなんでしょうけども、九州各県の中で比較しても、やっぱり7位ということを含めたときにですね、やっぱり、冒頭話しましたけども、これからそのどこにお金かけるかっていったときに、やっぱり子どもにお金かけるってことはすごく大事だと思うんですね。そういった現況を見たときに、まず、その今の現状について、教育長としてどういう認識を持っているのかですね、お尋ねしたいと思います。

【前川教育長】　前田委員からご質問ございまして、課長から答弁申し上げましたけれども、教育予算の中で職員給与費を除いたところの事業費であったり、あるいは教育環境を整備していく予算というのは、九州の中でも決して多いような状況ではないと思っています。

特に、本県、もともと財政基盤、非常に脆弱でありましたけれども、三位一体の改革以降ですね、やっぱり選択と集中、コスト削減っていうのは続いておりまして、教育委員会としてもなかなか思い切った予算の要求ができていないというそういう状況が長く続いているというふうに認識をいたしております。

【前田委員】　予算要求の査定率もですね、確認させてもらいましたけども、十分な予算要求できない中でもそこでもさらに査定がかかっているという現状を考えたときにですね、やはり僕個人的に見ても、もっともっと整備、ハード面で整備してほしいこともあるし、ソフト面をもっと充実させてほしいということがあります。

例えば、後ほど今日質問出たかもしれませんけども、ちょっとハードとは違いますけど、タブレットですね。前回もいろんな議論できましたけど、その中で佐賀と大分は県が負担しているってことですけども、多分その負担額ってかなり何十億という金額、その財源がどこにあるか分かりませんけども、やっぱりそういったことも含めて、あわせて学校校舎も老朽化しているし、特に施設の中見ると、トイレ等の改修等も急がれるところかなと思ってます。

ソフト面を見たときに、さっきタブレットの話もしましたけども、各種のKPIの指標の中で、検定等ですね、そういうものの達成率がまだ達していないってなったときに、他県においては、そこに対して助成をしているような県もありま

す。

私個別に少しやり取りさせてもらっている、これから子どもの探究学習をもっともっと進化させてほしいという中で、今年初めてですね、5,000円掛ける800人分、400万ですね、予算もつきましたけども、そういうこともまだまだその予算を拡大してほしいということを、僕自身は思っています。今日、こういう質疑やらせてもらってですね、少なくとも長崎県の予算がそこまで突出してないっていうか、低い方にあるっていうことを数字で事前に見せて、資料としてもらったので、できましたら、その資料を委員長の許可取ってですね、各委員の中でも共有させていただいてですね、財政厳しい中で大変かもしれませんけども、やっぱりどこにお金をかけるかってなったときに、教育にかけるってことはとても大事だと思いますんで、その上で、しっかりとこういう議会の声も踏まえてですね、予算要求をもっとしっかりやると、大胆にやるっていうことをしないと、もっと突き抜ける選ばれる県にならないのかなという気もしていますので、そういうことを最後に要望したいと思いますが、総括してですね、教育長として僕のやり取り含めたところで、決意というか思いを述べていただいて質問を終えたいと思います。

【前川教育長】　ありがとうございます。

これから教育の面で、ソフトの面ではグローバル教育であったり、探究あるいは文理横断、また、新たなAIへの対応などですね、様々な課題がございます。ハード面でも1人1台端末であったり、あるいはもう夏場の猛暑対策のための空調整備、あるいはトイレの改修とかですね、本当に教育委員会として早急に力を注いでいかなければならない喫緊の課題が数多くございます。教育県長崎の確立のためにも、必要な予算というものをしっかり確保できるように、知事部局の理解を得ながら、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございます。

【前田委員】　すみません、別の質問に入ります。

以前からですね、その教職員の現場において僕らも地元で聞いてんですけども、やっぱり保護者への対応、クレーム対応ですね、大変だということで、僕はカスハラっていう見方をしてますけど、カスハラという言葉が適切かどうかは別としてですね、以前から県の条例でも必要かもしれませんけども、教育委員会としては早急に、その教育現場におけるカスハラの指針を立てるべきだということを要望していますけども、現状、どんな進捗になっているのかをご答弁いただきたいと思います。

【馬木高校教育課人事管理監】　ありがとうございます。以前の委員会の議論を踏まえて、今年度、調査をしております。例年実施している県立学校ハラスメントに関する調査の中にカスタマーハラスメントの項目を追加して実施をしたところです。

県立中学校・高等学校、特別支援学校の全教職員を対象にしてやっております。

令和6年10月1日から令和7年9月30日の間に起こった内容について回答を求めたところです。

その中で、様々なハラスメント挙がってきてるんですけど、今回そのカスタマーハラスメントに関わるものも数件、内容が挙がってきております。

内容としましては、保護者からの過剰な要求というものが多かったというような状況がございます。

そういったことも踏まえてですね、少し取組

をしております。前、申し上げましたとおり、弁護士相談窓口とか、それから、学校経営アドバイザーとか、そういった対応をしていたところですが、それに加えてですね、留守番電話対応を新たに始めてみたり、そういったことを今少し進めているところです。

【前田委員】　実態を調査していただいたっていうのはありがたいですけども、今おっしゃったような3つぐらいの対応含めてですね、ちょっとなかなかそれだけで学校現場の方の教職員の方が、それで本来の仕事に専念できるかってなったら、ちょっと難しいのかなとまだ思っています。

他県でも、このこと問題になっていて、つい先日の新聞等にも、よその県の事例等もありましたので、少し先進事例も確認していく中で、もう少し明確に、学校現場に対して指針を出せるようにしてほしいと思っていますけども、再度答弁を求めたいと思います。

【馬木高校教育課人事管理監】　ありがとうございます。

長崎県教育委員会「ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意するべき指針」を、以前、つくっておりました。ただ、このハラスメントの中には、先ほどと同様、カスタマーハラスメントについての内容が含まれておりません。そういった意味で、内容に少し古いところもありますので、この今、既存の指針の中にですね、カスタマーハラスメントに対する内容を至急追加をしていくことを考えております。県のハラスメントの対応指針、長崎県カスタマーハラスメント対応基本指針であるとか、先ほど委員がおっしゃったような、他県の事例とかもしっかり内容を確認しながら、積極的に検討していきたいというふうに思っております。

【中村(泰)委員長】　先ほどの前田委員からありました資料の提供ですけれども、委員の皆さんにですね、配付いただきますようよろしくお願いいたします。

【中山委員】　校種間連携について、お尋ねいたしますが、先日9月の26日、常任委員会で、子ども政策局の方に対しまして、子どもの健全な育ちについて考えるプロジェクトについて、幾つか質問をしたわけでありますが、その折、幼保小連携に課題がたくさんあるということが指摘されました。

そこで教育委員会のこの事業に対する現状認識、課題、今後の取組について、幾つか質問をしたいなと思いますが、まず最初に、現状の評価についてでございますが、前期教育基本振興基本計画、令和1年から令和5年までにおいて、幼保小の接続、園と小学校との交流を2回以上実施とありますけども、最終目標はですね、100%になっておりますが、これに対して、令和5年度55.2%ということでですね、非常に低い。このことをですね、こども政策課の方はですね、未来課の方はこれをしてきたんだろうというふうに考えておりますが、これについての評価ですね、教育委員会としてこれをどういう評価しとるのかお尋ねしたいなと思います。

【松尾義務教育課長】　ありがとうございます。幼保小連携につきましては、これまでもいわゆる推進協議会等をしながらですね、進めてまいったわけですが、先ほど中山委員の方からありました、いわゆる幼保小連携のいうところの部分について、なかなか活動が2回以上できているものが55.2%というところでなかなか進んでいない部分もあるのかなというふうに感じております。

ただ、幼保小連携による教育活動の実施状況

というところを確認しますと、連携をしているところは、もうほぼほぼ98％以上あるというところもありますので、そういったところの連携している内容等について、今後、また確認をしていく必要があるかなというふうに考えているところです。

【中山委員】　基本的には内容の問題だと思うんですよね。それでね、この幼保小連携については、子ども政策局ができる前からですね、取り組んできている問題で、かなり長い時間を経過しているわけですね。

それで、このたびのその交流についてね、基準年、平成30年のですね、68.3％ですね。はるかに下回ってるわけですね。5年間かけて基準年を大きく下回っておると。この辺の要因について、義務教育課として、どのように分析しとるのか、お尋ねしたいなと思います。

【松尾義務教育課長】　幼保小連携の必要性、重要性というのはですね、各学校しっかりと考えているところだと思っております。

先ほども申しましたとおり、教育活動の実施状況につきましては、一定何らかの連携を図っているということですが、先ほど言われました下がっているというところにつきましては、30年度を基準としてということでありましたので、途中コロナ関係もございましたので、そういったところでの減った部分もあるのではないかなというふうに捉えているところです。

【中山委員】　このね、コロナはね、一つ影響しとることは間違いないと思うんですけれども、園側としてね、このコロナもあってね、交流しようという積極的な関わりが薄いというようなね、調査結果が出とるわけね。これを踏まえてどうするかという問題になってくるわけですよね。

そこでね、就学前の施設にとって、小学校への働きかけることのですね、抵抗感が強いと指摘されているわけです。これに対してどのような取組をしてきたのか。ここを解消せんことには、なかなか難しいなって考えているわけでありまして、結果は小学校の方で出てくるわけであってね、幼稚園の送り出すわけやから。そうなると、小学校の方から義務教育の方が積極的にね、働きかけていく必要がね、僕はあるんじゃないかと思いますが、それを踏まえてどういうふうに取り組んでおったのか、お聞きしたいなと思います。

【松尾義務教育課長】　ありがとうございます。先ほども申しましたとおり、幼保小連携につきましては、本当に必要な部分であるかなというふうに思っておりますので、先ほど申しました幼保小連携推進協議会におきまして、やはり市町教育委員会の方と、幼保小連携の在り方についてですね、情報共有をさせていただいているところです。

各学校の取組から申しますと、1年生の生活科の学習の中で、幼稚園生を招待して昔遊びをしたり、そういったところでの交流を図っている学校もございます。そういったところのですね、交流の成果とか効果についてもですね、しっかりと情報共有ができればよいなというふうに考えています。

【中山委員】　交流は、やっとるけども、言いたいことは、今現在、いろいろな子どもがおると。子ども一人一人についてね、的確に把握してないんじゃないかと。そこは十分じゃないんじゃないかと。そこに問題点がある出とるんじゃないかなというような話をしとるわけです。

そこでね、こういう意見がありますよ。市町教育委員会による園訪問や、園と小学校との入

学前の引継ぎは、特別な支援が必要な園児を確認することを中心に行われているとね。ここなんですよ。このためにね、教育委員会として、県教育委員会として、市町教育委員会、どのような形で指導しとるのか。これ、最近の9月の段階でこういう指摘受けとるんですよ。どういう指導をしておるのか、市町教育委員会に対して。そこをお聞きしたいなと思います。

【松尾義務教育課長】　先ほどおっしゃいました幼稚園、保育園の子どもたちの情報をしっかりと小学校につなぐということはとても大事だと考えております。特に、1年生で学級編制をする際の、やはり資料となりますので、そういったところの情報についてはしっかりと各学校において、入学前、後の情報交換をしているというような状況を聞いております。

ただ、先ほど言われましたとおり、園側の方から、要するに幼稚園、保育園の方から逆に課題意識があるという部分については、しっかりと市町教育委員会や各学校にも伝えていく必要があるかなというふうに考えております。

この幼保小連携のことにつきましては、先ほど申しました推進協議会もですが、各市町の指導主事研修会等におきましても、その重要性等についてはしっかりと指導してまいりたいと考えております。

【中山委員】　指導するっていうことによってその中身の問題ですよね。どういうふうに充実していくのか。お互いにウィン・ウィンの関係をどう持っていくのか。そういう結果を出していく形なってくると思うんですね。

そこでね、やはり先ほどちょっと話したけども、園から学校に来た小学校に来た場合ですね、生徒がいろいろ、例えば、保育園、幼稚園インターナショナルスクールとか、海外からの転居した人とかですね、入学前の児童の状況がですね、様々であるということがですね、さらに複雑化しておるということなんですよね。

そこでね、これ、1つの対策の1つでね、プレクラス制度、東京都港区の小学校で導入しとるんですけどもね。入学当初は1か月間、仮クラスね、プレクラスとしてですね、児童の状況を見た上で、正式には5月にクラス編制をするというようなことになってるようではございますけれども、この場合、やはり慎重に取り組んでいる学校もあるわけですね。そうすると、もう1回改めてお尋ねしますけれども、本県において、その小学校のクラス編制の予定というかね、どの辺に、時代に応じてやっぱり変わってくると思うんです、時代に応じてね。そのクラス編制の要請についてどのように考えているのか、お尋ねしたいなと思います。

【松尾義務教育課長】　ありがとうございます。先ほどもお伝えしたとおり、園からの情報等を基にしっかり学級編制をさせていただいているところですが、3月末ぐらいにですね、園の方からの情報をいただくような会を各学校、設けていると思います。

その子が入学してくるお子さんが在籍をされる幼稚園、保育園等にしっかりと連絡をして、その方々に来ていただく、もしくは伺って、しっかりと情報をいただくというようなところをしているのではないかと思っております。それを基に、基本的には学級編制をさせていただいているところです。

その際に、先ほどおっしゃいました仮クラスをして5月にというような取組等もあるということですが、多分、長崎県内においては4月に学級についてはもうしっかりと決めて、子どもたちを迎えているという現状ではないかなという

ふうに考えております。そのような学級編制につきましては、先ほど申しました3月末に園からの情報をいただいた上で、子どもたちの関係性のことであったりとか、そういったことを含めて編制をさせていただいているというところになります。

【中山委員】　ぜひね、やはり保育所と小学校は、かなり段差が多いですよね。それであれ、クラス編制を併せて、やはり幼稚園では、遊びながらやっていくというのが基本にやってきとるでね、そうなると、やっぱり遊びながら、遊びのある授業というのをね、少しやっぱ研究していって、真四角な形でね、授業ばかりじゃなくて、遊びを取り入れた中で、授業をどういうふうに理解していくのか。この辺のね、技術的な問題もあると思いますけどもね、ぜひ、そういう対応を、ひとつお願いしておきたいなと思います。

それと、特にもう一つ、小中校の連携ですね。特に中学校は思春期っていうこともあったりするけども、やはり不登校あたりが非常に多いわけね。そうなると、小学校から中学校に来るときの段階で、なかなか学びについていけないというようなこともあろうかと思いますけれども、この小中連携の現状と課題ね、これをどういうふうに捉えておるのかお尋ねしたいと思います。

【松尾義務教育課長】　ありがとうございます。先ほどもおっしゃっていただいた、幼保小連携だけではなく、校種間、小中の連携につきましても、基本的にはしっかりと連携をしている状況にございます。

基本的に小中学校、ほぼほぼ99％の学校の方で小中連携を行っているところです。

逆に、連携をしていないところはあるのはなぜなのかというところがあると思いますが、そこはいわゆる分校、いわゆる低学年しか在籍をしないという学校につきましては、連携といいますか、教育活動しておりませんが、基本的には高学年がある小学校につきましては、中学校との連携をしっかりとしているところです。

ただ、中1ギャップとかいう話もございますので、6年生から中学校1年生に上がる際の、いわゆる先ほどのような情報交換といいますか、そういったところをしっかりとやっているところではないかと思いますが、なかなかそれが中学校の中で生かされていない部分もあるのかもしれません。中学校の中でいろいろな問題が起きたときに、再度小学校に情報を求めたりとかいうような現状もございますので、やはり3月の小学校から中学校に上がる際の情報交換のところについて、しっかりと改めてやっていくようにということで話をしていきたいというふうに考えております。

【中山委員】　ぜひね、この辺についてはやはり小学校から中学校に上がるときに、やはり正確な情報を、お互いに共有していくと。この辺がやはり基本になってくると思うんですよね。それと併せて、小学校時代に潜在化したやつが中学校で顕在化してくるってこういうケースもあるんでね、よくよくその辺を専門家を見ながらね、やはりつなぎをしていくと。その辺についてもっと力強くやっていく必要があるんではないかなということを指摘しておきたいと思います。

それと、もう一つお尋ねしますけれども、この幼保小連携事業と子どもの健全な育ちについて考えるプロジェクトのこの関係性ですね。これ、どういう考えればいいのか。僕としては、幼保小連携がうまいこといっとるからプロジェクトに進んできたのか。このプロジェクトは、

いじめの予防防止という観点があるわけですね。これの関係性がね、どうなっておるのか。それと、このプロジェクトの今後の展開をどう考えておるのか。この辺をちょっとこっちだったかな。お尋ねしたいと思います。

【藤井生涯学習課長】 ありがとうございます。本プロジェクトの意見交換会の方を受け持っているところでございます。

本プロジェクトについては、不登校だけじゃなくて、いじめでありますとか、いわゆる学校内での問題行動であるとか、そういった子どもたちが増えているというふうな状況をもって、関係者の皆様方にお集まりいただいて、今後、どのようなことができるかというふうなことを、その背景を含めて検討しているところでございます。

そうした中で、現在、2回目の会議が終わったところであります。そこで出てきてきた論点といたしましては、幾つかございますが、まずは先ほどもお話にありましたような、幼児期からの育ちの連続性に関わること、ほかに愛着形成でありますこと、または子どもたちの感情の調整がうまくいかないというふうなこと、または居場所づくりのこと、そういった面の多面的な観点でお話が出てきたところでありました。

今度、次は3回目、年明けにもう一度意見交換会をします。その中では関係者の皆様方、多様な皆様がお集まりですので、それぞれの皆様方の立場でどのようなことができるかでありますとか、また私ども県の課題として、今回このことにつきましては、広く社会に訴えていきたい取組にしていきたいと考えておりますので、単純に保護者、親御さんに起因することであるとか、学校に起因することとかっていうふうなことではなくて、広くいろんな面で社会ぐるみで取り組んでいきたいというふうなことを先の視野として持っておりますので、そういったことに向けて関係者の方々から丁寧に意見を伺っていきたいと考えているところです。

【中山委員】 今ね、いろいろお話あったけども、私、これをやはり発展させていく必要があろうと考えているんですよね。やはり今の子どもっていうのは、私が感じるのにやはり、親子の関係、兄弟の関係、社会との関係、やっぱつながりがやっぱり弱くなっておるということが基本にあって、そこでやはり信頼関係ね、先生との仲も含めて、誰かとやはり信頼関係をつくっていくことによって、心の安定というか、そういう部分が出てくるんだろうと思うんですよね。

そういう中で、教職員と児童生徒一人一人と向き合う時間の確保が、働き方改革しとるけども、なかなか十分まだ取れないという状況にありますよね。

そういう中で、あわせて今グローバル人材を育てようということも言われておりますけどもね。そういう中で、僕、愛のね、愛の握手の作戦というかね。愛の握手作戦。そして、学校に来たときでもいいけども、先生の大きな手と小学生1年生の小さな手と合わせてね、問題、要点はこれだけじゃなくて、やはり目と目を合わせると。目を、アイコンタクト、ここをきちんと習慣できれば、やはり必然的に心と心が通ってくるんではないんじゃないかなと、こういうふうに思ってるわけですよね。

そして、これは時間もあんまりかからない、握手するのはね。そういう意味ではこれをね、幼稚園とか保育所とか、この小学生の低学年の時代ね、やはり教育活動の中でね、1回やってみたらどうかなというような考え方をですね、持

ってるわけでございますが、その点について教育委員会の考え方についてお尋ねしたいなと思います。

【中村(泰)委員長】　時間が来てますので、最後のやり取りをお願いします。

【中山委員】　あと1回駄目かな。

【松尾義務教育課長】 ありがとうございます。教師にとって、子どもたちのことをしっかりと理解をすること、子どもたちと心を通わせること、とても大事なことだと思っております。そして、さらには子どもと教師の信頼関係づくりをすること、その中で委員がご提案していただいています握手につきましては、やはり子どもとしっかり向き合って教師の愛情を伝え、子どもの表情を身近に感じることのできる、ぬくもりのある行為の一つではないかなというふうに思っております。子どもとの信頼関係を築いて理解をする上で有効な手だての一つとして考えているところです。あくまでも、子どもの理解や信頼関係づくりということが大切だと思っておりますので、その手法については、その握手だけというわけではなくて、やはり子どもたちの発達段階や、いわゆる状況、お子さんの中には目を合わせることを苦手としているお子さん、体に触れられることを苦手とするお子さんもおりますので、やはりそういった子どもたちの状況や各学校の実態に応じた柔軟な手法や取組が望ましいのではないかなというふうに考えているところです。

【中山委員】　最後にします。

この握手のね、というのは日本人は両手でこうやるけども、外国人は全部片手でやるんですよね。僕、1回外国行ったときに、両手で握って、笑われたことあるんですよ。握手についてもね、これは儀礼ですからね。日本人頭を下げてこうするけどもさ、必ず外国人は手を先に出すんですよ。この辺を、きちんと、グローバル人材を育てようということであれば、そういう子どもたちの状況はいろいろあるとしても、段階的にすればいいわけであってさ、段階的にね。ぜひ、これを幼保小連携事業かね、またはその子どもを健全に育ちを考えるプロジェクトの、これを今後、事業化していくためにね、こういう事業の中で、モデル事業として、1回取り組む必要があるのではないかなというような気がしておりますんで、今日もうこれくらいにしますけど、ぜひ、一つモデル事業として、幼保小連携事業あたりで取り組んでやってみたら、長崎方式というか、独自の方式がね、長崎で開発されるかもしれないし、ぜひ、一つ、積極的な取組を期待して、質問を終わります。

【中村(泰)委員長】　それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は1時30分から第１号請願「ゆたかな学びの実現、教職員定数改善等に関する意見書の採択を求める請願」の審査を行い、午後2時30分より、第２号請願「本県の教育条件を改善しすべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うよう求める請願書」の審査を行います。お疲れさまでした。

― 午後　零時　１分　休憩 ―

― 午後　１時２９分　再開 ―

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。

これより請願審査を行います。

第1号請願「ゆたかな学びの実現、教職員定数改善等に関する意見書の採択を求める請願」を議題といたします。

紹介議員から説明をお願いします。

【堤議員】 紹介議員の堤典子です。本請願は、

子どもたちの豊かな学びや学校の働き方改革を実現するために、教職員の定数改善等に関する5つの項目を措置することを求める意見書を国に提出していただきたいというものです。

5項目の内容は、1つ目は、35人学級を着実に実施し、さらなる少人数学級の検討を行うこと、2つ目は、働き方改革や長時間労働是正に向けて、教職員定数を改善すること、3つ目は、自治体で、国の基準を下回る弾力的な学級編制ができるよう、加配の削減をしないこと、4つ目は、新規採用者が専門性を発揮して意欲的に働き続けられるよう、処遇改善に必要な財政措置を講じること、そして、5つ目に、教育の機会均、教育水準の維持向上のため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

子どもたちの学びの力を引き出し、その成長をサポートする教育の仕事は大変やりがいのあるものです。しかし、様々な教育課題、多様な子どもたちや保護者への対応が増えて、多忙な長時間労働の仕事であることから、教員希望者は減少しています。今年6月に公立学校の教員給与特別措置法、給特法が改正されて、残業代の代わりに基本給の4%相当を支給している教職調整額を、来年1月から毎年1%ずつ、10%まで引き上げていくことになりましたが、学校現場の深刻な状況の改善にはとても追いつかず、教職員定数の改善は急務です。先生たちが元気で生き生きと働き、分かる授業を工夫し、子どもたちの小さなつぶやきやSOSをキャッチできるためには、教職員が本務である仕事に専念できる環境を整える必要があります。県の政府政策要望にもしっかり盛り込まれています。

子どもたちの豊かな学びを実現し、学校現場の働き方改革の実現に向けて、請願への各委員の皆様のご賛同をよろしくお願いします。

なお、請願人が趣旨説明を希望しておりますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。以上です。

【中村(泰)委員長】　この際お諮りいたします。

請願人から趣旨説明を行いたい旨の申出があっておりますが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　ご異議なしと認めます。

よって、請願の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で簡明にお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

― 午後　１時３２分　休憩 ―

― 午後　１時３５分　再開 ―

【中村(泰)委員長】　委員会を再開いたします。

これより、請願についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本委員】　今日は請願人、そして紹介議員のお二方ですね、大変お疲れさまです。今出されました請願1号のですね、ゆたかな学びの実現、教職員定数改善等に関する意見書のですね、採択を求める請願について、それぞれ趣旨説明がありました。そのことを含めてですね、少し教育委員会の方とそれから請願にもですね、幾つか質疑をさせていただきます。

まず、請願で出された5項目につきましては、ほぼ県教委が毎年、国に対して政策要望を出しています。今年度も義務教育に関わる教職員定数の改善と確実な財源保障、それから、学校のニーズに応じた専門スタッフや多様な人材の配置推進に係る財政支援の充実、それから、公立学校施設の設備促進、公立学校におけるICT環境設備に関わる財源措置の充実というふうなこと

で、それぞれ要望を出されております。

それで、まず、教育委員会の方にお尋ねですけれども、1項目のですね、中学校での35人学級を着実に実施することということとですね、それから、さらに少人数学級について検討することということでありますけれども、この少人数学級についての県教委としての認識をお尋ねいたします。

【熊本義務教育課人事管理監】　お尋ねの、まず、少人数学級編制についてでありますが、少人数学級編制につきましてはご承知のとおり、子ども一人一人に目が行き届く教育が推進できるといったこと、また、子どもたちが抱えるような様々な問題にきめ細やかに対応することができることといったような効果があると認識しておりまして、本県におきましても、小学校、中学校へ順次進めてきた経緯がございます。

【坂本委員】　ありがとうございます。それから、2番目のですね、教職員定数改善を推進ということで、これは国の方に、定数改善を求めているとおりだろうというふうに思います。

3番目の国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施というふうなことがありますけれども、これは午前中の陳情審査の中でも一つの例として、いわゆる特別支援学級の編制基準について、県のPTA連合会の方からも引下げを要望しますというふうなことで、そのときの質疑の中で、県教委としても国に要望しているというふうなの答弁がありましたけれども、そのことをもう1回確認させてください。

【熊本義務教育課人事管理監】　今ご指摘いただいたとおり、国の標準を下回る学級編制についての弾力的運用等についてはですね、同様に、加配定数の確保も含めて国の方に要望させていただいているところでございます。

【坂本委員】　それから、5番目のいわゆる義務教育国費の国庫負担制度の維持ということなんですけれども、これもですね、午前中、ちょっと教育長からも答弁ありました、いわゆる三位一体改革後、本来であれば、それまではこの義務教育の国庫負担というのが2分の1、2分の1だったんですけども、それが三位一体改革の中でですね、いわゆる構造改革の中で3分の1に減少、国の負担の方がですね、減らされたというふうなことになっております。

特に、本県は離島とかですね、離島、半島を抱えまして、県内の全ての地域で均等な教育を受けるためにこの義務教育の国庫負担というのは非常に重要な制度ではないかなというふうに認識をしておりますけれども、現在の3分の1、これをもちろん地方財政、地方交付税措置もありますので、一定確保はできてるんだろうというふうに思いますけれども、その重要性と今後も維持していくことについてはここに書かれている内容で間違いないかどうか、そこを確認させてください。

【中村(泰)委員長】　答弁できますか。暫時休憩します。

― 午後　１時４２分　休憩 ―

― 午後　１時４３分　再開 ―

【中村(泰)委員長】　再開します。

【井手教育政策課長】　義務教育費国庫負担制度につきましては確実に財源措置がなされるように国に要望をしているという状況でございます。

【坂本委員】　それぞれありがとうございました。

それから、最後に請願人の方にお伺いいたします。

4番目の教職員の処遇について、新規採用を継続的に確保するということと、それから、そのことが専門性を発揮して意欲を持って働くことができる。それと、専門性を発揮して、意欲を持って働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じる。具体的にどういうふうなことを講じていけばいいのか、そこについてちょっと認識をお伺いします。

【中村(泰)委員長】　しばらく暫時休憩します。

― 午後　１時４９分　休憩 ―

― 午後　１時４９分　再開 ―

【中村(泰)委員長】　ほかに質疑ありませんか。

【坂本委員】　それぞれ県教委の担当課、そして、請願人のご答弁、ありがとうございました。以上です。

【中村(泰)委員長】　ほかに質疑、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

【近藤委員】　自民党会派を代表しまして、本請願に反対の立場から討論させていただきます。

現在、政府・与党は誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す、令和の日本型学校教育の構築に向け、ICT活用と少人数の学級を車の両輪として取り扱っております。令和7年度予算においては、教師等の働き方改革のさらなる加速化等を挙げており、小学校35人学級の計画的な整備に必要な経費が盛り込まれております。現時点において、できる限りの対応を行われていることに加え、来年度概算要求においては、文科省予算10%増が計上されており、GIGAスクール構想の継承や中学生の切れ目がなく、35人学級が実施されること等が計画されております。

自民党令和の教育人材確保に関する特例委員会は、昨年5月、政府に対して、令和の教育人材確保に向けた緊急決議を政府に対して要請し、教師の処遇を抜本的に改善すること等について要望を行いました。それを受けて本年6月、教職員給与特別措置法改正法が成立し、教職調整等額を従来の4%から10%まで段階的に増額することや、時間外勤務時間を30時間程度とするよう、目標値が盛り込まれました。また、義務教育費国庫負担金に関しては、義務教育における教育水準に格差が生じないよう、教職員給与費の全額を補償することの制度は必要な制度であると考えております。

しかしながら、制度の負担割合の拡充に関しては、ほかの政策と整合性の観点から、また、厳しい財政状況下にある国の負担割合を高めることは、現実的ではないと考えております。

以上の点を踏まえまして、既に政府・与党による様々な対策が行われていることによって、本請願には反対をいたします。委員各位のご賛同をよろしくお願いします。

【中村(泰)委員長】　ほかに討論はありませんか。

【坂本委員】　改革21を代表して請願に対して賛成の討論をさせていただきます。

子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を実現するために教職員がやりがいを持って授業をはじめとする教育活動に打ち込める環境を整備することが不可欠であります。このことが教職員の魅力化につながり、さらには持続可能な学校教育の実現にもつながっていくというふうに考えております。

今、反対討論の方がありました。もちろん政府・与党として、そして、県議会の自民党会派さんとしてですね、この請願と向かう方向は同じではないかなというふうに私、聞きながら、感じた次第であります。

ただ、一点だけですね、義務教育の国庫負担制度を維持することっていうふうな項目がありますけれども、これは、必ずしもその負担割合を求めているものではありません。そのことはぜひ確認をお願いしたいというふうに思います。

もちろん今、政府・与党が取り組まれている内容、そして、今国会今年の6月に、いわゆる改正給特法が成立をしたというふうなことで、今からもっと働き方改革含めた教職員の定数改善とかそういったものがさらに進めなければならないというふうに思っております。

そういう状況の中で、県の方も毎年、国に対して政策要望活動を行っておりますけれども、今回の請願につきましては、この5項目の意見書を国へ提出をするというふうなことでありますので、こういった流れを加速をさせ、そして後押しをするというふうな位置づけではないかというふうに認識しておりますので、この請願について賛成ということで討論をさせていただきます。

委員各位のご賛同方をいただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　これをもって討論を終了いたします。しばらく休憩いたします。

― 午後　１時４９分　休憩 ―

― 午後　１時４９分　再開 ―

【中村(泰)委員長】　委員会を再開いたします。

第１号請願に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第1号請願「ゆたかな学びの実現、教職員定数改善等に関する意見書の採択を求める請願」を採択することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【中村(泰)委員長】　起立少数。

よって、第1号請願は不採択するべきものと決定されました。

以上で請願の審査を終了します。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。本委員会を代表いたしまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

請願人にはご退出いただきたいと存じます。

しばらく休憩いたします。

― 午後　１時５０分　休憩 ―

― 午後　１時５３分　再開 ―

【中村(泰)委員長】　議案外所管事務一般につきまして、質問を続行させていただきますが、ご質問ございませんでしょうか。

【松本委員】　では、質問させていただきます。お手元にもお配りされていますふるさと納税について、まず、質問させていただきます。

前回の議会でも質疑がありまして、もう早速の対応ということで、部長説明資料にも4ページに、10月29日から寄附の募集を開始したというふうにあります。

このビラがあるんですけれども、まず現状として、今12月ですけれども、その募集を開始した状況についてお尋ねをいたします。

【井手教育政策課長】　10月29日にふるさと納税の募集を開始をいたしておりますが、現状の寄附金がどれくらい集まったかということにつ

きましては、11月末現在のところで、25校に合計36万6,000円の寄附を頂いているという状況でございます。

【松本委員】　まだ、始まったばっかりで1か月で周知もされていないと思います。これはあくまでもふるさと納税ではございますが、通常のふるさと納税と違って返戻品があるわけではありませんし、それともう一つは、やはり寄附される方が母校への思いでされるものでありますから、まず、この制度を知らないことには寄附もできないわけであります。

やっぱり今後、この制度をせっかくつくったのであれば、いかにして母校への思いがある方に届けていくか､要するに必要なことをですね。それと、やはり各学校に対しての寄附になりますから、学校が何に必要な寄附なのかと。何のための寄附なのかっていうところを、やっぱり寄附したいって思っていただけるための熱意であったり、必要性っていうのをやっぱりいかに伝えるかっていうのが大事になってくると思うんですけれども、そういったところの、事務的にホームページつくっただけではなかなか厳しいかなと思うんですけども、もうちょっと踏み込んだ取組についてはいかがお考えでしょうか。

【井手教育政策課長】　学校指定型ふるさと納税制度につきましては、制度をつくりまして以来ですね、在京の同窓会を通しました周知ですとか、長崎ゆかりの交流会でのチラシ配布、またフェイスブックやインスタグラムなどによる情報の発信というものを行ってまいりました。一部報道機関にも取材をいただきまして、報道を通して発信をしてきたところでございます。

今、委員からご指摘のありました学校がどのようなことに使おうとしているのかとかいったような、卒業生の方々に響くような、情報をどのようにお届けするかということにつきましては、私どももまだ制度始まってちょっと間もないところもございまして、足りてないところがあるかもしれません。学校の方にはですね、そういったところをちょっと工夫するようにも呼びかけていきたいと思いますし、県庁の中でもＰＲ戦略課ですとか、広報課の方にも、どのような広報が効果的なのかというところをですね、ご相談しながら磨き上げていきたいというふうに思っております。

【松本委員】　特にですね、やはりさっきの午前中の質疑でも、やっぱり教育の予算が限られた予算の中で、そして、生徒児童数が今度減っていく中で、そしてまた、私学も無償化していく中で、やっぱり公立高校の置かれている状況は大変厳しいものがあると思います。やっぱり教育環境を整備していく上で、なかなかこういう部分で生徒が困っているところ、もちろん保護者会とかもあるんですけれども、特に12月は帰省される方が多いと思います。そしてまた、年末で納税のことを考える人も増えてくると思うので、いかにそこの部分をこのチラシもそうですけど、ＳＮＳ等ですね、またＯＢ会とかに相談して伝えることも大事だし、地元の地域もやはり公立高校に存続していただきたいという思いもありますから、やはり地域でこの地元の県立高校を育てていくとか守っていくとかですね、そういった思いというのもやはり大事なんじゃないかなというふうに思っております。

私学もこれ、同じように始めていますので、やはり同じように取り組まれると思いますので、しっかり皆さんに伝わるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、ながさき次世代高校創生会議についてです。先ほど補足で、資料で説明いただきまし

た。ありがとうございます。

それで、要するに今後、高校再編どうするかという話になってくると思うんですけれども、先ほどのご説明の中の資料の14ページですね、再編整備に係る大綱策定に係るスケジュールが提示されております。

これだと、今10月14日の第1回会議が終わって、今後、今月からですね、2回、3回、4回とこの会議をされるわけでございますが、やはりちょっと気になったのは、もちろん再編整備に係る会議でありますから再編の内容にはなるんですけれども、この後3回でどのような議論をして、そして、発言の中で争点になることとか、ただ話を聞くだけではなくて、何を議論していくのか、進め方というかまとめ方というか、そういうものが分かればお願いいたします。

【田代高校教育課企画監】 10月14日に第1回目の会議を開催させていただきまして、県立高校の現状、今取り組んでいる学び、また、ニーズ調査を実施いたしましたので、その辺りもご説明して、具体的な生徒が自ら可能性を発揮し、社会の変化に主体的に対応する力を育むことができる魅力ある県立高校についてどのような具体的方策があるのかというところで、先ほどご説明しましたけど、3つの視点ですね、多様な学びと社会参画を実現できる魅力ある新しい県立高校の在り方、社会の期待に応える特色ある再編整備の方向性、特色ある教育を可能にする教育環境整備の在り方についてですね、検討をご依頼しております。その後ですね、各委員さんの思いというのをいただいているところでございます。

第2回目の会議を今月12月21日に開催させていただきますが、1回目で、委員さんの皆様の思いをお聞きしております。それを先ほど申しました3つの項目に整理をいたしまして、具体的な方策について、さらにご議論を深めていただくというふうに考えております。

そして、3回目、4回目の会議につきましては2回目の議論を踏まえた上で、大綱案という形で整えながら、ご協議をいただきたいというふうに考えているところでございます。

【松本委員】 15ページにですね、そのメンバーのリストがあるんですけど、ほぼほぼ教育関係の方々、内部の方々なんですね。だから、今やっている関係者の方々が多い。7割ぐらいですね。その中で、これ、次世代を次の世代のために創生をする、新しくつくり替える会議なんですよね。だから、そこの中で、4回の限られた回数の中でどれだけのものが精査できるかっていうところがすごくハードルが高いと思うんですね。

やっぱり論点の中のポイントの中で、ぜひ考えていただきたいのが、そもそもの話なんですけれども、何でその公立に何が足りないのか、なぜ私立の専願の数が増えていっているのか。だから、公立の魅力、私立の魅力、それぞれあると思うんですけれども、今後、私学が無償化されていく中で、公立を維持していくために限られた、今度さらに生徒数が減っていく中で、その中で公立、私立が生徒数を取り合うような感じになるんですよね。その中で、やはり公立の魅力を、やっぱり旧来のものではなくて、さらにやはり大きく再編するような、本当に大きく今までと違うような、やはり学科とかカリキュラムとか、そういったものの魅力を高めないと、ただただその数合わせで減らすっていうことだけをしても、抜本的な解決にはならないと思うんですね。やはり生徒から選ばれるようなカリキュラムの内容にしていくためには、私学

にないものを公立がこれから磨きをかけていかなきゃいけない。それを僅かこの短期間でやらなきゃいけないってことですから、やはりそれなりの論点であったり、その情報であったり、また、他県の取組とか、そういったものも様々並べた中で、一般論ではなくて、やはりそういう、もうドラスティックに変えるぐらいの思いでやっていかないと、せっかく集まって話すのに、大綱の部分が今までどおりの保守的な内容であったら、せっかくつくったところで、ただの数を減らしただけにならないように、やはりそういったところを考えていただきたいと思います。

ニーズのところの10ページのところにですね、それが顕著に出ていまして、子どもたちがやはり何で高校を選ぶかっていうところが、やっぱり学科とコースが一番に上がっているんですね。それとですね、もう一つはですね、これもオープンスクールに行った生徒たちからよく聞くんですけど、学校の雰囲気っていうのもあるらしくて、私は両方行ってないから分かんないけど、やっぱり公立、私立って全然雰囲気が違うそうです。それはもう多分行った人間しか分からないんでしょうけれども、そこのところで何か公立と私立の違いがあるならば、そこはまた改善していけばいいわけであって、そういったところを見直していくことが、やはり創生につながるんではないかなと思うんですが、教育長は今後のこの在り方についてどのようにお考えですか。

【前川教育長】　まさに、我々が重要な視点として思っているところは、松本委員ご指摘のとおりでございまして、今回の再編につきましては大きく2つ、再編の目的を持っております。

1つはやはり15年後、20年後見たときに、児童生徒数が減少していくということが1つ。そして、もう一つはやはり学びが大きく変わっていくというところ、これから変化の激しい世の中を子どもたちが将来生き抜いていくために、どんな学びが必要か、この後者の方が非常に大事な部分だと思っておりますので、単なる数合わせではなく、従来の枠組みを打ち破るような、そういった新たな再編を。ここは私学ともお互いに生徒を取り合う、争うという視点ではなくて、私学とも連携して、きちんと私学も本県を支える教育資源の一つという視点で、私学とも協議をしながら、大胆な再編を行っていきたいと思っております。

【松本委員】　おっしゃるとおりで、やはり私学も私学で努力をしていらっしゃるわけで、そして、私学の得意な分野と、公立が得意な分野って、それぞれあると思うんです。特に、公立が得意なのはやっぱり実業高校ですね。工業系、商業系、水産もありますし、そういうやっぱりキャリアに直結してる部分が私学にやっぱり少ないところであり、普通科は私学が得意なところであり、そういったところ、パイが減る中で、お互いに共存というか、お互いにすみ分けをしていくことも一つのやり方ではないかなというふうに私も同感で思います。

減らすんではなくて、残すためにですね、特に、離島・半島の高校はもう地域にとって死活問題になってまいりますので、ぜひ地域の声もですね、離島・半島の方々の声もやはりそこに反映させないと、やっぱり報告だけをしてもですね、やっぱり地域の意向というのもありますから、ぜひ配慮いただきたいと思います。

次に、教育振興基本計画のですね、数値目標のところ、一番最後の部分なんですけど、ちょっと気になったんですけど、教育振興基本計画

の成果の指数指標の達成状況なんですけど、3ページですね、3ページの3番のところなんですけど、確かな学力の育成の中で、授業以外の授業以外に家庭でですね、家庭じゃなくても、なんでしょうけど、1時間以上小学生は、中学生は2時間以上の学習をしている児童生徒の割合というのが数値目標になっていて、令和5年の基準値が25.4％に対して、さらに下がって22.8％になったということで、目標はもっと高い数字があるんですけれども、令和10年度に40％にしたいということなんですけれども、これにちょっと違和感を感じました。そもそもなんですけれども、中学生の場合は部活もやってるから、家に帰宅するのはもう夕方の6時ぐらいで、食事していろいろやってたらもう7時になって、その状況の中でそっから2時間をやるっていうこと自体が、時間的に結構無理があるといいますか、毎日2時間をですね。小学生の場合は早く帰宅しますから、時間の余裕はあると思うんですけども、そもそも学習を、家庭学習のその機会を増やすというか、時間がありきではなくて、やはりその自発的に学習習慣が定着する目標設定にしないと、時間が全てというのがちょっと概念としてどうなのかなと思うんですが、これを2時間にされた根拠と取り組み方についてお尋ねいたします。

【松尾義務教育課長】 ありがとうございます。家庭学習につきましては、平成18年に県の方からリーフレットを作成して示したものがございます。その中に、家庭学習の時間の目安として、小学校であれば、その発達段階に合わせて30分から2時間、中学校におきましては2時間から3時間というふうに示しておりました。それを基に、各学校におきまして、それぞれ家庭学習のしおり等を作成し、取り組んでいただいているところではないかと思っております。

そのような中で、全国学力・学習状況調査の質問調査がございました。その中の授業外での学習時間にやはり本県は課題があるというふうに捉えております。

その中の中学校におきましては、1時間以上、2時間以上も全国の割合を下回っている状況なんですが、2時間以上の部分がやはり全国との差が大きくございました。差が一番大きかったのが令和3年度で10.5ポイントの差がございました。令和6年度につきましては、先ほどもご指摘いただきましたとおり、2時間以上は本県22.8％でしたので、国との差は8.9ポイントとなっております。参考としまして、中学校の1時間以上の子どもたちへは本県は57.6％の子どもたちが1時間以上と答えております。それでもやはり国との差が6.7ポイントあるという現状がございます。

委員ご指摘のとおりですね、時間を延ばすのがというのではなく、私たちとしましても、時間を長くすることが目的ではありません。やはり授業外でも自ら学びに向かうことができるように、子どもたちに学びに向かう力であったりとか、自ら学びを進める力をつけたいというふうに考えております。

そのために学びの習慣化メソッドというリーフレットを作成して、昨年度の4月に職員の方に配付をさせていただきました。そのリーフレットを基に、学ぶ意義を子どもたちと一緒に考えてほしいという願いも込めまして、その活用や、具体的な取組等について研修会を行っているところでございます。

もう一つ、授業においても、やはり子どもたちが学ぶ方法などはやはり自己決定をして主体的に学ぶような授業の在り方について、今、令

和の長崎スクールの方でも研究を進めているところでございます。

【松本委員】　だから、大事なのは、確かに1時間だと57％ということで大幅に上がるんでしょうけれども、結局2時間しなさいと勉強をと言われても、何をどう勉強していいかが、その生徒にとっては分からないわけですね。塾に行けば、それは強制的にしますけれども、家庭学習で中学生の場合は宿題もほとんどありませんから、自学ノートを提出しなさいって言われても真っ白な状態で、何を自分で勉強すればいいのかって、もうそこまで教員が指導がまだまだ追いついてないし、また丸つけもしなきゃいけなくなりますし、だから、そこの部分で時間というよりも、やはり日々の中で予習復習の重要性っていうか、必ず学校で学習したことを復習しなきゃいけないような授業のカリキュラムの中にですね、反復というかですね、そういうものを、もうそこの習慣化をしていくということで、もうちょっと30分でもいいから、その机に椅子に座ってみましょうというような、そういうふうに促していくことがやっぱり大事なのかな。何時間もしなさいというふうに一律に決めるんではなくて、どうやったら家で学習できるかっていうことを、やっぱり現場の方でなるべく指導していく、自主的な自発的な、そこに促すような取組っていうのも数字だけにこだわらずにですね、じゃ、座っとけばいいのかと、座ってて携帯をいじってたら同じことですから、そこの部分をぜひ、ここの低い目標には、低くなってますけれども、加味していただきたいと思います。

最後にですね、ちょっと県立高校の寄宿舎のことについてですね、質問いたします。

県内のですね、7校の寄宿舎があります。今、何名入居して、入居率がどれぐらいの状況なのか、お尋ねをいたします。

【山﨑教育環境整備課長】　県内7つの高校の寄宿舎の状況でございますけれども、それぞれの定員の合計511人に対しまして、入居している者の数は260人となっております。入居率につきましては平均で50.9％となっております。

【中村(泰)委員長】　松本委員、もう時間ですので、最後に。

【松本委員】　手短に、すみません。その中で離島の入居率は何％ですか。

【山﨑教育環境整備課長】　離島地区におきましては五島と対馬にそれぞれ設置をしておりまして、五島地区の方は五島高校がメインになりますけれども35.1％、そして対馬高校が36％となっております。

【松本委員】　離島留学がですね、非常に今後重要になっていく中で、離島の寮の入居率が下がっていると。これはもう少子化で仕方ないんですけども、入居率が下がれば、寮の収入も減るわけであって、離島の場合は特に、コストも上がります。今は電気、ガス、いろいろ食料品も上がっている中で、今後、そもそも寮が運営できなくなってしまったら、受け入れることさえできないという状況になっていくわけですね。そちらに対して、やはりもう受け入れませんってなってしまったら、離島留学制度自体が消滅してしまうので、今後、今の物価高の高騰、政府が今後対策すると思いますが、今の現状における対策っていうのはどのようなものを取ってらっしゃるでしょうか。

【山﨑教育環境整備課長】　今後の対策といたしましては、まず、県におきましては現在、既に物価高騰対策といたしまして、国の臨時交付金を活用して追加の支援、追加の補助も行って

おります。

また、それぞれの寄宿舎におきましても、例えば、近年の米価の高騰に対しまして、納入業者に対する納入単価の見直しでありますとか、生徒数の状況に応じまして、調理員数の削減、あるいは勤務体制、シフトの見直し、そういったことを図りながら、人件費の縮減、さらに食事提供の見直し、そういったこともそれぞれの寄宿舎で行っているというような状況でございます。

【松本委員】　なかなか限界があると思いますし、補助がありきになってしまうところはあると思いますが、例えば、地域の農家の方々に協力していただくとか、様々なやり方がありますけれども、これはもう教育環境整備の一環でありますので、県教委としてもですね、維持ができなくなる前に、状況を把握して、そして受け入れる体制づくりを、しっかり整えていただきたいと思います。以上です。

【中村(泰)委員長】 審査の途中でありますが、第2号請願に関する審査を行いますので、しばらく休憩いたします。

再開は午後2時30分からといたします。

― 午後　２時１５分　休憩 ―

― 午後　２時２８分　再開 ―

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。

これより請願審査を行います。

第2号請願「本県の教育条件を改善しすべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うよう求める請願書」を議題といたします。

紹介議員から説明をお願いします。

【堀江議員】　第2号請願「本件の教育条件を改善し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うよう求める請願書」、紹介議員の堀江ひとみです。

本請願は、長崎の豊かな教育を目指す会より提出され、3,873筆の署名も提出されています。

請願の内容は、小中学校での30人学級を実現してください、県内市町で無償給食ができるよう、県が補助してくださいなど、大きく3項目の要望となっています。子どもたち、保護者や学校関係者からの切実な要望となっています。財源の問題があることは承知しておりますが、優先順位を決めて、年次計画での対応でご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、請願人より趣旨説明の申出があっております。中村委員長はじめ、文教厚生委員会の皆様におかれましては、どうかよろしくお願いをいたします。

【中村(泰)委員長】 この際お諮りいたします。

請願人から趣旨説明を行いたい旨の申出があっておりますが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で簡潔にお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

― 午後　２時３０分　休憩 ―

― 午後　２時３４分　再開 ―

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。

これより請願についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【山村委員】　自民党会派を代表して、本請願に対して反対の立場で討論させていただきます。

まず、教職員の増員及び少人数学級の推進につきましては、子どもたちのよりよい教育環境を実現する上で、教職員の負担軽減、あるいは個別適切な学びを実現するための適切な学級規模の設定というものは、検討、推進していく必要があると思います。実際に政府においては、教職員の処遇改善に係る予算を計上するとともに、教員の業務支援体制の充実にも努めているところです。

また、少人数学級につきましても、一定の教育効果を認められるところですが、その実現には、教職員の増員及びそれに伴う膨大な予算が必要となるため、教職員の処遇改善や業務改善も含めて一体的に検討していく必要があります。

さらに、学校教育においては、よりよい人間関係を構築する力を養成することも重要であり、そのためには、一定規模以上の集団の中で過ごす環境も求められ、地域や学校の状況、子どもの発達段階などを踏まえながら、適切な学級規模を実現していくことが必要と考えます。

学校給食につきましては、家庭の経済状況にかかわらず、子どもたちが安心して食べられることができる環境をつくることは重要であり、現在、国においても検討が進められているところでございます。

同様に、学校施設の環境改善については、現在整備が進められているもの、また、随時検討が進められているところであります。

このように、教育環境の改善については、既に取り組まれて検討が進められているところであり、本請願には反対をいたします。各議員の賛同を得ますことをお願いいたします。

【中村(泰)委員長】　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

― 午後　２時３７分　休憩 ―

― 午後　２時３８分　再開 ―

【中村(泰)委員長】　再開いたします。

第2号請願に対する質疑、討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第2号請願「本県の教育条件を改善しすべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うよう求める請願書」を採択することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【中村(泰)委員長】　起立なし。

よって、第2号請願は不採択とすべきものと決定されました。

以上で、請願の審査を終了します。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。本委員会を代表いたしまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

請願人にはご退出いただきたいと存じます。

しばらく休憩いたします。

― 午後　２時３９分　休憩 ―

― 午後　２時４０分　再開 ―

【中村(泰)委員長】　再開いたします。

引き続き、所管事務一般につきまして、質問はございませんでしょうか。

【山村委員】　議案外で質問をさせていただきます。

多分、部長説明資料の中にもありました問題行動の調査があったと思います。不登校や発達障害の方々の生徒さん増える中、暴力行為も増えているっていう現状を報告していただきました。

学校現場において、問題行動の指導がすごくやはり負担になってきてるのかなっていう実態があるのかなと思っております。

そこでお聞きしたいんですが、現在、問題行動の指導をどのようにしているのか。また、先生たちの負担になってるんだろうというふうには実感しておりますが、それを県としてどのように把握しているのか教えてください。

【髙比良児童生徒支援課長】　委員ご指摘のとおりですね、暴力行為については昨年度よりも件数も非常に増えているというふうな状況でございます。教師が軽微な暴力行為についてもですね、積極的に認知をしているというふうなことを考えております。

そういった中で、ご指摘もあったところですけれども、配慮を要する児童生徒、それから感情をコントロールできない児童生徒も増えているというふうなところで、そういったところにそういった背景も含めて、しっかりと確認をしていくというふうな先生方の地道な対応をしていただいているところです。

その中でも、やはり非常に大きな事案、非行であったりとかそういったことについては、児童生徒のみならず、保護者への対応が必要な場合も多く、学校だけでは対応できないような、そういった事案も増えているというふうに認識をしております。

【山村委員】　はい、ありがとうございます。今、基本的には学校の先生たちで対応しているっていうのが現状だということでよろしいですかね。

【髙比良児童生徒支援課長】　一義的には教職員が当たるわけですが、その際に各学校には学校警察相互連絡制度というのがございますので、警察と連携した対応というものを行うよう、そういったこともですね、こちらの方で指導をしているところです。

また、ふだんから県警が実施をされているスクールサポーター制度というのがございますので、そういった巡回されてくるスクールサポーターに相談するなどの対応も行っているところでございます。

【山村委員】　ありがとうございます。やはり教員の方々が途中で辞められる方も多くなってきているっていう現状も伺っております。いろんな要因があると思うんですけど、やはり学校の子どもたちを教えるだけで、そんなにストレスを感じる方々じゃないんだろうとは想像はしております。どちらかというと、午前中、前田委員からもありましたPTAの関係だとかもいろいろあるんでしょうけど、やっぱり一つ大きなその個別の事案に対して､問題行動であったり、それぞれ気にかけなきゃいけない方々であったり、例えば親御さんとの関係性であったりっていう、本当の授業以外、本当の授業じゃないところでの気遣いだとかストレスっていうのがすごく大きくやはりもうなってきたんだろうっていうふうには想像しております。

そこで、先ほど、警察の方とですね、連携してやっているっていうことでした。やはり先生たちだけでは、やっぱりなかなか難しいところもあるだろうと思うし、むしろ私も実は公務員時代、経験したんですけど、警察のOBの方をですね、あの警察官としてじゃなくて、退職された方に、補助員として働きに来ていただいて、

いろんなクレーム対応だとかいろんなことに一緒に相談に乗って、その職場にいながら相談に乗ってもらいながらっていうことをすることでですね、やはり安心感といいますかですね、あの心強さというのが全く変わってきたという経験があります。やはり学校の現場って、どうしても教員の方々がほとんどなんですが、もう正直言いますと、授業以外のところっていうのは、いろんな方にも入ってもらって、学校運営していった方がいいんじゃないのかなっていうのが正直思ってまして、本当にそのとき警察OBさんといろいろお付き合いして分かったことは、もう本当に、非行案件だとか暴力案件だとか、そういうのには全然精神的に病むような人たちじゃないもんですから、すごく心強かったっていうのもありますし、もっと午前中の議論でもありましたけど、いろんな支援の方を学校現場にやっぱりきちっと配備する、配置するっていうところがすごく大事になってきてるんじゃないのかなと思ってまして、先生たちには、子どもたちに本当に向かい合っていただきたい。それ以外を、それ以外の人たちがカバーするっていうような、学校組織のつくり方っていうのもあると思っていますので、今の制度でどうこうっていうことはないと思いますが、そこにコストが必要だったり、いろんな制度が必要だったら、それはつくり込めばいいのかなっていうふうに思っていますので、ぜひですね、そういったところも検討をしていっていただければなと思います。それが、ひいては教員の方の離職防止にもつながるんじゃないかなっていうことで思っておりますので、ぜひご検討していただければというふうに思います。よろしくお願いします。

次にですね、遠隔教育センターのDECTT、４月から運用開始していただいております。今の現状とですね、評価といいますか、そういったのが分かればちょっと教えてください。

【近藤教育ＤＸ推進室課長補佐】　ありがとうございます。今年度の配信教科科目数は5教科13科目です。県立高校10校に配信を行っております。また、全ての県立高校を対象に、教育課程外の配信コンテンツとして、公務員試験対策講座や韓国語講座、キャリア講演会など多様な学びのコンテンツの配信を行っています。

評価につきましては、受信校の生徒を対象としたアンケートから、事業の進め方や内容の分かりやすさについて、9割を超える生徒から肯定的な評価を得ています。

【山村委員】　ありがとうございます。まだ今からね、大学進学とかいろんなところにつながっていくかどうかっていうのはきちんと分析をしていただかなきゃいけないかなと思ってますけど、スタートとしてはすごくいい感じでできてるのかなと思っています。

あと、やはりそれをきちっと評価をしてですね、何を改善したらいいのかとかいうのをですね、毎年毎年きちっと繰り返していただければなと思っておりますんで、よろしくお願いします。

それと関連してなんですが、学校再編についてなんです。ちょっと私が思っているのは、今回の高校再編の部分でいくと、必ずこの遠隔授業っていうのは、避けては通れないだろうと思っております。むしろ、遠隔授業は長崎できちっと確立をしておかないと、特に離島・半島が多いこの長崎県においては、必ずやこの遠隔教育をどう組み込んでいくかっていうのが大事になってくるかなと思っておりますが、その辺について、今どういうご検討されているのか教えてください。

【田代高校教育課企画監】　離島・半島地域を抱える本県の県立高校の再編を検討するに当たりまして、再編後も地域間の教育格差を生じさせない仕組みを構築する必要があろうかと思っております。そのためには、遠隔教育の基盤となる遠隔教育センターの機能を最大限に活用することを検討する必要があろうかなと思ってるとこでございます。

第1回目の創生会議におきましてもですね、委員から、離島地域における学びの充実には、遠隔教育のさらなる強化が不可欠とか、再編整備後の通学負担の軽減を図るため遠隔教育を積極的に活用すべきではないだろうかといった意見も寄せられております。

補足説明でも申し上げましたが、創生会議として再編の方針である大綱を今年度中に取りまとめていただく際には、遠隔教育の充実についてもですね、柱の一つになるのではないかと思っているところでございます。

【山村委員】　ありがとうございます。高校再編とか人口減少とか、やはり郡部とか離島部とか、どうしても人口が少ないエリアから入ってきます。そこって、逆に言うと、交通網も脆弱で多分どんどんどんどんなくなっていくんだろうっていうことでいけば、通える高校、特に通える高校がないとか、私立がないとかいろんなところの課題が出てくると思います。その中で高校になれば、多分学力差ってかなり出てきますので、自分たちが学びたいのに応じた学びがその地域ではできないってことにならないようにしなきゃいけないかなっていうところでいけば、今まではどうしても遠くに自分が行かなきゃ学べなかったところが、我々は今、遠隔教育っていうのが手に入れましたので、それをいかにやはり組み込んでいくかって、すごく大事なコンテンツになってくると思うし、それが日本の中でやってなければ、まず、長崎からやってみるとか、組み込んでいくっていうのをですね、ぜひ考えてやっていただきたいと。ある意味長崎モデルだって言われるぐらいのものに落とし込んでいただきたいと思っておりますので、ぜひ、ご検討、また、あと遠隔教育のですね、充実っていうのはですね、多分再編始まる前にそれなりにきっちり整備しておかないと、いきなり再編になって整備しますじゃ、多分遅いと思いますんで、両輪でですね、進めていただけるようお願いしておきたいと思います。以上です。

【坂本委員】　それでは、午前中の議案審議のときもちょっと申し上げておりましたけれども、質問をさせていただきます。

まずですね、いわゆる給特法のですね、改正が一部改正がですね、6月に成立をいたしました。この趣旨はですね、学校の学校における働き方改革の一層の促進、それから、組織的な学校運営及び指導の促進、教員の処遇の改善ということであります。

まず、学校における働き方改革の一層の推進なんですけれども、この中で2点、お尋ねいたします。

この働き方改革の一層の推進というところで、各教育委員会に対して、教員の業務量の適切な管理と健康福祉を確保するための措置を実施するためのですね、これはもう業務量管理健康確保措置実施計画というそうでありますけれども、この計画の策定、公表、それから計画の実施状況の公表を義務づけるというふうなことであります。

この計画の中に、いわゆる持ち帰り業務を含めた超過勤務の縮減というふうなことが含まれ

ているというふうにされております。

今年の3月に、教職の魅力化作戦会議の提言が出されました。その中でも、いわゆる超勤の時間というのが、小中高を含めて縮減をされているというふうな報告があっておりましたけれども、そのことが裏返せば、持ち帰り業務も増えてるんじゃないかというふうなことも、現場の方からの声として伺っているところでありますけれども、この持ち帰りの業務がどのように県内になっているのか。そこら辺の状況を把握されているのかどうかですね。把握されておれば、今後、縮減に向けてどういうふうなことをやっていくのか、それについてお尋ねいたします。

【馬木高校教育課人事管理監】　実は、令和5年度に一度調査をしております。そのときの内容といたしましては、多くが授業研究、教材研究ですね、そういったものの割合が非常に多かったというところがあります。

ただ、今回の文科省の指針を見ましても、持ち帰り業務といったものが自己研さんとの違い、どの部分が持ち帰り業務で、どの部分が自己研さんかっていうような、そこもきちんと判断をしなければいけないということも上がっておりますので、その辺をしっかり判断をして、今年度末にもう一度持ち帰り業務についてはアンケートを取りたいというふうに思っております。

【坂本委員】　小中の方もお願いします。

【熊本義務教育課人事管理監】　失礼いたします。小中学校の現状につきましても、県立と同様に、やはりこの教材研究や授業準備といったものがほぼほとんどを占めているといった状況でございます。

今後、各市町教育委員会が策定します教員の業務量、管理または健康確保措置の計画の中にもですね、そういった実態を把握するように盛り込むよう、各市町の教育委員会に対して働きかけを行ったところでございます。

【坂本委員】　はい、分かりました。このいわゆる授業準備とかですね、教材研究というふうなことだというふうなことでありますけれども、結構、現場の皆さん方の声を聞くとですね、必ずしもそれだけではない、もちろんそこがなかなかですね、教職員の皆さんの場合はどこで線引きするかっていうのは、非常に何か難しいところはあろうかというふうに思いますけれども、これ、今回、給特法が改正をされまして、より一層そういったところを厳しく教育委員会としてチェックをすべきというふうな趣旨だというふうに理解をしておりますので、それぞれ県立のところ、それから義務教育のところもですね、特に義務教育のところは県教委の方から各市町の教育委員会の方への指導、助言もこれ、努力義務というふうなことになっておりますので、ぜひそういった法改正の趣旨を踏まえた今後の取組を改めて要望させていただきます。

それと2点目はですね、この健康確保措置の中に含まれるんじゃないかなと思うんですけれども、いわゆる校内安全衛生委員会、これがそれぞれ学校単位であるというふうに思いますけれども、この設置状況と取組について、それぞれ県立と義務教育とご答弁いただければと思います。

【市瀬福利厚生室長】　学校の安全衛生委員会についてのご質問だと思います。

まず、県立学校につきましては、全ての学校において安全衛生委員会を設置しております。

開催につきましても、月1回の開催をお願いしております。市町立学校につきましては関係法令において常時50人以上の職員を使用する学校は、衛生委員会の設置と毎月1回以上の開催が義

務となっております。本県における職員50人以上の市町立学校については、全て衛生委員会が設置され、毎月1回以上開催されております。職員50人未満の学校につきましては具体的な数値を把握しておりませんが、市町によって実施しているところとそうでないところが様々あるということでございます。

【坂本委員】　はい、分かりました。県立ではもう全ての学校に設置をして月1回のですね、委員会をやっているというふうなことであります。小中については多分大規模から小規模まであるっていうふうに思いますが、これは法令で50人以上ということで義務づけになっておりますけれども、小中でのところで何校設置されていますか。

【市瀬福利厚生室長】　小中学校における50人以上の学校で言いますと、3校になります。

【坂本委員】　規模的にはそういうふうになるのかなというふうに思います。これ、私以前、ストレスチェックの問題のときにも指摘させていただいて、その後、改善されたというふうに認識をしておりますけれども、ストレスチェックも、いわゆる50人っていうのが一つの単位になっているわけですよね。

ただ、学校の場合はもちろん小中の場合50人以上、以下っていうのはあろうかというふうに思いますけれども、やっぱり教職員全体で見ると、健康管理っていうのは小規模校にいても大規模校にいても、やっぱり同じような環境というのが必要じゃないかなっていうふうに思うわけですよね。だから、何て言うんですかね、教職員というのは県内で1万数千人いらっしゃるというふうに思いますけれども、その方々がやっぱりひとしくですね、あの健康管理保持をしていくためには、なかなか本当に少ないところでは、今でもただでさえ業務がいろいろ多い中で、こういう校内安全衛生委員会というのを設置するのは厳しいかというふうに思いますけれども、その分を、例えば、市町の教育委員会できちんとカバーするとか、そういったこともですね、必要じゃないかなというふうに思います。それで、できるだけ可能な範囲で小規模校にもやっぱり安全衛生委員会に準ずるような、やっぱり教職員の皆さんの健康保持のための何らかの形をつくっていただきたいなというふうに思いますけれども、そこら辺についての認識はいかがですか。

【市瀬福利厚生室長】　ご指摘のとおり、衛生委員会は労働災害の防止や健康保持・増進を目的として、それに関する事項について調査、審議を行うこととされておりまして、今回の改正給特法によって、より重要になったと感じております。

市町立学校における労働安全衛生管理体制の整備につきましては、これまでも県としても、体制の整備について、市町教委や校長会に対して説明をしてまいりましたが、ただ、これまでは法令上の義務となっているところを中心に話をしてまいりましたので、今回の改正給特法をきっかけに、今後は、衛生委員会の目的を改めて確認していただき、職員50人未満の学校につきましても同様の機会を設けることについて、お願いをしてまいりたいと考えております。

【坂本委員】　ぜひお願いしたいと思います。

あと、それぞれ学校単位で、校内安全衛生委員会の設置とともに、例えば、長崎市の教育委員会においては市教委の方で包括的な労働安全委員会を設置をして、例えば、何て言うんですかね、超勤時間が長い学校とか、そういうところに教育委員会に設置をした委員会の方で指導

に行ったりとか、そういうことをやって、一定効果がでてるっていうふうなこともお伺いしております。そういうのが長崎市教委以外ではまだないですよね。いかがですかね。

【市瀬福利厚生室長】　申し訳ございません。長崎市以外については把握しておりません。

【坂本委員】　把握していないということでありますので、ぜひちょっと調査をしてもらってですね、もし、ないんであれば、長崎市の先行する事例、いい事例があるというふうに思いますので、そこら辺を参考にして、今後、取組を進めていただければというふうに思います。要望いたします。

それから次に、先ほど申し上げましたが、給特法改正の3つ目の趣旨ですけれども、教員の処遇の改善の部分であります。

これ、午前中の条例の改正のときにもありました、いわゆる教職調整額を4%から10%まで段階的に引き上げるというふうなことで、来年の1月から、まず1%ということで、順次引き上がっていくわけであります。

それと同時にですね、今度逆にですね、例えば、義務教育等教員特別手当、いわゆる義務特手当っていうのがありますけれども、これが校務類型に応じてですね、支給するというふうなことで、逆に、減る方、教職員が出てくるのではないか。現在は多分、この義務特手当については給料月額の平均1.5%相当が定額で支給されてるんじゃないかなというふうに思いますけれども、これが減ってですね、代わりに学級担任には加算するとこういうふうな方向だというふうに伺っておりますけれども、そこら辺についてはいかがでしょうか。そういうふうになっているんでしょうかね。

【井手教育政策課長】　今、坂本委員がおっしゃったとおりでございまして、教職調整額が1%ずつ上がっていく一方で、義務教育等教員特別手当につきましては現在1.5%相当支給されているところが、今回の改正で1%相当支給ということで、0.5%下がるということでございます。

同じく義務教育等教員特別手当の中で、学級担任加算ということで、1学級当たり3,000円の加算がされることとなっております。

【坂本委員】　それ以外にもですね、これ、義務特手当っていうのはですね、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教職員の人材確保に関する特別措置法、いわゆる人確法というのに基づいてですね、支給されてきた制度じゃないかなって思います。これ、随分以前にですね、確立、要するに人手が足らなかったというふうなことでの人材確保ということに基づいた制度ということで、通常の公務員よりもですね、少し多いということでこの手当がつけられたわけです。

その趣旨からするとですね、確かに教職調整額は増えていきますけれども、逆に、この義務特手当が減るということになれば、学級担任以外は減るというふうなことも想定されるわけで、逆に、その人材確保という面からすると、非常にどうなのかなというふうな感じがしております。

それと、あとは給料の調整額っていうのもあると思います。これは、何て言うかな、すみません、ちょっと忘れましたけれども、これも小中学校のいわゆる特別支援学級の担任とか、あるいは特別支援学校に勤務する教職員の皆さんへ支給されてきたやつなんですけれども、これも、順次これも減るというふうな内容になっておりますけれども、それも間違いないですかね。

【井手教育政策課長】　まず、前段のことにつ

きましてでございますけれども、確かに、義務特手当につきましては今回、1.5%から1%に下がるということではございますけれども、一方で、教職調整額につきましては1%上がると。義務特手当は0.5%下がりますが、教職調整額は1%上がりまして、またその後、10%まで上がっていくということでございますので、全体的な処遇の面ではですね、改善されていくという方向で動いていくというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の給料の調整額につきましては、委員おっしゃったとおりですね、特別支援学校教育職員及び小中学校特別支援学級職員に対しまして支給されているものでございますけれども、これにつきましては、令和8年度の文部科学省の予算案におきまして、削減される形での予算要求がなされておりまして、予算案が成立しましたら、削減されていくというようなことが示されてございます。

【坂本委員】　今からっていうことですよね、この給料の調整額。これは今の月給の3%相当というものが、予定では何か1.5%ということで半減されるというふうなことでありますので、要は、今回の改正給特法が処遇改善にきちんと結びついているのかなと。今言われましたように、その教職調整額が段階的に上がっていきますから、最終的に10%。ただ、これ毎年1%ですからね。しかも、この10%に増額って、4%から10%ですけれども、今の学校現場の超勤の時間外の勤務の状況で言いますと、これが10%がどうなのかな。まだ、これでも非常に厳しいんじゃないかっていうふうなこともありますので、ぜひ処遇改善にきちんとつながるように、今後も様々な手当等について下がらないような形でぜひお願いをしたいというふうに思います。それとですね、この学級担任のところで上がるということになるわけなんですけれども、例えば今、学級担任だけじゃなくて、いわゆるその文科省も何年か前に提唱したチーム学校というような形でですよ、学級担任だけじゃなくて、あるいはその専科の教員だけじゃなくて、学校全体でいろんな諸課題に当たっていこうというようなことで、既に学校単位では複数担任制というのが浸透し始めているわけですよ。そうすると、その今の学級担任手当がクラスごとっていうことに、学級ごとっていうことになると、例えば、5学級あって担任が複数制で、例えば7人っていうことになると、今の方針では均等割ですよね。あくまでも上がるのは5クラス分であって5クラスか、要するに5人分であって、それを７人で均等割でプールしなさいっていうふうな話ですもんね。それでいいのかなって。もう複数担任複数制とか、むしろそのチーム学校でやっていこうってなっている中で、学級担任だけ、1人分だけ増やすっていうのはどうも何か矛盾してるような感じがするんですけれども、それについての認識はいかがですか。

【井手教育政策課長】　この学級担任加算の仕組みにつきましては、今、委員おっしゃったとおりでございまして、5つの学級を7人の担任で見るという形でございますと、5学級分の手当につきまして7人で均等割にするという形になります。この点につきましては、メリハリのある処遇を目指す趣旨ということで、やはり学級を担任するということはそれだけ負担があるということで、そこについてはやはり処遇の改善を図るという趣旨で、今回その学級担任加算ということで1学級当たり3,000円という形になってございます。それを二人で担任するとなりますと、二人で割る、均等割するという形でござい

まして、メリハリのある処遇改善というところがまずベースにありまして、複数の教員で担当する場合は、均等割というところ制度設計してまいりたいと思っております。

【中村(泰)委員長】　坂本委員、間もなくまもなく時間でございます。

【坂本委員】　分かりました。今のちょっとやっぱり均等割というのは､現場感覚からすると、なかなかどうなのかなっていうふうに思います。そのメリハリっていうのが、何のメリハリかがよく分かりませんけれども、これはこれでスタートはするっていうふうには思いますけれども、ぜひ、今回のこの、要はこの今回のこの給特法の改正が、きちんとやっぱり人材確保につながるかどうかっていうことなんですよね。やっぱりそれを主に、財政的な問題も先ほど午前中、やり取りありまして、厳しいかというふうに思いますけれども､あの独自財源も含めてですね、やっぱり考えていただきたいということを最後に申し上げまして終わります。

【中村(泰)委員長】　ほかに質疑はございませんでしょうか。

【虎島副委員長】　ありがとうございます。私は高校生のタブレットについて、県立高校のですね､一人1台端末についてご質問したいと思います。

来年度入学生からですね、BYOD方式、家庭で所有する端末を持ってくるか、新たに購入するということを求めていくという方針が示されております。

これはですね、家庭によっては経済的に端末購入が困難な場合は十分に懸念されるということで、様々なこれまでですね、議論が交わされてまいりました。

今回、我々ですね、委員会として今年の11月に、GoogleforEducationを視察に行きまして、様々な議論を行ってきました。今回、このBYOD方式移管に関しましてですね、委員長を中心として報告書を作成いただきましたので、ちょっと今回、質問する次第でございますけども、まず、1つ目の要望、質問としましてはですね、生活困窮家庭に対する費用負担をどの程度行っていくかというところをまず、お伺いしたいと思います。

【近藤教育ＤＸ推進室課長補佐】　失礼します。経済的に厳しいご家庭への公費端末の貸与をはじめ、新規で購入される場合の支援などご家庭の負担軽減に向けて何らかの対応ができないか、関係各課と協議をしているところです。

【虎島副委員長】　ありがとうございます。線引きということですね、経済的に県もね、厳しい状況の中、線引きの難しいとは思いますけども、ぜひとも多くの方にですね、困っている方に届けられるようにしていただきたいと思っております。

続きまして、家庭にですね、端末を購入するに当たって、最低スペックというところで文科省が推奨するスペックが示されておりますけども、その必要スペックをクリアするものを県として推奨していくということになると思いますが、現場では、この文科省の推奨スペックをクリアしていても、ぎりぎりのスペックのものでは起動速度に時間がかかったり、使用の速度も遅延が生じるということで、現場でも混乱が生じるんじゃないかと懸念をしているわけです。

この県が推奨する端末については、この文科省スペックにこだわらずね、現場が混乱しないように、十分な情報を様々な業者から得て、速度等の適正な情報を各世帯に伝える必要があるんではないかと思いますけども、見解をお伺い

します。

【近藤教育ＤＸ推進室課長補佐】　本県高校で使用する1人1台パソコンの必要スペックは、文部科学省の最低スペック基準を参考にしながら、業者からの聞き取りも含めて、本県の実情に応じたものを定めてまいります。

端末のスペック不足などが生徒の学習機会の損失につながることがないよう、検討を進めて各家庭へお伝えしてまいりたいと存じます。

【虎島副委員長】　ぜひともよろしくお願いいたします。

その際はですね、やはり価格というのも非常に重要な情報になると思いますので、このスペックだとこの価格になりますというのをしっかりとお示しいただければと思います。

続きまして、グーグルアカウントの件でございます。

これまで、小中学校におきましては、ほとんどの学校がChromebookを支給されて、それぞれグーグルアカウントを取得して使用しております。そのグーグルアカウントを使ってつくられたコンテンツというのは、ＰＣ上ではなくて、クラウドにあるわけですけども、そのグーグルアカウントが継続して高校でも使えないとなると、そういった今まで使ったコンテンツが高校でも使えなくなるというような懸念があるわけですけども、高校において、この小中学校で使用していたグーグルアカウントが継続使用できるのかという点についてお伺いします。

【近藤教育ＤＸ推進室課長補佐】 失礼します。県立高校でもグーグルアカウントを新たに配付することを検討していますが、県内各市町で管理されていますグーグルアカウントとはテナント、管理単位が違いますので、小中学校で使用していたグーグルアカウントを引き続き使うことは難しい状況です。

ただ、学習成果物の継続性というのは非常に重要だと思いますので、こちらの継続性担保というところにつきましては、小中学校における学習成果物を中学校卒業時に、一旦、個人でUSBメモリなど外部記憶装置に保存していただき、高校で使用する端末に移行していただく、移してもらうということで、学習成果物の継続性を担保できたらというふうに考えております。

【虎島副委員長】　ありがとうございます。同じChromebookというカテゴリーでもやはり高校では違うアカウントが必要になるということで理解をいたしました。

コンテンツの利用についてはですね、USBで移行ということもありましたけども、そういった技術的なアドバイスとかですね、そういったものもしっかりと行っていただきたいと思います。

次にですね、生徒はこれまで小中学校で指定した、各高校でも指定端末、単一の端末で使用していたわけですけども、今後は生徒ごとに異なった端末が出てしまって、複数のOSが教育の現場で使われるということになります。その複数の端末に対応しないといけない教育現場ですね、先生の労力というのが負担にならないのかというのが懸念されるわけですけども、その点についてお伺いします。

【近藤教育ＤＸ推進室課長補佐】 失礼します。これまで令和3年度末に導入しました公費のウィンドウズ端末を使用してまいりましたが、令和8年度からは新入生は3つのOSの端末を選択して使用するようになります。

そうしますと、学校では3種類のOSが混在する環境になりますが、生徒及び教員に対しましては、これまでどおりマイクロソフト365のアカウントを全員に配付をいたします。これにより、

それぞれの端末の上でですね、異なるOSの差を超えて、Teamsであったり、ワード、エクセルなどオフィスのアプリケーションを使うことができますので、これにより教育現場では、端末のOSの差を最小化した環境での指導が可能となります。

【虎島副委員長】　ありがとうございます。複数端末でも同じ環境が、複数の端末のOSを乗り越えてですね、同じ環境が得られるということで安心をいたしました。

お話を聞いてるとですね、マイクロソフトオフィスだけではなく、その他のグーグルのアプリであったりとかいうことも使えるし、グーグルアカウントも全員に配付されるというようなお話でしたので、できる限り共通環境ですね、現場に負担がない、教師の働き方改革というのをやってるわけですから、そこの現場の負担というのを極力排してですね、進めていただきたいというふうに思います。

希望としてはですね、もちろん全員に統一の端末をお配りできるというのが理想でありますけど、そこは難しいということですので、できる限りそういった、こういった問題をですね、解決しながら、導入に進んでいただければと思います。

私からは以上です。皆さんから質問があればぜひお願いいたします。

【中村(泰)委員長】　ほかに質疑、質問ございませんでしょうか。

【本多委員】　すみません、関連でお尋ねいたします。

今、県としては3つのOSの機種を紹介しようかというようなお話だったんですけれども、県の方でその3つの動きとかですね、そういったものはもう十分に試されたんでしょうか。

【近藤教育ＤＸ推進室課長補佐】　失礼します。3OS混在環境ということで、それぞれのOS、ウィンドウズとクロームOSとアイパッドOSなんですが、これが同じ環境で動くかというところを今年度、諫早高校を対象にですね、３OS混在環境のテストランをしておりまして、その中でスムーズに動くということが確認できておりますので、その方向で案内していければというふうに思っております。

【本多委員】　3つの異なるOS上で動くように今、実証実験というか、実証していて、問題がないということ。機器についてはいかがでしょうか。ウィンドウズの機器、ほかですね、のその使用する感覚ですとか、スピード感ですとか、授業に見合うのかどうか、そういったところはいかがでしょう。

【近藤教育ＤＸ推進室課長補佐】　失礼します。それぞれの今年、文科省の最低スペック基準を超えたものというところを基準にお持ちいただいて、テストランをしておりますが、それぞれの環境ではスムーズに動いているというお話でしたので、文科省最低スペック基準を超えれば、その環境が実現できるんじゃないかなというふうに思っております。

【本多委員】　ありがとうございます。であるとするならばですね、今、小中で、Chromebookがほぼ皆さん使ってらっしゃる。そして、高校でもそのウィンドウズとかiOSに変えず、Chromebookで同じようなものができるんであるとするならばですね、この委員長、副委員長でつくっていただいた資料によると、Chromebookが一番安価ではあるですね。それで、その教育上、全然問題ないということであれば、こちらを推奨するのが一番自然じゃないかと思うんですけども、そういったところはどのようにお考

えでしょう。

【近藤教育ＤＸ推進室課長補佐】 失礼します。Chromebookは非常に要求スペックも低くてですね、安価な端末を準備することで実現可能なんですが、こちらを1機種、OS指定をしないというところにつきましては、本県特有の条件が入ってきます。

Chromebookは基本的に端末上では計算と申しますか、処理をせずにですね、ネットワーク上でサーバーに計算を投げて、その結果を端末で受け取って表示をします。つまり端末は入出力装置という取付けですので、ネットワークに接続されていることが前提の端末です。

そうしますと、本県は本土地区は大分改善はしてきたんですが、島地区でネットワーク環境が非常に脆弱なところも一部ありますので、全体としてChromebookに統一をしてしまいますと、ネットワーク的に少し負荷がかかるんじゃないかということで、30Sでネットワークのロード分散というところを計画しているところです。

【本多委員】 長崎ならではの、そういった特性というか、問題があるということですね。分かりました。ありがとうございます。

【市瀬福利厚生室長】 先ほどの答弁について、補足と訂正をさせていただきます。

先ほど坂本委員からご質問があった安全衛生委員会の実施状況についてですが、県立学校については毎月1回以上の開催をお願いしておりますと答弁させていただきましたが、確かにお願いはしておりますが、実施状況としては昨年度の平均開催回数は8.6回と、12回には至っておりません。毎月の1回以上の開催については、引き続きお願いをしてまいりたいと思っております。

それから、もう一点、総括的な安全衛生委員会につきましては、令和6年度の調査にはなりますけれども、8市町が実施をしているとのことです。

【中村(泰)委員長】 委員長を交代します。

先ほど虎島副委員長からですね、質問いただいた1人人1台端末の件なんですけれども、我々、GoogleforEducationの方にですね、行きまして、いろいろ様々議論をさせていただきました。

今の件でですね、Chromebookがなかなか離島の方でネットワークにっていう話なんですけど、私が聞いておる情報では、小中学校95%以上がChromebookを使っているということであるんですが、その点につきまして、離島はChromebookを使用していないのか。はたまたそこでいろいろトラブルがあったのか、その辺りについてお尋ねをいたします。

【近藤教育ＤＸ推進室課長補佐】 失礼します。離島もChromebookを小中学校で使ってらっしゃるということを聞いております。その際、学校ごとのネットワークについて補強をしているというところで話を聞いておりますので、ただ、県立高校につきましては、本土地区で1ギガの一番大きいところで、東高の10ギガの通信回線で、それ以外のところも1ギガの回線があるところに対しまして、島地区では100メガですね、0.1倍になってしまいますが、100メガの通信回線であったりというところで、回線が脆弱というところがありますので、少し心配があるという状況です。

【中村(泰)委員長】 ありがとうございます。要はネットワーク環境が離島が弱いというところで、それだけそもそも違ったら、今時点で様々な問題が起きててもおかしくないんじゃないかなって、ちょっと思ったんですけど、その辺どうでしょうか。ちょっとびっくりしたんですが。

【近藤教育ＤＸ推進室課長補佐】　お話を伺ったところというところで、少し情報源が遠くなってしまいますが、小中学校でChromebookを使用される場合に起動時が一番ネットワーク帯域を食べるというところで、使用してしまうというところで、登校次第起動するような、負荷分散をしながら使っているという工夫も既にされているということでしたので、ネットワーク帯域というところは大分大きな問題になる、問題といいますか、要因になるんじゃないかなというふうに想像しております。

【中村(泰)委員長】　県立学校で要は、小中学校は補強はしているけれども、県立学校で補強ができていないという理解でいたんですけれども、ならば、県立学校で様々な問題が今時点で起き、本土と比べてですね、結構問題が起きてるんじゃないかなっていう認識でいるんですけど、要は県立高校、マイクロソフトをメインに使ってるってことなので、それだけの同じ端末だったとしても、離島と本土でそれだけのネットワークの環境差があれば、かなり使用においても問題があるんじゃないかっていうお尋ねなんですね。いかがでしょうか。

【近藤教育ＤＸ推進室課長補佐】　島地区の回線というところで、現行のウィンドウズ端末を使用する際もですね、遠隔授業等で配信をする際に、なかなかそのままの回線では厳しいところもありますので、例えば、島によってはスターリンクを併用したりというところで回線補強をしながら使用しているというところを聞いております。

【中村(泰)委員長】　となってくると、最初におっしゃった、そのChromebookが使えない理由が、何かなおのこと分からなくなってきたんですが、ちょっとここでちょっとこれ以上ちょっとですね、深めることもなかなか難しいと思いますので、もう少しですね、ちょっと技術的にちょっと課題点も含めておっしゃっていただいてですね､要は我々が視察に行ってきてですね、どこのパソコン、どのOSを使ってくださいっていうことは、申し上げないんですけれども、ただ､やはりChromebookが圧倒的に安くてですね、もう正直にお話をしますと、グーグルとしてはですね、マイクロソフトが示されているスペックっていうのが、実はそれじゃ足りないんじゃないのかと。なので、もう少し価格差が出るんじゃないかっていう話だったんですね。ただ、あくまでもそれは一つの情報で、県としてそれをどう判断していくのかと。やはり経済的に困窮する家庭に対しては安価なパソコンを、PCを適切なスペックを持ったPCをやはりお伝えしないといけないと思いますし、それもできれば、県下でネットワークの環境が弱いから安価なパソコンが使えないっていうのはですね、そういう理由で果たしていいのかなっていうふうにちょっと疑問に感じましたので、含めまして、ちょっとご検討いただければと思います。以上です。

【虎島副委員長】　交代します。

【中村(泰)委員長】　ほかに質問ございませんでしょうか。

【中山委員】　先ほどですね、時間の都合で少し割愛しておりましたんで。

幼保小連携についてですね、少しお尋ねしますが、義務教育課とこども未来課、市町教育委員会がですね、やはり少しその認識がですね、違うような感じをしております。どういうふうな形で共通認識を高めていくかということが必要だと思いますし、このこども未来課からもらった令和7年10月3日の資料によればですね、や

はり、園側と学校側のお互いの教育・保育への理解不足と、そして職員同士の交流不足だと。そういうことで、研修を充実させてほしいという、こういう意見も出ているわけですね。それをぜひね､それを理解してほしいなと思います。

それとね、一つだけちょっと対応策として、これはいいなというのがあるんですが、かけ橋期のね、架け橋期のカリキュラム作成と実施、その後の研修と改善までのサイクルを制度化するとあるんですね。これに対して、義務教育課としてはどのように取り組んでおるのか、これをどう発展させて制度化していくのか、それについて、お聞かせいただければというふうに思いますが。

【松尾義務教育課長】 ありがとうございます。午前中にお話をさせていただいたとおり、やはり幼保小連携についての重要性については義務教育課としてもしっかりと認識をしているところです。

先ほど言われました幼稚園や保育園、こども未来課さん等の課題につきましてもですね、こちらの方でしっかりと受け止めながら、市町教育委員会にもしっかりと共有を図っていきたいと思っているところです。

先ほどご紹介いただきました架け橋期のカリキュラム検討委員会につきましては本課の担当職員も入って、しっかりと関わらせていただいておりますので、しっかりとしたものをつくった上で、それをまた市町教育委員会、さらには各学校へ下ろしていきたいというふうに考えております。

【中山委員】 カリキュラムの作成、実施、そして、検証、改善というね、このサイクルが動きだすとかなり改善されるんじゃないかと思うんですね。そうすると、県教育義務教育課でつくって、それを市町村に、教育委員会に進達と言うかどうか知りませんけども、方針を出すのはいつ頃になりますか。

【松尾義務教育課長】 失礼します。昨年度から今年度に検討委員会の方を開催させていただいております。

今年度ももう昨年度からずっと進めておりまして、第5回まで終わっておりまして、第6回が今度あるということになりますので、そこで一定の方向性といいますか、形ができるのではないかなというふうに考えているところです。

【中山委員】 今まで5回やって、6回今年やって、そして取りまとめをして、そして、市町教育委員会にはどういう形で伝達していくんですかって聞いとるんですがね。

【松尾義務教育課長】 つくったものに関しましては、基本的にはもちろん文書等でもおろしていきますが、さらには、午前中にもお話をさせていただきました幼保小連携推進協議会等で市町教育委員会への説明、さらには指導主事研修会等でもしっかりと説明をしながら進めさせていただければと考えております。

【中山委員】 それじゃ、その小学校、中学校の教職員については、どのような形で深掘りしていきますか。

【松尾義務教育課長】 ありがとうございます。小中学校の連携につきましても、やはり市町の教育委員会の学校教育課長さん方の会議がございますので、そういったところでのお伝えをするとともに、担当の方にもやはり指導主事研修会等でしっかりとお伝えをさせていただければと考えております。

【中山委員】 お伝えすることについては間違いなくあるというふうに思うんですよね。問題はその理解して行動できるかという問題ですか

ら、それに対してですね、やはり説得力あるね、説明していかんばいかんし、ただ、一方的に通達したからということで皆さんが理解するわけじゃないわけだから、それは十分ね、交流して取り組んでいただきたいなと思います。

それとね、先ほど私は愛の握手を教育活動に生かしたらどうかということでありましたけれども、やはり基本はね、この小1プロブレムですよね、これをどう解消するかと。小学校1年生のときに、これ、うまいこといかんならば、あとが非常にやっぱりつまずいたら、後が非常に難しいんだと思うんですよね。ここをどういう形でうまいことを乗せていくのか。

それに関しましたらね、やはり、いろいろ生徒はいろいろそれぞれ個性があるし、いろいろ事情を抱えている人、たくさんおるというふうに考えておりますし、先生あたりも、若い先生あたりね、特に担任とか持った場合はね、大変な場合ご苦労が多かろうって考えとるわけですよね。そういう中で、やはりお互いの信頼関係をどうつないでいくのかと。時間さえあれば、先生たちはできると思うんです、僕はね。しかし、現状ではなかなか向き合ってやるという形はなかなか難しいんじゃないかと思ってるんです。そうすると、短時間であるならば、やはり声をかけるか、目を見るか、手を握るか、タッチしてやるか、いろいろ方法あると思うんですよ。一番いいのは名前呼んで目を見てやるというのが一番いいと思うんです、僕はね。そういう形でね、やはり短時間でやはり先生と生徒たちの信頼感をつくるためには、やはりいろいろ仕掛けが要ると思うんです、僕はね。その基本になるのが握手じゃないかと思っとるんですよ。ぜひね、こういう先ほど期待するということで終わりましたんでね。これを幼保小連携事業でやられるか、やった方がいいんだと思いますけども。ここでね、一つそういうモデル事業をつくって、モデル校を決めて、手を挙げてもらって、そういう一歩踏み込んでね、長崎モデルをつくったらどうかというような思いを長年持っとったわけですけれども、モデル事業、手を挙げさせてもろうて、やる気はありますかね。どうですか。

【松尾義務教育課長】 ありがとうございます。もう委員のおっしゃる、子どもたちの様子、理解をしていく、信頼関係づくりをするというところは、もう本当にもう学校の中では基本のところだと思っています。その土台があるからこそ、いろいろな指導もしていくことができますし、しっかりとした力をつけていくこともできるのではないかと思っております。

ですので、そういったところで子どもたちの理解とか信頼関係づくりにつきましては、やはりそれぞれの学校で実態に応じたものを今していただいているんではないかなと思っております。

さらには小学1年生の小1プロブレムという話もございました。そこにつきましても午前中にお話をいただいた幼稚園保育園とのしっかりとした情報共有であったりだとか、さらには、小学校、私も小学校の教員でございますが、朝からやはり健康観察の中で一人一人の子どもたちを名前を呼んで、しっかりと目を見て話をして様子を確認するような場を、必ず朝の時間を取っております。そういったところもしっかりと大事にしていただけるようにお話をしていけたらなというふうに思っています。

握手というところを一つの方法として進めるというのは正直、なかなか難しいかなと思いますが、先生がおっしゃっている子どもたちの関

係性であったりとか、子どもたちの理解であったりとか、そういったところをしっかりとそれぞれの各学校で取り組んでいただけるようにお話をしていきたいなというふうに考えているところです。

【中山委員】　今、松尾課長ね、当時どこの小学校の校長をしたか分かりませんけども、やはり松尾課長のような校長先生がおれば、私は非常に子どもはね、恵まれとるというふうに考えておりますけれども、やはり松尾校長先生のようなばかりはおらないと思うんですよ、僕はね。そこが問題なんですよね。やはり、この問題を取り組んどるということについては承知しておるんですよ。しかしながら、それに加えたような形で、この子どもの、生徒の様態が変わってきとるです。外国人もいるし、いろんな方がおる。それに追いついてないんじゃないかというような感じを持っとるんですよ。そのために、例えば、こういう短期間でやれるアクションの握手を考えたけれども、短期間にやれるこういう一歩踏み込んでやったらば、前に進むんじゃないのかと。今のような形でやるならば、なかなか追いつかんと思うんですよ、僕はね。先生方ももともとは子どもが小さく、家族は小さくなったし、兄弟も少なくなってきたし、やはり子どもを扱う回数が少なくなってきてると思うんですよ。その中で難しい子どもをどう見極めていくのか。いわゆる難しい。そのためやはり何らかの形でね、やはり共通的な動作をするとか何かをすることがね、一つは僕は握手だと思っとるんですよ。握手っていうのは恥ずかしいことじゃないんですよ。世界どこに行ってでも握手をしとるんですよ。それが嫌、手が嫌らしいとかなんとかっていうのあるかもしれんけども、これは基本ですからね、それ、多くの今は外国人が日本に、長崎に来とうわけですから、ぜひね、それも含めてやはり1回モデル事業をすぐできなかったらね、やはりよくよく握手の効用について1回研究してもらって、ぜひね僕はね、いい結果が出るんじゃないかと思いますんで、ぜひね、それを含めてね、モデル事業として実施していただくことをね、私としては強く強くお願いしておきたいと思います。以上です。

【中村(泰)委員長】　ほかに質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　ほかに質問がないようですので、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

― 午後　３時４２分　休憩 ―

― 午後　３時４２分　再開 ―

【中村(泰)委員長】　委員会を再開いたします。

これをもちまして教育委員会関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

大変お疲れさまでございました。

― 午後　３時４２分　散会 ―

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和７年１２月１１日

自　午前　９時５８分

至　午後　２時４８分

於　委員会室２

2、出席委員の氏名

中村　泰輔	委員長（分科会長）
虎島　泰洋	副委員長（副会長）
中山　　功	委　　員
溝口芙美雄	〃
前田　哲也	〃
中島　浩介	〃
松本　洋介	〃
近藤　智昭	〃
坂本　　浩	〃
本多　泰邦	〃
山村　健志	〃

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

新田　惇一	福祉保健部長
岩崎　次人	福祉保健部次長
尾﨑　正英	福祉保健部次長
川村　喜実	福祉保健課長
西村　武士	福祉保健課企画監（地域福祉･計画担当）
長谷川麻衣子	地域保健推進課長
松尾　　実	監査指導課長
猪股慎太郎	医療政策課長
坂本　敬作	医療人材対策室長
桑原　一馬	薬務行政室長
江口　　信	国保・健康増進課長
鶴田小百合	国保・健康増進課企画監（健康づくり担当）
中村　直輝	長寿社会課長
山田　　薫	長寿社会課企画監（地域包括ケア担当）
里　　隆介	障害福祉課長
町田　裕央	障害福祉課企画監（精神保健福祉担当）
庄崎　鉄也	原爆被爆者援護課長

浦　　亮治	こども政策局長
黒島　孝子	こども未来課長
村﨑　佳代	こども未来課企画監（幼児教育・保育担当）
大内田基教	こども未来課企画監（こども施策連携担当）
鴨川　　司	こども家庭課長

6、審査の経過次のとおり

― 午前９時５８分　開会 ―

【中村(泰)委員長】　委員会及び分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

分科会審査に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日審査を行う第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第5号)」のうち、関係部分及び委員会付託議案である第120号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連があることからまず予算議案及び第120号議案について説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論・採決を行うこととし

ます。そして委員会再開後、第120号議案について、討論採決を行うことといたしたいと存じますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　それではそのように進めさせていただきます。

【中村(泰)分科会長】　まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より予算議案の説明を求めます。

【新田福祉保健部長】　おはようございます。福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の福祉保健部の2ページをご覧ください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第5号)」のうち関係部分、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分の2件でございます。

初めに、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第5号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は福祉保健部合計で1億4,299万円の減、歳出予算は福祉保健部合計で2,080万2,000円の増となっております。なお、各科目につきましては、2ページに記載のとおりであります。

3ページをご覧ください。補正予算の内容についてご説明いたします。

職員給与費について。福祉保健部職員の給与費について、関係規定予算の過不足調整により1億2,944万5,000円の減を計上いたしております。

福祉マンパワー処遇等対策費について、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済制度において、社会福祉法人が運営する福祉施設等に勤務する職員の待遇改善を図るために必要となる経費について、本県負担分として1億5,024万7,000円の増を計上いたしております。

債務負担行為について、令和8年4月1日から実施が必要な長崎県視覚障害者情報センターの運営に要する経費といたしまして、複数年度にわたって指定管理者を指定するため、債務負担行為といたしまして、1億3,769万5,000円を計上いたしております。

このほか、薬務行政費について債務負担行為を行うものであります。

次に、第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第6号)のうち、関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、福祉保健部合計で1億8,673万5,000円の増となっております。これは福祉保健部職員の給与改定及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費であります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【中村(泰)分科会長】　次に、こども政策局長より予算議案の説明を求めます。

【浦こども政策局長】　おはようございます。こども政策局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料のこども政策局の2ページをご覧ください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第103号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第5号)」のうち関係部分、そして第106号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係分の2件であります。

まず第103号議案についてご説明いたします。

歳出予算は合計で641万3,000円の減となっており、各科目については記載のとおりであります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

職員給与費について。こども政策局職員の給与費について、関係既定予算の過不足調整により、641万3,000円の減を計上いたしております。

続いて3ページをご覧ください。

債務負担行為について。令和8年4月1日から実施が必要な事業について、支払い限度額の補正を行うため、長崎こども・女性・障害者支援センターの別館警備委託に要する経費として、174万3,000円の増を計上いたしております。

次に、第106号議案についてご説明いたします。

歳出予算は2,149万4,000円の増となっており、これはこども政策局職員の給与改定及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費であります。各科目につきましては、記載のとおりであります

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【中村(泰)分科会長】　次に、障害福祉課長より、補足説明を求めます。

【里障害福祉課長】　予算議案に計上しております債務負担行為と、第120号議案の公の施設の指定管理者の指定につきまして、一括してご説明いたします。

資料は、文教厚生委員会説明資料、福祉保健部の5ページからをご覧ください。

今回ご審議いただきますのは、身体障害者福祉法に基づき設置する長崎県視覚障害者情報センターの管理業務に係る指定管理者の指定について、指定期間が今年度末で期間満了となることから、新たに指定を行おうとするものでございます。

まず施設概要ですが、長崎本館は、長崎市橋口町の長崎こども・女性・障害者支援センター内に、佐世保分館は、佐世保市万徳町の佐世保こども・女性・障害者支援センター内に配置しており、面積や施設の内容は記載のとおりであります。

業務内容は、5ページから6ページにかけて記載しておりますとおり、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、その他必要な資料を制作し、または収集し、視覚障害者等の利用に供する業務、点字刊行物視覚障害者用の録音物等の普及奨励及び相談に関する業務。点訳奉仕員及び音訳奉仕員の指導育成に関する業務等となっております。

指定管理者候補者としては、現在の指定管理者である一般社団法人長崎県視覚障害者協会を引き続き予定しております。

指定期間としては、令和8年4月1日から令和13年3月31日の5年間を予定しております。

選定方法につきましては、本年9月2日から24日まで公募を行い、応募のあった1団体につき、選定委員会委員による聞き取りを経て選定委員会の決定により、候補者として選定いたしました。

選定に当たっては、センターの目的や管理運営に対する理解、視覚障害者、家族の視点に立った管理運営ができるかなどの視点により選考がなされております。

また、7ページになりますが、候補団体のこれまでの指定管理の実績と経験も評価されております。

選定委員会の委員は、資料に記載のとおりでございます。

運営費に係る債務負担額につきましては、指定管理予定期間である5年分の1億3,769万5,000円を計上いたしており、年間2,753万9,000円の運営費を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【中村(泰)分科会長】　以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第120号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本委員】　おはようございます。

この第120号議案、予算と一緒にということでありますので、1点だけお尋ねいたします。

まずこの債務負担行為で限度額が1億3,769万5,000円ということで、これ指定期間が令和8年の4月から令和13年の3月末までということで、5年間ということであります。

この間指定管理の部分につきましても、5年間の中で例えば人件費の増とか物件費とか。そういうものがあろうかと思いますけれども、前の5年間でこの債務負担行為が幾らだったのか、それに対して幾らぐらい積み上げたのか、そこらについてお尋ねいたします。

【里障害福祉課長】　前回の指定管理期間である令和3年度から7年度までの運営費と比べた増減についてでございますが、前回が1億2,099万5,000円ということで、今回1,670万円の増となっております。

その理由としましては、委員からお話があったとおり、給与や最低賃金の引上げの状況を踏まえた人件費の増というのが主な内容となっております。

【坂本委員】　ありがとうございました。

約1,700万円増というふうなことで、これはもちろんこの指定管理にありました、視覚障害者協会ですかね、長崎県視覚障害者協会の皆さんと相談の上で積み上げた金額というふうなことで理解してよろしいですか。

【里障害福祉課長】　金額としましては、現在の令和6年度の実績、そういったものを踏まえまして、それに給与や最低賃金引上げの状況というのを踏まえて、検討して積算したものになります。

【中村(泰)分科会長】　ほかに質疑ございませんか。

【溝口委員】　103号議案ですけれども、歳入の方で、使用料及び手数料が1億4,329万3,000円の減になっているんですけれども、その内訳についてお尋ねしたいと思います。

【里障害福祉課長】　歳入の方の減の内容でございますけれども、今回予算額としては、給与費の過不足調整により減額補正を行っておりますが、それに合わせまして財源の補正を行っておりまして、内容としましては、こども医療福祉センターの入院や外来収入の一部を使用料として、人件費や運営費の財源に充当しておりまして、その関係で減額をしているものになります。

理由としましては、予算としましては過去5年間の実績を踏まえて、入院・外来の収入額を見込んでおりますけれども、近年の肢体不自由児を主とする小児整形の患者の減少であったり、手術件数の減少、長期入院を必要とする患者の減少などから、見込みよりも入院収入が減少しておりまして、これに伴い減額をして一般財源を増額しているものとなります。

【溝口委員】　すみません、使用料と手数料ですが、福祉センターの方から一応貸しておるという形になる、その職員とか患者さんが来んけんから、使用料とか手数料が入らんかったとい

うことになっとるわけ、内容がちょっと分かりにくかったので。

【里障害福祉課長】　こども医療福祉センターの人件費の方の財源に、こども医療福祉センターで収入となります、その入院・外来収入、そういったものを財源としておりまして、今回その財源の方の収入の減が見込まれるということで、財源の減ということにしているものでございます。

【溝口委員】　分かりました。入院とか外来がおらなかったので少なくなったということですけれども、1億4,300万円という、この1億円以上というその金額が、そんなに見込みとして離れてしまうのかなという感じがするんですけれども、普通だったらちょっとあまりにも、赤字になってくるんじゃないかという感じがするんですけれども、そこら辺についてはどのように対策をしようとしているんですか。

【里障害福祉課長】　予算の計上といたしましては、支出、収入、双方多めに見込んでいるということもございまして、過去5年間の実績を踏まえて今回予算計上を行い、補正を行っているところでございます。

こどもセンターの収入の減につきましては、申し上げましたとおり、入院患者の減、そういったところで減少が見込まれているところでございますけれども、肢体不自由児の減というようなところも多くございますが、一方で発達障害児、そういうところは増加しているところもございますので、そういった小児診療の分野での入院の増、そういったものなどセンターの方で増収対策を行って、対応してきているところでございます。

【溝口委員】　ただ、まだ1年もたっていないんですよね、当初予算から。それで1億4,000万円ということは、入院とか外来で来る人たち、それをどのように見込んでおったのか、1年の中でですよ。どのようなことか分かりませんけれども、相当な金額なんですよね。あまりにも、歳入の方ですよ、歳出の方じゃなくて歳入の方ですから、ちょっと気になったんですよね。

そこら辺は、やはりあまりにも見込み違いというか、1億4,000万円という金額は全然、見込みというよりか、もう全然最初から予算になっていないという感じがするんですけれどもね、私としては。

【里障害福祉課長】　予算の計上といたしましては、過去5年分の中で最大値といったところ、月ごとの最大値、そういったものを踏まえて計上しているところでございまして、予算の計上の見込み方としましても、併せて今後、適正なものというか、より正確なものになるように、見直しを検討してまいりたいと考えております。

【溝口委員】　分かりました。

ただ、使用料及び手数料が当初予算として、先ほどちょっと声が聞こえたんですけれども、当初予算として幾らを見込んでいたのか、ちょっと教えていただきたいと思います

【里障害福祉課長】　当初予定しておりました収入の中で、当初予算で収入として計上をしておりましたのが約6億7,200万円となっておりまして、そのうち給与費へ充当する額というのが約4億7,900万円となっておりまして、そちらが見込みとして3億3,600万円程度ということで、今回1億4,300万円の減ということになっております。

【溝口委員】　ちょっとあまりにも、4億7,000円という中の1億4,000万円って言ったら、もう3割以上からあるような感じがするんですけれども、そんな見込み違いはちょっと、最初に当

初予算で上げるときに、使用料・手数料という見込みが、本当に全然計算していなかったような感じ、5年間の平均ではやはり4億7,000万円ぐらいあったんですか、今までの当初予算で上げた分は。

【里障害福祉課長】　予算の見込み方としましては、支出、収入ともに予算ということで多めに見込んでおりまして、各5年間で各月の最大値というようなところを踏まえまして、収入の方についても予算を計上しているところでございます。

【中村(泰)分科会長】　また後から確認をしていただければ。

ほかに質疑はございませんか。

【山村委員】　補正予算の内容の福祉マンパワー処遇対策費についてお聞きをします。

増額の要因が、多分掛金が上がったとか、そういうことかなと思うんですけれども、その辺の実態を教えていただければと思います。

【中村長寿社会課長】　この制度は、部長説明にもありましたとおり、社会福祉施設職員の皆様方が共済制度に加入しているという制度でございまして、社会福祉施設というのが例えば生活困窮者の救護施設とか、乳児院とか、保育所とか、養護老人ホームとか、そういうところになってまいります。

こちらの職員の方の処遇改善を図るために法律で決まっておりまして、都道府県がその3分の1を負担するんですけれども、近年、退職者が増えているというところと、加入者が若干減っているという状況で、国の方から示される単価が今年大きく上がったというところで、こういった額の補正になったというところでございます。

【山村委員】　ありがとうございます。

国からということなので仕方ないことなんでしょうということで、実際に何人ぐらいとかという対象者って分かるんでしょうか。

【中村長寿社会課長】　こういった施設の職員さんの加入されている数は、県内で1万1,000人程度いらっしゃいます

それで退職者の数が、令和2年は1,560人だったんですが、令和6年が1,800人を超えたというところで、大きく上がったという状況でございます。

【山村委員】　ありがとうございます。

こういった共済制度の加入は任意なのか、希望とか、そういった状況を教えていただければと思います。

【中村長寿社会課長】　この制度が、国が3分の1、県が3分の1負担して、残りを事業者が負担するという有利な制度でございますので、大体、社会福祉施設の9割、事業者さんの9割が入っているとお聞きしています。加入は任意でございます。

【山村委員】　ありがとうございました。有利な制度なので、広く入っていただけたらなと思いましたので、ぜひ今後よろしくお願いいたします。

【中村(泰)分科会長】　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】　ほかに質問がないようですのでこれをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】　討論がないようですのでこれをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第103号議案のうち関係部分及び第106号議案のうち関係部分は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】　ご異議なしと認めます。

よって予算議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【中村(泰)委員長】　次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

福祉保健部長より総括説明を求めます。

【新田福祉保健部長】　予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

文教厚生委員会の関係議案説明資料、福祉保健部の2ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第111号議案「長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第120号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」のうち関係部分の3件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第111号議案「長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等のこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

第120号議案「公の施設の指定管理者の指定について」につきましては、長崎県視覚障害者情報提供施設条例に基づき、長崎県視覚障害者情報センターの管理・運営を行う指定管理者を公募いたしましたところ、1者から申請があり、選定委員会における審査結果を踏まえ、一般社団法人長崎県視覚障害者協会を指定管理者として指定するものであります。

第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について、議会の議決事件と定める条例第2条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

これは県議会をはじめ県民の皆様から、ご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図2030」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の五つの柱の下、12の基本戦略を掲げる、令和8年度からの5か年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち福祉保健部関係部分では、基本戦略「健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる」において、地域の医療・介護のサービス確保及び充実として、持続可能な医療提供体制の構築や、地域包括ケアシステムの深化等に取り組むほか、健康づくりと生きがいづくりの促進として、健康寿命延伸の取組や高齢者の社会参加促進を推進していくこととしております。

また、基本戦略「多様性を尊重し合う共生社会をつくる」では、互いに支え合う地域共生社会の更なる推進として、社会的配慮を必要とする人たちへのきめ細かい支援の実施や、障害者が地域で安心して暮らすための環境整備及び支援等に取り組んでいくこととしております。

こうした施策を、様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、議案外の主な所管事項について説明いたします。

福祉保健部における各種計画の策定について、今年度末に終期を迎え令和8年度を初年度とする、新たな5か年計画として策定中の長崎県福祉保健総合計画については、長崎県総合計画や保健、医療、介護、福祉分野の各領域の個別計画と整合を図りながら、関係団体や市・町等からの意見も踏まえ、専門委員からなる長崎県福祉保健審議会、福祉保健総合計画専門分科会において検討を重ね、今般素案を取りまとめたところです。

当計画は、社会福祉法に基づく地域福祉支援計画としても位置付け、県民一人一人の尊厳が保たれ、住み慣れた地域で社会とつながりを持ちながら、安心して健やかに暮らし続けることができる地域共生社会の実現という基本理念の下、保健、医療、介護、福祉施策を総合的に推進していくこととしております。

また、同じく今年度終期を迎える長崎県再犯防止推進計画及び長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画につきましても、新たな計画の策定を進めており、それぞれの分野の専門委員からなる協議会等からの意見を踏まえ、素案を取りまとめたところです。

これらの計画につきましては、県議会のご意見をお伺いするとともにパブリックコメントを実施し、県民の皆様の声も聞きながら、今年度中に策定することといたしております。

第7回健康長寿日本一長崎県民会議総会の開催について、健康長寿日本一の長崎県づくりを目指し、県内の幅広い関係者の皆様にご参画いただき、去る11月13日、第7回健康長寿日本一長崎県民会議総会を開催いたしました。

本総会では、健康づくりのために積極的に取り組み、独自の工夫で成果を上げている企業・団体等を表彰する長崎県健康づくり優良事例表彰「ながさきヘルシーアワード」や長崎健康づくりアプリ「歩こーで」を活用した歩数競走の表彰式を行ったほか、長崎健康革命サポーターとして登録いただいている企業・団体の取組紹介も行いました。

今後も、県民が健康づくりに取り組めるよう関係団体の皆様との連携をさらに深め、健康長寿日本一の実現に向けて努めてまいります。

続きまして、文教厚生委員会関係説明資料の福祉保健部追加1、2ページをお開きください。

新型インフルエンザ等対策本部会議訓練について、今年3月に策定いたしました「長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、去る11月21日、海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたという想定のもと、知事を本部長とする長崎県新型インフルエンザ等対策本部の模擬会議を開催する実践的な訓練を初めて実施いたしました。

新型インフルエンザ等の発生が確認された際に、迅速かつ機動的に対応できるよう、引き続き平時からの備えの充実を図ってまいります。

その他の所管事項につきましては、文教厚生委員会関係説明資料の福祉保健部の5ページ上段「長崎県ケアラー支援シンポジウム2025の開催について」、5ページ中段「長崎県認知症施策推進計画策定のためのワーキング会議の開催について」、5ページ下段「障害者のスポーツの振興について」、6ページ中段「事務事業評価の実施について」で、記載の内容のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】　次に、こども政策局長より総括説明を求めます。

【浦こども政策局長】　文教厚生委員会関係議案説明資料こども政策局の2ページをご覧ください。

予算決算委員会分科会でご説明いたしました、予算議案の部分を除くこども政策局関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第111号議案「長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、そして第134号議案「長崎県総合計画みんなの未来図2030について」の関係部分の2件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第111号議案につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第134号議案につきましては、長崎県行政に係る基本的な計画について、議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

こども政策局関係部分につきましては、基本戦略「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」におきまして、「県民総ぐるみの子育て支援」として、こどもや若者の声を取り入れた「ココロねっこ運動」をさらに推進及び展開するほか、「こどもが安全・安心でチャレンジできる居場所の拡大」として、こども場所の充実に向けた官民ネットワークの構築や、中間支援組織の設置等による活動者の支援とマッチングの促進、居場所の設置やモデルとなる多様な体験提供への補助等に取り組んでいくこととしております。

また、基本戦略「希望が叶う『結婚、妊娠・出産、子育て』を切れ目なく支える」では、「結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるための知識の普及等と気運の醸成」としまして、若い世代へのライフデザインやプレコンセプションケアに関する情報発信や研修等を通じた意識醸成のほか、「妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援」として、市町におけるこども家庭センターの設置及び機能強化に向けた支援やこども誰でも通園制度による全ての子育て家庭への支援強化等に取り組んでいくこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

長崎県子育て条例行動計画の変更について。長崎県子育て条例に関する取組を総合的かつ計画的に進めるために、令和7年3月に策定した長崎県子育て条例行動計画につきましては、今年度、次期長崎県総合計画との整合性を図るため、数値目標の項目や目標値などに関して所要の改正を行うこととしております。

今後、長崎県子育て条例推進協議会や県議会等のご意見を伺いながら、今年度末の改正に向けて取り組んでまいります。

4ページをご覧ください。「ココロねっこ運動」の推進について、こども家庭庁が11月を「秋のこどもまんなか月間」としていることに併せ、本県でも、同月を「ココロねっこ運動強調月間」

と定め、県民の皆様の理解や参加促進を図っております。

その一環として、去る11月2日、長崎市の観光通り周辺におきまして、「ココロねっこパレード」による広報啓発を行いました。パレードには長崎市青少年健全育成連絡協議会をはじめ、36の関係機関団体約300人が一堂に会し、多くの方々に周知啓発を行うことができました。

このほか、連携協定企業と協力したイベントの実施、新聞社やテレビ局等とのタイアップによるローカル番組での特集のほか、市・町団体主催行事などにおける広報啓発を実施しております。

今後とも、運動を支え続けていただいている関係団体や地域の皆様と連携・協力しながら、「ココロねっこ運動」を推進し、県民総ぐるみの子育て支援に取り組んでまいります。

児童虐待防止と家庭的養護の推進について。国においては、毎年11月を児童虐待防止推進月間と定め、児童虐待防止のための広報啓発活動などを行っており、本県においても、児童虐待防止や児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、全世帯広報誌への掲載のほか、学校等での児童虐待防止推進月間のポスター掲示やリーフレットの配布、また大学生と協働した街頭キャンペーンの実施など、市・町や関係機関と連携した広報啓発活動に取り組んだところであります。

また、社会的養育が必要な児童に対し、できる限り家庭的な環境で養育できるよう里親等への委託を推進しており、里親制度の広報啓発活動の一環として、10月の「里親月間」においては、10月4日の「里親の日」に合わせ、里親育成機関や里親会と合同で街頭キャンペーン等を実施いたしました。

今後とも県民の理解を一層深めていただけるよう、様々な機会を通じて広報啓発を行い、児童虐待の防止や新規里親の確保等に努めてまいります。

その他の所管事項につきましては、事務事業評価の実施についてであり、内容は5ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【中村(泰)委員長】　以上で説明が終わりました。

第120号議案の質疑につきましては、分科会において終了しておりますので、第111号議案及び第134号議案のうち関係部分に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】　先ほど説明のありました111号議案です。改正内容のところに、虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務というふうに明記されております。

あってはならないことなんですけれども、保育園等で全国でそういった虐待の事例があったことを受けての改正だと思いますが、まず今までどういう対応をしていたのか、実際の事例があったのか、把握している範囲でお願いいたします。

【村﨑こども未来課企画監】　虐待の対応ということですが、これまでの対応につきましては、これは虐待に該当するのではないかという疑いの段階で、通報は日々受けておりました。市町に寄せられることが多いんですが、直接県に寄せられることもありまして、そういった場合につきましては、状況にもよっては聞き取り調査を行うなどして事実確認をし、必要に応じて施

設に改善を求めるなどの対応はやってきているところです。

【松本委員】　これまではそうであって、そして今回の改正内容を受けて、もし通報があったときの対応スキーム等がやはり明確になるのではないかと思うんですが、今までとどのように変わるんでしょうか。

【村﨑こども未来課企画監】　これまでの対応等と大きく違うのは、まずこどもが虐待されているところを発見した方は、職員であっても、保護者であっても、地域の人であっても、全ての人が通報する義務があるというふうに、改正されております。

それともう1点、同じ関連で改正されましたのは、この対応した事例については、県の方で集約して、児童福祉審議会などの有識者が入っている審議会みたいなところに報告をします。それで最終的には県でまとめて、このくらいの件数がありました、こういう対応をしました、という公表をするというところまでが、これまでの対応と違うという状況です。

【松本委員】　しっかりと組織的に対応されるということで理解をいたしました。

それともう一つ、義務というふうになった場合に、例えば表に出ないようにその義務を怠った場合とか、そういったときにはどのような対応をされるんでしょうか。

【村﨑こども未来課企画監】　もし発見しても通報しなかった方が義務違反ということになるのかというご質問か思いますけれども、今回の改正の中では、義務違反に対する罰金などの罰則規定は設けられておりませんので、もちろん義務化されたということで、これはと思うものは通報するべきものになりますけれども、通報しなかったからといってその方を取り締まるとか、罰則を与えるとか、そういうふうな規定にはなっておりません。

そういう、なかなかこどもが声を上げにくい状況があったり、通報しにくい状況があるようなところを少し改善して、発見しやすくし、通報をしやすくしまして、そういう事案を埋もれさせないための対応であると認識しております。

【松本委員】　やはりこの改正になった内容を、県民の皆さんに周知することがやはり大事だと思いますし、ないとは思いますけれども、潜在的にそういうことがもしあれば、そういうことで対応が強化されることをお願いいたします。

【中村(泰)委員長】　ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　ほかに質問がないようですのでこれをもって質疑を終了いたします。

次に、第120号議案も含めまして討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　討論がないようですのでこれをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第111号議案、第120号議案及び第134号議案のうち関係部分は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　ご異議なしと認めます。

よって予算議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【川村福祉保健課長】　政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会、議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料について、令和7年9月から令和7年10月分の実績をご説明いたします。

福祉保健部政策等決議資料の2ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金について、直接補助金は資料2ページから43ページの記載のとおりで、計252件でございます。なお、間接補助金はございません。

次に、44ページをお開きください。

知事及び部局長に対する陳情要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、長崎県身体障害者福祉協会連合会等からの計2件であり、それに対する県の対応は、資料44ページから58ページに記載のとおりであります。

次に、59ページをお開きください。

附属機関等会議結果について長崎県福祉保健審議会など計15件となっており、その内容については、資料59ページから74ページに記載のとおりであります。

以上で報告を終わります。

【黒島こども未来課長】　政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係資料についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情･要望のうち、本年9月から10月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての、県の対応状況を記載しております。

長崎市及び佐々町からの要望書の計2件となっております。それに対する県の対応状況は、2ページから7ページまでに記載のとおりでございます。

【中村(泰)委員長】　次に、福祉保健課企画監より補足説明を求めます。

【西村福祉保健課企画監】　私からは、第6期長崎県福祉保健総合計画の素案について、補足してご説明をいたします。

委員会補足説明資料、議案外資料の1－1にございます縦の資料、第6期長崎県福祉保健総合計画素案の概要をご覧ください。

本日は計画素案の関連資料が複数ございますので、簡潔に説明をさせていただきます。

まず計画の策定趣旨につきましては、「長崎県総合計画みんなの未来図2030」の分野別計画としまして、保健、医療・介護、福祉分野における今後5年間の各施策の基本的な考え方、方向性を示すとともに、各領域に多くの個別計画がございますので、そことの整合性を図りながら、施策を総合的体系的に進めるための指針として作成するものでございます。

また社会福祉法に基づく地域福祉支援計画を兼ねて策定するものでございます。

計画の期間は、長崎県総合計画と同じく令和8年度から12年度までの5年間としております。

計画の策定体制としまして、長崎県福祉保健審議会の福祉保健総合計画専門分科会で審議をしまして策定を進めてきたところでございます。策定後の進捗管理に関しても、同じ分科会で行ってまいります。

次に、計画の体系につきましてご説明をいたします。

本計画は、保健、医療・介護、福祉施策の方

向性を明らかにする基本理念、基本理念を実現するための三つの基本目標を定め取組を進めることとしております。まず基本理念につきましては、「県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で社会とつながりを持ちながら、安心して健やかに暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指します」としております。

この基本理念を基に、2に記載の三つの基本目標がございますが、こちらは県の総合計画「みんなの未来図2030」に掲げます関連3施策を紐づけたものとしており、①で健康づくりと生きがいづくりの促進、②で医療介護サービスの確保・充実、③で地域共生社会、地域福祉の更なる推進という目標を置いております。

最後に、計画の策定スケジュールにつきましてはこちらに記載のとおりでございますが、当委員会でのご意見やパブリックコメントなどを踏まえまして、次期定例県議会で議案として上程する予定でございます。

続きまして、第2次長崎県再犯防止推進計画の素案について補足してご説明をいたします。

委員会補足説明資料、議案外資料の2－1にございます縦の資料の、第2次長崎県再犯防止推進計画素案の概要をご覧ください。

まず計画の性格でございますが、平成28年に施行されました再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、令和5年に国が策定した第2次再犯防止推進計画を踏まえ、長崎県における再犯防止等の施策の推進に関する計画として策定するものでございます。

計画の趣旨でございますが、基本理念としまして、「だれ一人取り残さないやさしい社会の実現」を掲げまして、犯罪をした者等が孤立することなく、地域社会の一員として立ち直り、支え合う社会の構築、再犯防止を通じて県民が安全安心に暮らせる社会の実現を目指しております。

計画の期間でございますが、現計画が今年度末までとなっております。第2次計画は令和8年度から令和12年度までの5年間としております。

計画のポイントでございますが、こちらにございます1から6までのとおりといたしまして、県のほか国や関係団体等におきまして、各種施策に取り組んでまいります。

計画策定及び推進体制でございますが、学識経験者や関係団体等で構成する長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会において、ご審議いただいており、計画策定後の進捗管理等も行ってまいります

計画策定のスケジュールでございますが記載のとおりとなってございます。当委員会での意見やこれから実施いたしますパブリックコメントを踏まえ、次期定例県議会に最終案をご報告する予定であります。

説明は以上でございます。

【中村(泰)委員長】　次に、障害福祉課企画監より補足説明を求めます。

【町田障害福祉課企画監】　私の方から第3期長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画素案につきまして、補足してご説明させていただきます。

委員会補足説明、議案外資料3－1にございます縦の資料の第3期長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画素案の概要をご覧ください。

まず、計画の趣旨等でございますが、ギャンブル等依存症の発生、進行及び再発の予防の三つの柱に基づきまして、ギャンブル等依存症である方への支援を充実させていくことにより、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すこととしており、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき策定するものでござ

います。

計画期間でございますが、現計画が今年度末までとなっておりますことから、第3期計画は、令和8年度から令和10年度までの3年間としております。

計画のポイント、重点目標でございますが、2点挙げさせていただいており、県のほか関係機関・団体と連携し、各種取組を進めていくこととしております。

計画推進体制でございますが、関係団体、当事者やご家族、公営ギャンブル等の運営者などを構成する長崎県依存症対策ネットワーク協議会におきまして、計画の進捗管理を行ってまいります。

最後に策定スケジュールでございますが、記載のとおりを予定しております。当委員会でのご意見をいただいた後、パブリックコメントを実施することとしており、次期定例県議会において最終案をご報告する予定としております。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)委員長】　次に、医療政策課長より補足説明を求めます。

【猪股医療政策課長】　私の方からはさきの決算審査、文教厚生分科会においてご指摘をいただきました、長崎県病院企業団の経営状況等につきまして説明をさせていただきます。

資料はその他、長崎県病院企業団の経営状況をご覧ください。

まず1ページですけれども、本資料は令和6年度の決算と前年度の令和5年度決算を比較した資料になります。

表の一番下をご覧ください。

令和6年度の経常損益は27億700万円の赤字で、令和5年度と比較しまして14億1,000万円悪化しておりまして、その下の当年度純損益につきましても、25億9,600万円の赤字で、令和5年度と比較しまして12億4,000万円悪化しております。

その主な要因は、上段の表の3行目、医業収益ですが、入院収益は令和5年度と比較し2億2,800万円増加しておりますが、外来収益が1億9,800万円悪化しておりまして、医業収益全体で4,500万円の増にとどまっております。

一方で、中段の表の3行目、医業費用につきましては、人件費や物価高騰などの影響があり、給与費や経費を中心に前年度と比べて13億3,100万円の増額となっており、その結果、下から3段目、ここは本業の部分になりますけれども、医業損益が前年度よりも12億8,600万円悪化し、企業団設立以降最大となる約68億4,500万円の赤字となったことが、収支悪化の主な要因になります。

次の2ページ、長崎県病院企業団決算の概要についてですが、こちらは企業団が設立した平成21年度から令和6年度までの推移を示したもので、上段の表が収支状況について、中段の表が未処分利益剰余金等について、そして下段の表が構成団体からの繰入金について推移を示しておりまして、一番下の県からの繰出金は、毎年20億円程度で推移をしております。

また中段の表の一番下の未処分利益剰余金ですが、令和4年度決算では100億円を超過しておりましたが、令和5年、6年度の純損益の赤字により、この2年間で約40億円減少をしております。

次の3ページをご覧ください。令和5年度からの収支悪化を踏まえまして、病院企業団においては、昨年10月からさらなる経営改善の取組を実施されており、記載の内容について企業団本部と各医療機関が一体となって経営改善に取り組まれております。

次の4ページからは経常収支の推移、次の5ページが医業損益の推移、その後に、6ページになりますが、医療機関ごとの経常損益の推移、7ページに医業損益の推移を添付しております。

続きまして8ページをご覧ください。

直近の病院企業団の大きな動きとして、上五島病院の建て替えについて説明いたします。

上五島病院は上五島医療圏における基幹病院、かつ災害拠点病院として一般医療はもとより、救急、感染症などにも対応する幅広い医療提供を行っておりますが、本年度、病院施設の耐用年数である39年を超えまして、老朽化、狭隘化が顕著となっていることから、建て替え計画を進めております。

2番になりますが、当初は病床数を186床から154床に削減する計画で、次のページになりますけれども、事業費を約67億円を想定をしておりました。

しかしながら、基本設計が完了した時点で、建設資材の高騰や人件費の上昇などの影響もあり、工事費が約100億円に大幅に増加することが判明したことから、企業団の厳しい経営状況や入院患者数の減少を踏まえ、改めて病床規模を110床に見直した上で、実施設計を行っているところでございます。

また、建設費増加に係る財源確保策として、国土交通省の補助金を活用できるよう、現在、新上五島町と計画策定等の準備を進めております。

続きまして、3番の建て替えスケジュールは記載のとおりでありまして、見直し後の実施設計等に日数を要することから、竣工は当初計画よりも2年遅れの令和11年度を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)委員長】　ありがとうございました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますのでご覧願います。

なお、審査対象の陳情番号は73、79、87、89、91、98となります。

陳情書について何かご質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について質問はありませんか。

【坂本委員】　1点お尋ねいたします。

提出資料の2の陳情要望に対する対応状況で、49ページですね。陳情書要望書名ということで、身体障害者福祉の充実に関する要望書ということでその中の5項目、5福祉医療費の現物給付についてです。これは今年の9月4日に、長崎県身体障害者福祉協会連合会からの陳情を、陳情名ここに要望書ということでありますけれども、この中の5番目の項目です。

この内容については、福祉医療費の支給方法について、現在、長崎市が重度の心身障害者を対象に現物給付を実施をしておりますが、全ての市町で実施されるようお力添えをお願いします、というふうな要望なんですね。

それに対する県の対応、ここに記載されておりますけれども、結論から言うと、各市町において一定の医療費の負担増というのが伴うから、なかなか協議が調っていない現状では、現物給

付の導入は困難な状況ですということなんです。

それでちょっと確認なんですけれども、福祉医療費というのは、必ずしもこれ要望書が求めている重度の心身障害者以外にもあるんじゃないかなと思うんです。

それでここで言う県の対応、長崎県福祉医療制度検討協議会で協議してきた内容というのは、いわゆるこの参考に書いてある事業費の実績、単年度10億円超えていますから、これはいわゆる一般的な福祉医療費の問題というふうなことでの対応じゃないかなという感じがしまして、そこら辺についてちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。

【里障害福祉課長】　この福祉医療費につきましては、重度障害者や一部の中度障害者を対象に、県として障害のある方の負担を軽減するために医療費の助成を行っているものでございまして、全体の障害者の医療費とはまた別の助成制度ということになっております。

【坂本委員】　分かりました。

そうしたら、ここでの対応というのは、あくまでも要望書が求めている重度の心身障害者の福祉医療費と、こういうことですね。そうすると、年間やはりそれで10億円ぐらい助成しているということなんでしょうか。なんですね。分かりました。では結構です。

【中村(泰)委員長】　ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問を受けたいと思いますが、委員会の求めに応じて医療政策課より長崎県病院企業団の経営状況について説明を受けましたので、まずは、長崎県病院企業団の経営状況について委員の皆様からご質問を受けたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それではまずは、長崎県病院企業団の経営状況につきまして質問をお受けいたします。

【前田委員】　おはようございます。

まずもってちょっと質問に入る前に、9月議会で私、質疑をさせてもらって、23年度13億円の赤字、24年度も27億円の赤字というのは答弁があったと思うんですが、その辺りから委員の中でもこれは大変だなという話をしていて、どこかでしっかり議論しなきゃいけないという話も出ていたんですけれども、そもそもこの12月6日の長崎新聞の1面にこういう形で詳しく載っていますけれども、本来だったら多分、議会に先にやはりいろんな報告、個別にでもやるべきところが、記者の方の取材力が高かったということは理解していますけれども、どうしてこういう形で、経常損益の推移等も含めて記事になってるのか、その点まずご説明いただきたいと思います。

【猪股医療政策課長】　この新聞記事ですけれども、私どもも病院企業団に確認したんですけれども、病院企業団の方では前年度の決算とかを認定するに当たって、企業団の議会、その定例会にかけまして了承いただくことになっているんですけれども、それを病院企業団の方では12月24日に開催をする予定でありました。

その定例会開催に当たって、毎回、報道の方にいついつ定例会を行いますというご案内をされているということで、それを受けて報道の方から経営状況とか、取材を受けたと聞いております。

【前田委員】　経緯は分かりました。

改めて今回こういう形で、詳しく説明いただいているので、ちょっとこれに沿って質問した

いと思います。

まずもってこの病院企業団の存在というのは、非常にやはり僕らにとってはとても、離島含めで、半島を含めて、大事だということで、これをどうやって存続していくかということを考えなければいけないということを、まず前もってお伝えしておきたいと思いますけれども、ただ9月議会で質問したときに、先ほどの赤字額の話も出ていましたけれども、内部留保がかなりあるから大丈夫だという答弁を多分されたと思うんです、私のやり取りの中で。

それでここに書いてある、記事でもって質問するのはどうかと思うんですけれども、数年後に内部留保が枯渇する可能性もあるというような表現がされていますけれども、今日の資料の中のどこを見たらその枯渇するだろうみたいなものが分かるのかなと思って、ちょっと見つけきれずにいるんですけれども、まずもってちょっとそこから説明をしてください。

【猪股医療政策課長】　内部留保につきましては、資本的な部分なのでちょっとこの表からは読み取りにくいんですけれども、この表でいきますと資料の2ページになります。

2ページの中段の表の一番下、未処分利益剰余金のところなんですけれども、ここは令和4年度末で115億円あって、それが令和5年度102億円、令和6年度に76億円と減っておりますので、この状況で推移していけば、内部留保が枯渇する可能性があるということです。

【前田委員】　76億円は承知しているんですけれども、この先があるということじゃないですか、結局。7年度以降が。

それで第3次中期計画が令和6年から4年間ということを立てていらっしゃると思うので、その中期計画の中でも当然収支の見込みがあると思うんですよね。

そこに照らしたときに、何年度に枯渇するというような予測になっているのか、ちょっと収支計画を、手元にありませんので、どういうふうになっているのかというのが一つと、こういうふうに現状、令和6年からスタートして2か年する中で、この収支計画が大きく差異が出ているとするならば、早めに経営計画の見直しに入るべきだと思いますけれども、その辺についてもお尋ねしたいと思います。

【猪股医療政策課長】　病院企業団では中期経営計画を策定しておりまして、現在第3次計画の後期ということで、令和6年から9年で策定しているんですけれども、この計画上では、令和6年度の純損益が1億1,100万円の黒字という形で想定がされておりました。

先ほど説明しましたように純損益が26億円の赤字なので、かなり計画と乖離している状況でございますので、今、企業団の方では抜本的な経営改善の見直しをされております。

そしてまた来年度、診療報酬改定がありますので、その影響を踏まえた上で、どのように計画を見直すか、そういうのを具体的に、来年度以降検討する必要あるかとは考えております。

【前田委員】　すみません、中期経営計画の収支のところだけでいいので、一応資料として提出をいただきたいと思います。

その上で、すみません、私から最後にしますけれども、3ページの方にそういうことも踏まえてこれからの経営改善の取組、努力するというふうになっていますので、改めて今後どういうことに、これまでも経営は厳しかったんでしょうから、それを改善するように努力するけれども、こういう現状を含めたところで、さらなるその経営改善の努力というのは、どういうこと

を考えておって、その収支改善をどういうふうに今後見立てているのかについて、最後にご答弁いただきたいと思います。

【猪股医療政策課長】　企業団における収支改善としましては、近年の経営の悪化を踏まえまして、昨年度から病床の削減に取り組まれております。

その病床の削減で効率的な運営に努めておりますとともに、経営コンサルを導入して、医業収益の中心となる入院収益の増加に努めておられまして、具体的には、先ほど言いましたように、病床を削減して看護師をほかの部署に配置をして、診療報酬の加算、看護師の加算とかを取ったり、後はリハビリ加算、そういった診療報酬の加算を取るようにされています。

そしてまた、費用面では収益に見合った材料費、建設改良費の削減といった費用の圧縮に取り組まれておりまして、あと来年度からですけれども、管理職手当の一部カットとか、一部の喫茶店の廃止とか、そういったものを検討されております。

こういった形で経営の赤字、これちょっと今年度もやはり厳しい状況は見られるんですけれども、ここをどうするかというのは、来年度の診療報酬改定、ここで大きな動きがありますので、それを踏まえたところで、また改めて検討したいと思っています。

【前田委員】　ここに書いてある緊急的な対策をやっていただいているところで、その努力は本当に評価いたします。

ただここの、先ほどの抜本的な改革（新）というところで、中長期的な視点に立った人員の適正配置及び給与費の適正化、医療需要の変化に応じた病床規模の適正化というのは、もうここに踏み込むというのは最終手段だと僕は思うので、特に離島部、半島を支える病院として、この人員の適正配置に入っていくということは、診療科目数とか、もちろんここで書いているような病床が変わってくるということなので、地域にとっては大変重要なというか、大きな問題だと思っているんです。

そうしたときに、ここにもやっていくんでしょうけれども、この最終的な収支計画も見直す中で、この抜本的な改革についてはどこをめどに一定案をつくろうとしているのか、最後にお尋ねしたいと思います。

【猪股医療政策課長】　病床規模につきましては、やはり直近の患者の状況とか、今後の人口減少の状況とかを踏まえた上で、病床数は決めていきますので、具体的にいつというのはあれなんですけれども、例えば要所要所、例えば今回、上五島病院で話をさせてもらいましたけれども、建て替えのタイミングとか、そういったところで病床を154床から110床に減らしたりとか、後は病院によっては状況を見まして、その病床稼働率が減っていった、そうなれば例えば一部の病床を休床にしたりとか、そういった形とか、後は休棟にするか、今後高齢化が進むとさらなるリハビリを提供する施設が増えていますので、休棟した部分を介護医療院とかに展開したりとか、そういった対策が講じられると思いますので、その年度年度の利用者の状況を踏まえながら、適切にその適正規模というのは判断をしていきたいと思っています。

【前田委員】　最後に要望としておきますけれども、第3次中期経営計画も進んでいく中で、今のようなやり取りをさせてもらって、やはりこれからもずっとしっかり病院経営をやっていただきたいという中においては、いつになるか分からないという話ですけれども、一定議会に対

してもやはり説明が必要だと思いますので、どこかで期限を切って、一旦その中間報告というか、そういった報告を求めたいと思いますし、先々はこれ上五島病院の建て替えに続いて、またほかの病院をどうするかという問題もありますので、そういうこと全体的に、病院企業団の中で、それはもうプロジェクトか何かつくってもらってでも検討して、しかるべき時期に議会の方に報告をすることを求めて、一旦私の質問を終えたいと思います。

【中村(泰)委員長】　暫時休憩します。

― 午前１１時１０分　休憩 ―

― 午前１１時１０分　再開 ―

【中村(泰)委員長】　再開します。

他に質問ございませんか。

【松本委員】　ほとんど前田委員の方で言われたのでちょっと重なるところはあるんですけれども、もうちょっと細部の方で確認をしたいんですけれども、2ページの概要の表を見たときに、推移がずっと分かるんですけれども、離島の人口が減少している中でも、平成21年と令和6年を比べると、医業収益というのは増加をしているんですね。

だから今回の大きな問題は、医業費用が90億円ほど上がっているということが大きいと思うんですけれども、これが物価高だけのものではないとは思うんですけれども、その主な今回赤字に至った費用の要因について、お尋ねいたします。

【猪股医療政策課長】　費用面で増加した主な要因は、やはり近年の物価高騰、あとは人件費の上昇によるものです。

この人件費の上昇で給与費が8億円増加しておりますし、後はその経費として、例えば病院の清掃とか食事とか、そういった委託している業者の人件費も上がっておりますので、そういった人件費の上昇というのが大きな要因になっております。

【松本委員】　給与費が、今の答弁で8億円増ということと、あとコンスタントにかかる委託料や修繕費の増加はどれぐらいかかっているんですか。

【猪股医療政策課長】　委託料とか修繕費とか、いわゆる経費というところですけれども、これについては前年度よりも4億円増加をしております。

【松本委員】　つまり12億円。ランニングコストは上がっているということですよね、プラスで。

それともう一つ確認したいのは、そういう中でも令和2年、3年、4年は黒字になっているんですね。平成22、23、24、25年も黒字になっています。この要因は何ですか。

【猪股医療政策課長】　令和2年度から令和4年度が黒字だったのは、その収入面でコロナ関係の補助金がございまして、病床の確保料とか、そういった形で毎年度20億円、多い年度は30億円程度受けていたので黒字になっておりまして、ただこれが令和5年5月にコロナが5類感染へ移行したことに伴って、補助金も終了しております。

【松本委員】　今後、持続可能にしていくには、コストをある程度カットしながらも、ほかの収入も増やしていくということも考えなきゃいけない。先ほど答弁でおっしゃった、やはり介護関係の部分のニーズのある部分に対しても、やはり検討していく必要があると思うんですが、先ほどから話があっているのは、やはり今後の見通しが見えないことへ、県民の皆さんの不安

感というのが大きくなっております。

それで3ページに、毎年5億円のカットということで、経営努力は認めるんですけれども、おっしゃるとおり、給与は逆に8億円上がっているわけですから、上がったものをまた5億円カットするというのも、いろいろ合理化で収支はできると思うんですけれども、内部留保の金額も今まで結構大きいものがありました。

この内部留保の見込みとか、それと先ほどおっしゃる診療報酬の増の見込みというのは、今確定はしておりませんけれども、例えばどれくらいの額が想定で今後さらにプラスになっていくのかというのは、もちろん国の判断ベースだと思いますけれども、把握しているんでしょうか、お尋ねします。

【猪股医療政策課長】　診療報酬の改定率ですけれども、なかなか具体的に、今のところどのくらいとかまだ全然示されておりませんので、昨年で言いますと12月20日ぐらいにその改定率が示されておりますので、恐らく今年もそれぐらいの時期に示されるのではないかとは思っていますけれども、今の時点ではちょっと把握はできておりません。

【松本委員】　そこの部分が、国会の状況次第では、提示された場合はまた修正して、増のプラス要素の過程もあると思いますし、内部留保の金額も、やはりそこで変わってくると思いますので、ぜひそこを加味した上で出していただきたいというのと、もう一つは9ページに上五島の病院の建て替えですね、このタイミングで、しかも67億円だったものが100億円に増額しているということで、これが今後払っていけるのかと、この状況の中で、というところに不安の声があります。

ただ、先ほどおっしゃったとおり、補助金や交付金とか、活用状況も見込んでいらっしゃると思いますし、実際の負担はどれぐらいの割合になっているのか、お尋ねをいたします。

【猪股医療政策課長】　病院企業団の厳しい経営状況を踏まえますと、上五島病院の建て替えにつきましては、国の補助金とか起債を最大限に活用して、可能な限り企業団の負担を抑えたいと考えています。

また、先ほども説明しましたけれども、国交省が所管されている補助金を活用したいと考えておりまして、この補助金の上限が最大で21億円ございますので、仮に事業費が記載のとおり101億円とすると、残額80億円になります。

その後、過疎債とか病院事業債といった起債を活用することで、交付税措置が約30億円程度、あとほかに県とか新上五島町の負担がありますので、最終的にそれらを差し引きますと、企業団自体の負担が26億円程度かなというところでございます。

これら起債なので、この26億円を今後30年ぐらいかけて、年間1億数千万円ぐらいで返していくという計画になっておりますので、この返済が着実に実行できるように、県としても引き続き、経営状況を確認しながら、企業団とともに経営改善対策、これを検討していきたいと思っております。

【松本委員】　だから実際、額面では100億円なんだけれども、補助金やいろいろな交付金を使えば、実際、病院企業団の負担は、先ほど答弁された26億円。

それを30年で返済するわけでありますから、年の返済は約1億円ぐらいになるということで、そこの部分が、ただ補助の20億円というのが非常に大きい状況ですから、これが確定できるように、しっかり取っていかないといけないと思

いますが、そういった形であるのであれば、見込みがあると思いますので、しっかりと診療報酬の増の部分と、コストの部分も大変でしょうけれども、維持できる持続可能なやり方、そしてそれをやはりしっかりと説明できるように、よろしくお願いいたします。

【中村(泰)委員長】　ほかに質問ございませんか。

【中島委員】　先ほどの上五島病院の建て替えの件で、実質20数億円の企業団の負担があるということなんですけれども、計画の当初が、対馬の病院と一緒の同時進行で工事をやっていくということだったんですけれども、結果的に負担の割合が非常に大きいということで、この後に対馬の方の計画をされているということなんですけれども、先の話になるんですけれども、対馬の方も同様に、当初の計画の大幅な工事費の増額にもなるんじゃないかというのを危惧してるんですけれども、先ほど年1億円ということでしたけれども、その後の対馬の状況によっては、その倍以上のまたその負担もかかっていくんじゃないかと思います。

このことを踏まえて、先ほど前田委員からもありましたとおり、長期計画の中でそこに食い込んでくる、負担もかかってくるという計画を立てなきゃいけないと思うんですけれども、対馬の方は今後どのような状況でしょうか。

【猪股医療政策課長】　上対馬病院の方ですけれども、ここも建築してからもう年数がたっておりますので、建て替えの必要性がございます。

ただ、上五島病院の建設もございますので、企業団としては、財源負担を可能な限り抑えたいというのがありますので、そのために過疎債を最大限活用するということでございますので、上五島病院が竣工した後に、上対馬病院を着手したいと考えております。

その関係上、上対馬病院が令和9年後半ぐらいから基本設計ができればということで考えておりまして、なので具体的に今のところどれくらいの費用がかかるかまだ見えていないんですけれども、今後つくるに当たっては、適正な病床数、必要な医療需要を踏まえて上で、適正な規模で建て替えたいと思っておりまして、そこは企業団の負担にならないように取り組んでいきたいと思っております。

【中島委員】　今後の診療報酬の改定で、どの程度、上がっていくようなことを期待しているんですけれども、そういう面では逆に、こういった負担も増えてくるということなので、そこもしっかりと計画に入れていただきながら、上対馬病院もかなり当初の計画からすれば大きくなっているのか予想できますので、そこをしっかりと考慮していただきたいと思っております。

【中村(泰)委員長】ほかに質問ございませんか。

【溝口委員】　一応この収益と費用の方を見たら、4年度まではある程度同じぐらいなんですけれども、5年6年と10何億円ずつ上がっていってるわけですよね。

この辺の分析はしているのかどうか、どれがどのように上がってきたのかを分析しているか、そこについてお尋ねしたいと思います。

【猪股医療政策課長】　この大きな費用の増というのは人件費の増、例えば給与費が増加したりとか、あと経費、物価高騰によって経費が増加しております。

医療政策課で今現在把握しているのは、給与費で8億円の増、材料費で4,400万円の増、経費で4億円増となっておりまして、細かいところにつきましては企業団で分析されていると思いますけれども、すみません、現状ではこちらで把

握できておりません。

【溝口委員】　分かりました。人件費が8億円、合わせて10何億円ずつ増えていくということであれば、また7年度もそのように増えていくことになると思うんですよね、人件費としてはずっと。

そうしたら、収支が大体4年度まではうまく黒字になるような形って、やはり10何億円、今度は20何億円、そうしたらもう30何億円と、7年度はなるような形になってくると思うんですけれども、その辺をちょっと、あまりにも10何億円ずつ上がっていったら、やはり収益としてはもう、限度があるわけですからずっと同じなんですよね。

だからそこら辺の対策とか考えていくとした場合、材料費は少しは、一遍に買ったら安くなるか分かりませんけれども、人件費はずっと上がっていくことになれば、収入としてどこで求めていくのかというのを、やはり考えていかないときついと思うんですけれども、その辺についてはもう繰入れのこの交付金の関係しかないわけですかね、繰入れの方しか。

【猪股医療政策課長】　この人件費の上昇というのは、これはもう、全国的な医療機関で起こっている状況でありまして、それを踏まえて今、国の方では診療報酬の改定を検討されております。

その中で、直近の人件費の上昇とか、物価高騰とか、こういったところを加味して診療報酬が決まってくると思いますので、そこが出た上で、経営の影響を踏まえた上で、改めてどういった取組をしていくかというのを検討していきたいと思います。

またそれ以外にも、企業団として努力できるところは、病床の適正規模とか、あと診療報酬のよりよい加算を取っていくとか、そういった努力はしていきたいと思っております。

【溝口委員】　かなり厳しいような感じになってくると思うんですけれども、早く国の方が対策をしていただかないと、これは大変なことになってくるんじゃないかという気がいたします。

努力するのは分かりますけれども、ちょっと数字的に難しいような感じが私はしていますけれども。

【中村(泰)委員長】　ほかに質問ございませんか。

【坂本委員】　今それぞれのやり取りの中で、厳しい状況を改めて認識するわけでありますけれども、この病院企業団は、公立病院が11ですか、特に離島と半島を中心に存在をしているわけでありますけれども、これ総務省の把握で言うと、公立病院の8割が赤字という全国的な状況で、厚労省の調べては、民間病院の約5割弱が赤字ということで、そういう意味でいくと、先ほどから診療報酬の改定の問題が非常に重要だということでありますので、民間・公立問わず非常に厳しい状況。

特に、長崎県の病院企業団の場合は、先ほど言いましたように離島とか半島のところで、非常に重要な地域医療としての役割を果たしているんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で、特に公立病院の場合は、救急とか周産期、精神科などなかなか採算が取れにくいというようなことで、それでも頑張って医業収益は一定の維持をしているんじゃないかなと思うんですけれども、先ほどから伺っていますように、いわゆる経費のところが、物価それから人件費含めて上昇してるというふうな中で、経営を圧迫しているということですから、今後の経営計画というのをきちんとしていかなけれ

ばならないと思います。

その中で、まずはこうした公立病院が、言わば構造的な赤字の現状があるのではないかと思いますけれども、県としてこの病院企業団、公立病院の役割、それからこうした構造的な赤字というのを、改めてどのように考えているかというのを、まず認識を教えていただけますか。

【猪股医療政策課長】　まず病院企業団の役割ですけれども、病院企業団は各医療圏の基幹病院として、大切な存在だと思っております。なくてはならない存在だと思っております。

昨今の経営悪化の主な原因というのは、やはり物価高騰とか、人件費の上昇、ここが主な要因だと思っておりまして、先ほど述べましたけれども国におきましては、現在、医療分野における賃上げや物価上昇に対する支援ということで、補正予算の審議もなされております。

あわせて、診療報酬改定も物価高騰や賃金上昇を踏まえて、措置を講ずるという方針が示されておりますので、県としましては国の動向を注視しながら、国の補助金とか診療報酬改定の企業団の経営への影響、そういったものを確認しながら、その上で経営改善に向けてどのようなことができるのかということを、引き続き企業団と検討していきたいと考えております。

【坂本委員】　それで、やはりこうした構造的な赤字を、なかなか病院企業団という、あるいはその各病院企業団本部ないしは各病院で、現場だけの努力ではかなり厳しいんじゃないかなと思っていますので、そういう意味でいくとやはり県として、設置者でありますので、県としての中長期的なやはり支援が必要じゃないかなと思っています。

もちろん国に対して、診療報酬の改定をやはりきちんと求めていくというのは重要でありますけれども、これまでも、一般財源から繰入れという形で、恐らく長崎の場合、基準を若干上回るぐらい投入されているんじゃないかなというふうに思いますけれども、ぜひ中長期的な、先ほど計画の部分がありましたけれども、そういうことを今答弁があった認識に基づいて、お願いしたいと思います。

それから人件費が上昇しているということで、いわゆる赤字の約8億円ということで、13億円のうちの約8億円が人件費ということでありますけれども、県の病院企業団は、病院企業団の職員の皆さんと、それから県の職員の皆さんと、ちょっと職種で混在をしていますよね。

昨年、今年、県の人事委員会勧告がありまして、民間をベースに、民間と同程度の3.数％ということになっているんですけれども、職員の皆さんに聞きましたら、昨年はその中のいわゆる一時金が、なかなかこういう状況の中で厳しいということで上がっていない。

あるいは今年も、なかなか今、この人事委員会勧告を受けて、それぞれ話し合われているというふうに思いますけれども、なかなか厳しい状況だというふうにお伺いしているんですね。

そういう意味でいけば、人事委員会の勧告さえ、きちんと100％実施をできていないというふうな状況があろうかと思いますけれども、そうなるとやはりこの人件費、確かにその13億円のうち8億円ということでかなりの部分を占めるんですけれども、ここでいくと抜本的な革新ということで、3ページに書かれておりますけれども給与費の適正化と。

適正化というのがどういう方向性を見ているのか分かりませんけれども、人事院勧告が100％実施されたらこれは適正化じゃないかなと思うんですけれども、必ずしも実施されていないと

いう状況もありますし、そのことが人材の確保、定着化につながるのかということも指摘されるんですよ。

結構、今ぎりぎりでやっているというようなことも、コロナ禍以降、非常に厳しい状況だというふうに聞いておりますし、それから例えば看護師さんとかも結構中途採用が多くいらっしゃって、そうすると民間で働かれた方が一定年数たってから、この病院企業団のどこかの病院に行くということになると、やはり処遇面で、一定のものがないと、そういう方々がやはり来れないというふうなことにもなりますので、この人事院勧告が、完全に実施をされていないというふうな状況のところについて、この人材確保、単なる給与改定ではなくて、人材確保とそれからそのことがすなわち地域医療を守ると、離島半島地域における、そういう最低限のセーフティネットじゃないかなというふうに、人事委員会の勧告と思うんですけれども、そこら辺についてのちょっと認識をお聞かせください。

【猪股医療政策課長】　先ほど委員からお話がありましたとおり、昨年の人勧で、プロパー職員と派遣職員とでボーナスの率が違ったということは把握しております。

今年度に入って一緒になったと聞いているんですけれども、こういった状況がありますと、働きがいという意味でも、やはり適切に給料を払うのは必要だと思いますので、また今後の医療職の確保のためにも、適切に給与を払うということは必要だと思っていますので、今後ともそういったことができるように経営改善とかに努めながら、職員の処遇改善とかも検討はしていきたいと思ってます。

【坂本委員】　最後にしますけれども、やはりこの病院企業団をはじめとする公立病院の課題は、まさに採算性ではなくてやはり県民の医療を、地域医療をどう守っていくかという公共性、これが非常に重要ではないかなというふうな、その問題ではないかなと思います。

そのためにも、やはり人への投資、地域医療を持続させると思っておりますので、検討してきちんと短期・中期・長期の観点から、責任ある対応を強く求めまして質問を終わります。

【中村(泰)委員長】　間もなく時間ですけれども、ほかに質問されたい方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　今資料を配付していただいておりますけれども、こちらの件についても、午後ということにいたしますので、何かありましたらご質問よろしくお願いします。

それでは、午後は13時30分から再開をいたします。

― 午前１１時３０分　休憩 ―

― 午後　１時２８分　再開 ―

【中村(泰)委員長】　それでは再開いたします。

午前中の続きで、議案外所管事務一般のところですけれども、病院企業団の経営状況につきまして、引き続き質問お受けいたします。

質問はございませんか。

【虎島副委員長】　私はちょっと確認だけ、上五島病院の建て替えのことで質問いたします。

基本設計を行ったこの概算ですけれども、101億円というのは当初予定していた154床における予算というか概算であって、これからさらに110床でもう一度設計し直すと下がる可能性があるという認識でよろしいでしょうか。

【猪股医療政策課長】　委員がおっしゃるように、この101億円につきましては154床を設計し

た段階でございますので、今後また110床で改めて実施設計をいたしまして、恐らく建設費は若干下がるとは思っております。

【虎島副委員長】　ありがとうございます。

しかし、またずるずると後ろに下がっていくと、またさらに建設費が上がるということはよく考えられることですので、ぜひ決めるとなればしっかりと対応しながら、早急にやっていただきたいと思います。

もう1点は、地域医療構想における現在の上五島地区の適正な病床数について教えてください。

【猪股医療政策課長】　地域医療構想では、この上五島医療圏は130床ということで定めておりまして、ただこれが構想が10年前に策定しているものでありまして、実際の利用状況が若干異なってきております。

それで実際の利用状況でいきますと、月平均で少なくて102名、多くて月平均117名ということで、ある程度、おおむね今計画しています110床ぐらいが妥当じゃないかなと考えておりまして、実際今154床で考えているんですけれども、やはり154床だと68％か78％の稼働率、やはり低うございますので、ここは110床で実施設計をしていきたいと思っております。

【虎島副委員長】　ありがとうございます。

稼働率から計算した結果が110床というところでした。

ほかに上五島には病床がない、有床診療所もないということですので、しっかりと対応できるような想定で、しかも過分とならないように、しっかりと算定して行っていただきたいと思います。

1点要望ですけれども、今回、公的病院ということで、赤字で問題になっていますけれども、これは看護協会からも緊急要望ということで挙がっておりましたが、もう全体的に、私立の病院も赤字であることはもう明らかでございますので、検討してなかなかできることは限られているとは思いますけれども、この公的病院と併せて、長崎県全体の病院の経営についても、しっかりと県としても対応していただきたいと思います。

要望にとどめます。よろしくお願いします。

【中村(泰)委員長】　ほかに質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　それでは質問がないようですので、改めて議案外所管事務一般につきまして、ご質問をお受けいたします。

【松本委員】　それでは、第2次長崎県再犯防止推進計画について質問させていただきます。

計画の資料の14ページです。様々なデータが出ておりまして、本県と全国を比べたデータなんですけれども、ちょっと気になったのが14ページの、刑務所出所者の就労支援対策対象者のうち、出所した後に就職した人の数と割合なんですけれども、そのデータによると令和6年度、この割合が出所した方が就職したのが35％、それで全国平均が53.9％ということですから極めて全国よりも低い。

さらに令和4年は18.8％ということで、なかなか、人手不足ではあるんですけれども再就職ができないという状況が、何が課題なのか、そしてどういうふうな対応をしているのか、お尋ねをいたします。

【西村福祉保健課企画監】　本県の出所者の出所就職率が35.4％で、全国平均の53.9％に比べて低い状況にございます。この数字が決して全国も高いとは言えず、就職した者の割合が低いという状況については、構造としては似たよう

な状況が、全国的な課題としてあると考えております。

課題としましては、特に長崎県の場合は受刑者の高齢化というのがございます。それから障害などによりまして、一般的な労働市場での競争力が低いということで、なかなか就職に結びつかないということが挙げられます。

それから求人とのマッチングが難しいということが大きな要因となってございまして、ご本人の適性や希望に合致せず就職に結びつかないといった事情を把握しております。

法務省では、刑務所出所者や保護観察対象者の社会復帰を支援するために、雇用の機会を提供する企業や事業主を協力雇用主として登録する制度がございますが、その業種構成としても今、建設業が大半を占めているといった偏りがございますので、せっかくご登録をいただいても、そことのマッチングもなかなか難しい状況というのがございます。

こうした課題への対応としまして、まず当事者に向けての支援としましては、特に高齢や障害をお持ちの方の出所者で、すぐに就労が難しい方については、刑務所と矯正施設が、県の地域生活定着支援センターというのがございまして、そちらと連携をして福祉制度の利用を調整して、まずは生活基盤を整えた上で、就労の場を確保する支援というのを行っております。

それから協力者への働きかけとしましては、国の長崎保護観察所が、協力雇用主の確保というのに取り組んでおりまして、業種の拡大を進めております。

第2次計画ではこうした内容を盛り込んでございますが、加えまして、今年6月に施行されました改正刑法によりまして、懲らしめから立ち直りへということで、国の所管でございます刑務所等の矯正施設や保護観察所におきまして、いわゆる作業という性格ではなくて、受刑者個々の特性に応じた教育職業訓練、就労支援などにも取組を充実させていっておりますので、そうしたことを今回計画の方に盛り込ませていただいております。

【松本委員】　ちょっとたまたま先日映画で、出所された方が社会になじむのがどれだけ厳しいかという映画があって、確かにそこまで、やはり出た後のことが、結局そこで仕事がないと収入がなくて、収入がなくなると生活が疲弊して、そしてまた犯罪をしてまた戻ってしまうということの、負のループが社会問題になっているという話も伺っております。

やはり今おっしゃった、協力雇用主の確保というのが、やはり社会全体で寄り添って、そういうことを再犯しないようにいろいろ提供していく、そういった部分もやはり必要だと思いますので、この第2次のときにはそこのところを重点的にお願いしたいと思います。

それと次が18ページです。

これもちょっと関連するんですけれども、出所時に帰住先がない者の状況というのが、ございます。帰住先というのは、要するに出所しても住むところですか、そのまま生活するところがないという方が、長崎県が20.1％で、全国も低いんですけれども、この低い状況をどういうふうに、何が課題で、また対応状況等、確認をさせてください。

【西村福祉保健課企画監】　本県刑務所で出所後に適切な帰住先のない方の割合が20.1％と、全国平均の14.5％より高い状況でございます。

帰住先がない方は、基本的に満期出所となる例が多くございまして、そうなると保護観察がつかないということで、本人に対しての支援の

義務的な枠組みが弱く、出所に際して支援を受けるかどうかが本人の意思に委ねられることになっております。

そのため、支援を拒否する場合には、保護観察所や、先ほど申し上げた地域生活定着支援センター等が介入しにくい状況となってございます。

矯正施設にお尋ねしたところによりますと、帰住先がないままに出所する者の例として、引受人の設定を拒否した方、就労福祉等の支援を拒否した方、現役暴力団員であり離脱支援を拒否した方などがあるということなので、この方々への支援に対する動機づけが、現在課題となっているということでございました。

帰住先がないことが見込まれる受刑者等に関しては、出所前から支援は行われておるんですが、矯正施設においては保護観察所と連携しまして、帰住先確保のための調整というのを行っております。

その内容としましては、更生保護施設への入所、協力雇用主の紹介を通じた就労先の確保等が行われております。県としましても、高齢障害を有する方は県の地域生活定着支援センターが関与して福祉サービスの利用調整などを進めております。

それから、出所時に支援を望まない方についても、出所後であっても支援を希望される方は、保護観察や地域生活支援センターで相談支援はできますので、そういったご案内はししておるところでございます。

【松本委員】　これも先ほどと関連して、やはり住むところと働くところがないことには生活もできないわけでありまして、そこのやはり出所後のフォローアップというのが再犯防止に大きな影響を与えると思いますので、こちらもよろしくお願いいたします。

次に、第3期長崎県ギャンブル依存症対策推進計画というところであります。

第3期ということで、まずその第2期の計画では、どのような課題があったのかというところをお尋ねいたします。

【町田障害福祉課企画監】　第2期の課題についてのお尋ねですが、相談支援体制につきまして、これまで保健所などの行政機関以外の民間相談支援機関は長崎市内にしかなく、地域によって相談支援体制に課題がございました。そのため、県が民間団体に委託いたしまして、令和4年度から佐世保市内で相談室を開設し、改善を図ってきたところでございます。

またギャンブル等依存症を専門に診療できる医療機関が少なく、かつ長崎であるとか県央地区にしかないというような状況がございましたので、医療が必要な方が専門医療機関につながりにくいという課題がございました。

そのため専門医療機関と各地の相談支援機関等によるネットワーク、いわゆる顔が見える関係性を構築し、医療が必要な方を専門医療機関に紹介する仕組みを構築し、改善を図っているところでございます。

【松本委員】　第2期で、そういった地域の偏在を均衡ある状態にされたことは評価をいたします。

また専門医療機関に対してもしっかり対応しているわけですが、それでは、この第3期になって今度見直したもの、変更点、また新たな課題等ありましたら教えてください。

【町田障害福祉課企画監】　先ほどご答弁させていただいたとおり、一定相談支援体制につきまして構築したこともあり、相談件数につきましては年々増加している状況でございます。中

でも若年者による相談件数が増加傾向であるということを、現場の相談支援機関から報告をいただいているところでございます。

そのため、新たな計画につきましては、若年者対策の強化といたしまして、重点目標に掲げ取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また近年、オンラインカジノに関する芸能人等の摘発報道であるとか、先日も県内でも初めて高校生を含む3名が書類送検されたというような報道もあっておりますので、オンラインカジノ等、違法に行われるギャンブル等への対応といたしまして、警察による取組の強化、オンラインカジノの違法性の周知等について、既に現在も取組を進めているところでございますが、今回の計画に新たに明記し、取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

【松本委員】　そのオンラインカジノの取締りが初めて本県であったということ、しかもそれが何と高校生であったということで、やはりオンラインでも公営ギャンブルは、ボートとかは違法ではないんですけれども、オンラインカジノは日本ではもう違法であるということの、やはり認識がまだ伝わっていないのではないかと思う、ネットで簡単に誰でもできる。

その部分が今もう急激に伸びているということで、やはり県警と連携して強く、これ教育委員会も関わってくることですし、まさか未成年者がそういうオンラインカジノをするというのも想定外、しかしやはり芸能人がやったことで逆に周知が、違う意味で広がってしまっていることも危険性があると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

【中村(泰)委員長】　ほかに質問ございませんか。

【中山委員】　「ココロねっこ運動」の推進について、「ココロねっこ運動」は県独自の取組で大変期待しておるところでございます。

また今日、先ほどこども政策局長の方から、さらに推進を展開するという説明がありましたので、それについて幾らか検証しながら、私の考え方を述べさせていただきたいなと考えているところであります。

まず最初の「ココロねっこ運動」強調月間ということで、11月2日にココロねっこパレードを実施したということでありますけれども、長崎市青少年健全育成連絡協議会はじめ、子ども会含めて約300人ということでございましたけれども、これは多いのか少ないのかちょっと判別しにくいわけでありますが、まずこの中で子ども会というか、こどもがどの程度参加しているのか、まずお聞きしたいなと思います。

【黒島こども未来課長】　ココロねっこパレードについては、先ほど局長の説明でも申し上げたとおり、11月2日に実施しております。今回、36団体、約300名参加ということでございますが、その中にこども自体の参加というのは、正直あまりございません。

ただ、パレードの中で長崎女子商業高校のバトントワリングですとか、吹奏楽部の協力をいただきまして、一緒にパレードをしておりますので、そういった高校生の参加はいただいたところです。

【中山委員】　基本的にこの「ココロねっこ運動」、こどもの心の根っこを育てるということですから、大人は在り方を見直すということはありますけれども、やはりこの種のパレードでこどもの参加の数がはっきり把握できないというのは、少し残念な気がしますよ。

それと併せて、単年度じゃないわけでしょう

から、呼びかけをしてやはりこどもにできるだけ参加してもらうというか、それによって雰囲気を感じてもらうということも、大事な取組じゃないかなと思うんですよね。

そういう意味からして、これは1回切りじゃないと思うんですが、来年度もやるんだろうと思うんですけれども、その辺の呼びかけと人数把握についてどのように取り組んでいこうとするのか、ちょっとお聞きしたいなと思いますが。

【黒島こども未来課長】　ココロねっこパレードについては、これまでも毎年実施をしてきております。「ココロねっこ運動」の共同推進団体でございます、長崎県青少年育成県民会議の方でも、「ココロねっこ運動」がこどものために大人が変わろうという、大人自身の取組を促す運動でございますが、それぞれ活動されている方が顔を合わせて、実際に行動する非常に重要な行事と位置付けております。

我々としても、そういった方たちと顔を合わせる機会ということで大事にしておりますが、どうしてもそこに、大人の行動ということで、こどもを入れるというような方向ではちょっとこれまであまり考えておりませんでした。

ただ、「ココロねっこ運動」の周知といいますか、認知度向上等も今、課題にはなっておりまして、内容について大人の方にも、またこども自身にとっても、内容を知っていただいて、大人にはできる限りこどものために行動を変えてもらうというふうに、運動を盛り上げていきたいと思っております。

その過程で、こどもですとか若い方の意見を聞いて、啓発の方法についても、一層若い世代とかに響く運動、こどもにとっても、我々が守られているというような実感を持てるような運動について、検討していきたいと考えております。

【中山委員】　今のこどもというのは、体験が少ないと言われておるんですよね。親、そして先生あたりも含めてやるとなると、やはりこういう機会に、いろいろ違う大人と触れ合うということも非常に大事な問題であって、親が一生懸命行進したり、そういう姿を見るということも大事と思いますので、ぜひ僕はやはりこどもを呼びかけて、参加をする必要があろうと考えておりますので、ぜひ検討方をよろしくお願いしておきたいと思います。

それと次に、強調月間の取組として、連携協定企業と協力したイベントの実施とあるんですよね。どれだけの企業とイベントをやったのか、そしてこれ参加人数がないんですよ。参加人数もないし、ましてその中でもこどもが何人入ったのかというのもないし、これの参加人数と、特にこどもの数が分かればちょっと教えてくれますか。

【中村(泰)委員長】　暫時休憩します。

― 午後　１時４８分　休憩 ―

― 午後　１時４９分　再開 ―

【中村(泰)委員長】　再開します。

【中山委員】　ぜひこれも十分に把握しておく必要がありますので、ぜひそういうことも一つ付け加えてお話ししておきたいなと思います。

それと今度、新聞社とかテレビ局を含めてこの特集を組んだとか、広告等で事業周知を図ったとか、市町団体主催行事などにおける広報啓発を実施したとありますけれども、この効果の検証はどういうふうにやっておるんですか。

【黒島こども未来課長】「ココロねっこ運動」につきましては、普及啓発の一環としまして、メディア等を用いた広報、それから先ほど話題

にもありましたけれども、企業にもご協力をお願いして、いろんな取組をしていただいております。

その周知､広報の成果でございますけれども、認知度などで測ってまいりました。今年度行った調査の結果では、「ココロねっこ運動」という名称そのものの認知度は約8割というところなんですけれども、趣旨を理解してふだんの生活の中で心がけている人の割合が17％にとどまっておりました。

これまでの啓発の結果、名前については、名称については一定の普及ができたと考えておりますが、実際の行動に結びつくような内容の認知までできていないと、我々考えております。

【中山委員】　まさにそこなんですよね。これ20年以上やっておるんですよ。20年以上やっておけば名前ぐらいは分かると思いますよね。これは当然の話なんですよ。

問題は、20数年間やって、中身が17％しか理解してもらえんということは、非常に大きな問題であって、この間にどれだけの税金を投入したのかというのを含めて考えてくると、非常に寂しいというふうに思っておるわけです。

そういう中で、この説明書の中では、さらに推進していくということで展開していくということで明確にうたっておるわけだから、やはりそういう方向性を数字で出していく必要があろうと考えています。

それと、わざわざ月間を設けておるわけだから、この月間についてはどれだけの人が参加したのか、そしてそのうちこどもがどう参加したのか、やはり人数を把握する必要が、僕はあると思うんですよ。

そういう意味からしまして、恐らくこれつかんでいないと思うんですが、この強調月間の県民の参加人数について、どのように把握しておるのか、お尋ねしたいと思います。

【黒島こども未来課長】　強調月間につきましては､学校などにも協力をお願いしております。県民の方が、実際どれぐらい参加したかという数字は、申し訳ございません、把握しておりませんが、公立小中学校、調査したところ、周知啓発が行われている学校の割合が88.7％。保護者、メディアと啓発を行ったとおっしゃるところが82.1％です。

こういった学校に通われているお子さん、あるいは保護者への啓発というのはできたのではないかと考えております。

【中山委員】　今、話では先ほどおっしゃるように、周知だけの枠を取って、中身まで入っていないんですよ、中身まで。中身が80％ぐらい分かっていますよというならば、今の答弁で了としたいんですけれども、そういう広報活動しながらでも80何％とか何％しながらも、実際に中身が分かったのは10何％という形になっておるわけだから、その辺を含めてもう少し強調月間でやるならば、どれだけの人間が参加するのか、どういう効果が出ておるのか含めて、やはりもう一回洗いなおして、抜本的な取組を、それについては周知の仕方、内容の視点をどう伴っていくのかを含めて、一つやる必要があると思います。

それで具体的に一つ聞きたいと思ったのが、家庭の日の啓発事業をやっておるということになっていますよね。この効果、10年前と直近でいけば令和6年度ぐらいになるのかな､これの比較として、家庭の日の活用の仕方、これ皆さん方が考えておるような形で進んでおるのかどうか、一つ確認したいなと思います。

【黒島こども未来課長】　家庭の日につきまし

てですが、例えば認知度でいきますと、令和6年度調査だと83.8％の方がご存じということになっております。

令和2年度あたりですと75.3％でしたけれども、おおむね5年間で8％ほど認知度は増えたと考えております。

それで我々の普及啓発の一環としまして、企業さんとのコラボを実施しておりまして、例えば今年はイオン東長崎店でふれあい広場などを実施していただいております。

このイベントの中でこどもさんも呼んでいただいて、啓発もしていただいたであるとか、長崎電気軌道株式会社さんでは、家庭の日ロゴマークの入ったラッピング電車を走らせていただいています。また第3日曜日、路面電車無料の日として、小学生以下無料でお出かけを推進するような取組を自らしてくださっています。

こういった企業等とのコラボレーションによって、認知度も向上してきているのではないかと考えております。

【中山委員】　ぜひ認知度を高めて、そしてこの需要がさらに推進していくように高めていくことを願っておるんですよ。

そういう意味で、私なりにこの運動が中身が浸透しにくい理由を私なりにずっと考えてきたんですけれども、1点だけ単純な質問になると思いますけれども、「ココロねっこ運動」の心の根っこを育てるために大人の在り方を見直し、とある、大人の見直しね。

そうするとこの大人の見直し方というのを、具体的にどのようなことを想定しておるのか。ここ分からんのです、僕幾ら考えたとしても。この辺の在り方の問題を具体的に定義できておるのかなというような思いをしておるわけですけれども、この在り方の見直しというのを、その在り方をどう変えるのか。この辺をどういうふうに解釈していますか、どういうふうに認識していますか。

【黒島こども未来課長】「ココロねっこ運動」は、大人が変わればこどもも変わるといったようなキャッチフレーズを用いております。やはりこども自身が健やかに成長していくために、大人が取るべき行動を取っていこうよということで、できることからという啓発であった故に、何を具体的にすればいいのか、大人が何をすればいいのかがよく分からないという声は運動開始当初からございました。

そこで「ココロねっこ10」といったような、例えば早寝早起きですとか、そういった分かりやすい10か条を掲げて啓発をしておりましたけれども、例えば声かけ運動など、現在ちょっと声をかけられると子どもの方が警戒するとか、時代に合わなくなっている部分もあるのではないかというご指摘、以前、中山委員にもいただいたと思います。

現在「ココロねっこ運動」、先ほど申しましたように、こどもや若者の声を聞いて、少し啓発方法ですとか、運動の内容を検討していきたいと考えております。その中で、取組内容を少し明確に示せるような内容も打ち出していけないかと考えております。

併せて大切にしていきたいのが、こどもの声を聴くということでございまして、ぜひこの部分を盛り込んだような啓発内容にしたいと考えております。

【中山委員】　変化の方は、僕は大人よりかこどもの変化が激しいと思う。一見、見た目は10年前も20年前もそう変わらんのだけれども、頭の中は違うもん、頭の中が、今は。物すごく大人以上に情報を持っておる。それを自分の都合

のいいように使うんですよ。そういう傾向があるんじゃないかなと僕は思っておるわけですけれども、そういう中でやはりこの大人の在り方の、「ココロねっこ10」は分かったんだけれども、この辺を少し明確化とか、具現化すると、どこをどう大人を変えないかんのかということを、この辺をやはり明確にしていくことによって、大人も分かるし、大人も分からんとこども も分かりにくいと僕は思うんですよ。

今のままでは、大人は分からんですよ。在り方を見直しなさいと言われても。具体的にどうあるべきなのかというのを、やはりその辺をぜひ明確にした方が、僕は分かりやすいし、浸透しやすいんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうかね。

【黒島こども未来課長】　委員のご提案のとおり、どのようにすればいいのか、どう変われば いいのか、そういった明確なメッセージが「ココロねっこ運動」の内容をご理解いただく際には一つの助けになろうかと思います。

一方で、あまりにも高いハードルですとちょっと多くの方に参加いただけないというところもございます。どういったことが、例えばこども自身に求められているのか、こどもとしても、守られているという実感のあるような大人の行動がどういうものか、幅広く声を聴きながら、大人にとっても分かりやすいような運動の内容を示していきたいと考えます。

【中山委員】　今言われたように、こども未来課長がこどもの声を聴いて反映するということ、大事な話なんですね。しかし親の、大人の在り方として、こどもの声を聴くと、これはもっと大事なんですよ。

そういうことを含めて、やはりこどもの声を大人は聴いてやると、声をかけてやるというような、その辺をもう少し具現化して、分かりやすくやらんことには、これなかなかこのまま進めていっても、効果が出てこない。効果が出てこんなら、これ打ち切れという話も出てくる可能性もあるんですよ。それを僕は心配しておるんですよ。

ぜひこの際、やはり認知度を含めて、やはり内容の分かっておる人をまず50％ぐらい引き上げていくというか、そのためにもう一回これを練り直して、やはりその中で、県民が120、30万人おれば、やはりできるだけ何10万人の人に年間参加してもらうとか、やはりある程度そういう形にせんと、同じ人が同じようなパターンでやっておっても、なかなか今後心配しますので、ぜひそれを含めて、この事業、大切な事業だと僕は思っておるんですよ。

やり方によってもっと効果が出てくると考えていますので、ぜひ一つ、先ほどこどもの声ということもありましたけれども、いろんな人の声を聴いて、ぜひ実効がさらに高まるような施策を、令和８年度から一つ取っていただくことを要望しておきたいと思います。

【浦こども政策局長】　ただいまの中山委員からご指摘を受けた、認知度だけではなくて中身をという話がありましたけれども、今般、新しい総合計画の中では、今、こども未来課長からも説明をしました「ココロねっこ運動」の趣旨を理解し、ふだんの生活の中で心がけている人の割合を掲げまして、現状としては17％なんですけれども、これを先ほど中山委員もおっしゃった、半分程度に引き上げていこうというのを数値目標として掲げさせていただいております。

また、言うまでもありませんけれども、長崎県の子育て条例の中の「ココロねっこ運動」の推進の条ですと「ココロねっこ運動」の活動主

体は県民一人一人であるというふうに明確に書かれていまして、これにはもうまさにこども、若者も入っていると思っていますので、大人たちがこどもの声、あるいは心の声にも耳を傾けながら、一緒になって県民運動として今後も推進していくよう努力してまいりたいと考えております。

【中山委員】　ぜひ長崎独自の県民運動と言われるように、中身が濃いものになるように、期待しておきたいと思います。

【中村(泰)委員長】　ほかに質問ございませんでしょうか。

【黒島こども未来課長】　先ほど中山委員からお尋ねの数字が申し上げられなかった点について、ココロねっこ強調月間、先ほど申しましたイオン九州さんとのコラボレーションのときの参加者は410名ということで把握をしておりますが、大人・こどもの内訳がございません。県下全体での参加者数というのも把握しておりませんので、申し訳ございません。

【中山委員】　それでこれも推進協定企業というのはほかにもあると思うんですよね。ぜひ全体を、取りあえず数を把握するということをして、できれば内訳をしていただくように、令和8年度は期待しておきますので、よろしくお願いします。

【中村(泰)委員長】　ほかに質問ございませんでしょうか。

【本多委員】　何点か質問させてください。

まずは福祉の方の事務事業評価の資料18ページです。

18ページにひきこもり対策推進事業費のことが書かれております。ひきこもりについては、これは障害福祉課でなされているんですけれども、こども未来課の方でも事業をやっていらっしゃいますけれども、まずはこの障害福祉課の分でお尋ねします。

今、8050問題。80代の親が50代の子どもを社会的・経済的に支え続けるという、そういう問題があっております。要因の一つが長期化するひきこもりとも言われております。まずはひきこもりの定義なんですけれども、どういうものが定義なのかと、あと全国的な割合でも構いませんので、今どれぐらいの人がそのひきこもりという状態になっているのか、そちらをお尋ねいたします。

【町田障害福祉課企画監】　ひきこもりの定義と割合というところでございましたけれども、直近で令和4年度に内閣府が、子ども・若者の意識と生活に関する調査を行っておりまして、その中でひきこもりに関することも調査をしているところでございます。

この調査でのひきこもりとは、社会的自立に至っているかどうかという点に着目いたしまして、普段どのくらい外出しますかというご質問に対して、①自室からほとんど出ない。②自室から出るが家からは出ない。③普段は家にいるが近くのコンビニには出かける。④普段は家にいるが自分の趣味に関する用事のときだけ外出する。と回答した方のうち、この状態が6か月以上継続している方、ということで定義をしております。

こちらは広い意味でのひきこもりというような定義にございます。割合につきましては、15歳から39歳までの方で2.05％、40歳から64歳までで2.02％というような調査結果でございました。

【本多委員】　2％ちょっとぐらいが、そういった状態になっていらっしゃるということですね。

障害福祉課がなされているこの事業内容と、

求められる成果、あと改善点についてお尋ねいたします。

【町田障害福祉課企画監】　現在、障害福祉課で所管する部分での取組についてご回答させていただきます。

ひきこもりに対しましては、平成25年4月から長崎・こども・女性障害者支援センターにひきこもり地域支援センターを設置いたしまして、専門のひきこもり支援コーディネーターを配置するとともに、県立保健所をサテライトといたしまして、同様な相談支援体制を行っているところでございます。

令和6年度の相談受理件数につきましては、センターとサテライト合わせまして、延べ約800件の相談を受けておりまして、ここ数年800件前後ぐらいで推移をしているというような状況でございます。

また、その他の取組といたしまして、家族教室であるとか、家族の集いの開催であるとか、当事者の居場所としてのフリースペースの確保などにも取り組んでおります。また当事者の身近なところで相談支援ができるよう、市町の職員等への研修会も開催をしているところでございます。

課題といたしましては、私も実際、ひきこもりから回復された方のお話を聞いたことがあるんですけれども、なかなか実は回復するまでに複数年間かかるということで、その方は8年間、相談支援から就労に至るまでかかったというお話を聞いたことがございますので、どうしても地道なというか、複数年というか長い期間をかけて支援することが大切かなと思っておりますので、そういった当事者であるとか家族の悩みに寄り添った支援を、今後とも継続してまいりたいと考えているところでございます。

【本多委員】　ありがとうございました。

障害福祉課の方では、家族とか当事者にも支援をされているということで理解しました。

では、こども未来課がやっている事業について、これはこども未来課の事務事業評価の資料、こちらも18ページです。

子ども・若者支援システム構築事業ということなんですが、まずは事業内容と、やはり求められる成果をお尋ねいたします。

【黒島こども未来課長】　こちらの事業、我々、子ども・若者育成支援推進法という法律に基づきまして、ひきこもりですとか不登校など、社会生活を送る上での困難を有する子ども・若者を対象としておりますけれども、こういった方たちを支えるためのネットワーク形成、これは関係機関から成る会議を設置しております。

あわせて、長崎市内でございますけれども、子ども・若者支援の相談窓口、愛称ゆめおすと言っておりますが、そういった相談窓口を設置しております。

こちらで、ちょっと幅広い相談をお受けしますので、まずは一旦一時的な窓口となって必要な支援機関につないでいくといったような役割を担っております。

【本多委員】　ありがとうございます。

先ほどの資料の事業内容、実施状況の中で、不登校・ひきこもりのほか様々な困難を複数有する相談者が増えており、とあるんですけれども、実際増えているのか、今どれぐらいの相談が寄せられているのか、お尋ねいたします。

【黒島こども未来課長】　ゆめおすへの相談件数でございますが、過去5年間ぐらい、およそ6,700件ぐらいで推移しておりました。

それが直近の令和6年度には8,244件、1,500件増加をしております。これは過去5年間がおおむ

ね高止まりといいますか、スタッフ体制のほぼ限界まで相談をお受けしていた数字だったかと把握しております。

令和5年度の途中から、もう少し相談をお受けしやすくするために、LINEによる相談対応を始めました。このことによる増加だと考えております。

【本多委員】　8,244件、非常に多い数だと思うんですけれども、そうするとその相談内容をどうするかというところが、ここに書いてある改善内容ということでよろしいでしょうか。

【黒島こども未来課長】　相談支援の体制等について、相談者のニーズにも合わせて変えていく、先ほどのLINE対応もそういったことなんですけれども、それからつないでいくという、その機能全般において、可能な限り相談を寄せてくださる方のニーズに合わせて充実させていこうということで、改善と記載をしております。

【本多委員】　そのゆめおすに相談があって、その方を合っている窓口につなげていく、そのマッチング先を拡大していくという形でなされるということでよかったですかね。ありがとうございます。

行ったり来たりになって申し訳ございません、今度はまた福祉の方もう一度お聞きします。事務事業評価の資料の25ページになります。

障害福祉課の事業で、農福連携による障害者の就農促進事業というものがございます。農福連携の具体的な事例というのはどういうものがあるのか。また県でその推進に向けてどのような取組を行っているのかをお尋ねいたします。

【里障害福祉課長】　まず、農福連携の具体的な事例につきましては、農福連携には主に三つの形態がございまして、一つ目は、福祉事業所が自ら農業を行うもの。二つ目は、農家や農業法人から福祉事業所が作業を受託し農業を行うもの。あと三つ目は、農業法人等が障害者を自ら雇用し農業を行うものとなっております。

県内の福祉事業所における具体的な取組としては、イチゴや野菜の栽培、養鶏などを自ら行うもののほか、農家から作業を受託しまして除草や収穫、選果、パック詰め等の作業を行うものなど、様々な取組が行われております。

次に、推進に向けた県の取組につきましては、障害福祉課では、福祉事業所の収穫量や販売、売上げの増加につなげるため、農業技術者や6次産業化、販売促進の専門家、そういった方たちを福祉事業所へ派遣しまして、生産性向上、販売促進等に係る助言指導を行っております。

また、福祉事業所と農家のマッチング支援ということで、福祉事業者や農家へコーディネーターを派遣し、障害特性の理解、作業内容の理解など、契約成立に向けた支援を行っております。

また福祉事業所で生産した農作物や農産加工品の販売会として、農福マルシェということで長崎、佐世保の県内2か所で開催しまして、生産物や加工品の販売促進、農福連携の普及啓発を行っているところでございます。

【本多委員】　ありがとうございます。

そしてこの事業評価に関しては、改善というふうにされております。どのように改善されていくのかをお尋ねいたします。

【里障害福祉課長】　農福連携のマッチングにおきましては、例えば農家側としては、早朝からの作業だったり、繁忙期のみの集中した作業が求められるという一方で、福祉側としては、障害者の負担だったり、体制などの面から対応が難しいといった課題がありまして、福祉側で求められる体制を確保できなかったり、請負金

額面で折合いがつかない、そういったことでうまくいかない事例も生じております。

また、農福連携を円滑に実施するためには、福祉サイド、農業サイドの双方がそれぞれ理解を深めて取り組むことが重要となっております。農家側には障害を十分理解して、障害特性に応じた作業の選定、また区分け、そういったものを行ったり、作業手順を明確化するということなど、適切な配慮を行うことが求められまして、また福祉サイドにも農作業等の理解を深めまして、農家にとってメリットとなるように取り組んでいく必要があります。しかしまだそういった理解が十分でない状況が見られるところでございます。

そういったところも踏まえまして、今後は農林部との連携をさらに強化しまして、農家側の希望と福祉側の体制等がうまく調整できるように、作業面や日程など双方のニーズを考慮したマッチング支援であったり、あと農業者と福祉事業者双方のさらなる理解促進を図りまして、農福連携を推進していきたいと考えております。

それと農福連携に対応できる福祉事業所を知らない農業者、そういった方もまだ多いこともございまして、農福連携に取り組んでいる事業所の最新のリストを作成して公表するといったことなど、さらなる周知についても取り組んでいきたいと考えております。

【本多委員】　ありがとうございました。

農福連携って初めて聞いたときは、農家の人手不足と、あと福祉の方の規則正しく働く喜びを得ていただく、すごいウィンウィンでめちゃくちゃ良いなと思ったんですが、やはり進めていく中で難しいところ、課題なんかもあるということなので、引き続き頑張っていただければと思います。

では次に移ります。

こども政策局でございます。局長説明の3ページの中段辺りです。

また基本戦略「希望が叶う結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく支える」ではというふうに記載してあるんですが、今、少子化の要因として、晩婚化とか、またそもそも結婚しない人が増えてるというふうに言われております。長崎県の状況をまずお尋ねいたします。

【中村(泰)委員長】　暫時休憩します。

― 午後　２時１８分　休憩 ―

― 午後　２時１９分　再開 ―

【中村(泰)委員長】　再開します。

【黒島こども未来課長】　結婚しない状況ということで、昨年度、次期総合計画総合戦略策定に向けて、企画部の方で県民アンケート調査を実施しました。

その結果で行くと、一生結婚するつもりはないと答えられた方が。

【中村(泰)委員長】　暫時休憩します。

― 午後　２時１９分　休憩 ―

― 午後　２時１９分　再開 ―

【中村(泰)委員長】　再開します。

【黒島こども未来課長】　次期総合計画策定に向けた基礎調査という調査結果では、男性のいずれ結婚するつもりという方が74.9%、女性は65.7%ということで、これは前回、10年ぐらい前の調査に比べれば、実は大きくいずれ結婚するつもりという方が少なくなっている数字でございます。

【本多委員】　いずれ結婚すると答えた方がもうどんどん少なくなっていっている。

そのアンケートで一生結婚するつもりはない

というようなお答えもあったかと伺っております。その主な理由なんかをお尋ねいたします。

【黒島こども未来課長】　同じアンケートで、一生結婚するつもりはないと答えた方たち、その理由としまして一番多いのは、結婚することを重視していないからという方です。次いで、自分の生き方と結婚を両立できそうにないからという理由でございます。

【本多委員】　ありがとうございます。

結婚自体が昔と比べると絶対にやらないかんというか、結婚して当たり前やというようなものがなくなってきている、そういったことで局長説明の中では意識醸成と、そういった言葉が出ているかと思います。

ライフデザイン・プレコンセプションケア、これが醸成につながるというようなお考えでよろしかったでしょうか。

【黒島こども未来課長】　委員がおっしゃるとおり、結婚というものが必ずしなければならないという認識ではなくなっている、若い方たちの意識が変わってきているというのは感じております。

ただ結婚や子育てについては、本来やはり個々人の多様な価値観とか生き方が尊重されるべきであるというのが前提だとは考えているんですけれども、やはり正しい知識というのは得た上で、例えば本当はこどもを数人欲しかったんだけれども年齢的に無理だった、という答えのアンケートの結果もございます。

妊孕性に関する知識があれば、もっと早くに結婚をし、あるいはこどもを持ったという方もあり得ると考えます。そういった知識に関しては、まさにプレコンセプションケアも含めたところでの、ライフデザイン支援が有効だと考えます。

【本多委員】　結婚するしないは自由であって、多様性を認める社会になっていますので、それはもう本人に選んでいただくと。ただ、選んでいただく上で、正しい知識を持って選んでいただくために、こういったライフデザインですか。プレコンセプションケアをやっていくということです。よろしかったかと思います。

昭和とか平成とかで、ホームドラマばっかり私、見て育っていましたので、自然と自分の中で気運が醸成されたのかなと思うんですけれども、ホームドラマの再放送とかしまくったりとか、そういうものも気運醸成につながるのではないかなと思います。

最後になります。こども政策局事務事業評価資料の13ページ、ひとり親家庭等自立支援事業についてお尋ねいたします。事業内容と、こちらも求められる成果をお尋ねいたします。

【鴨川こども家庭課長】　13ページにあります、ひとり親の部分ですけれども、基本的には存在意義としましては、各ひとり親の家庭の皆様が相談に行ける窓口として、実際相談に来ていた方に寄り添って、適切な就労支援でありますとか、そういったものを行っていただくものです。

成果としましては、そういったことでの就業者数等を置いておるところでございます。

【本多委員】　その文書の中で、改善のところで、ひとり親家庭自立促進センターについては引き続き県公報媒体を利用した情報発信と続いてるんですけれども、要は認知率が今低いのかな、というような印象を受けております。どれぐらい今、知られているんでしょうか。

【中村(泰)委員長】　時間なので、最後のやり取りをお願いします。

【鴨川こども家庭課長】　県内の母子家庭の方へのアンケートですけれども、令和4年度が

17.3％です。それで2年後、令和6年度直近が23.6％の認知率になっております。これはセンターの認知率になっております。

【本多委員】　非常に重要な事業だと思っております。どんどん知っていただいて、お困りの方をしっかりお助けできるような、そういった事業として引き続きよろしくお願いいたします。

【中村(泰)委員長】　ほかに質問ございませんでしょうか。

【山村委員】　すみません、一つだけお聞きします。

第2次長崎県再犯防止計画の部分で、保護司の定数と補充率のことが書いてあります。年々減少しているという傾向かなというふうに読み取れます。

そこで今後、どういう取組をしていこうと、多分恐らく減っていくというのは間違いないんでしょうねというところと、今、多分それなりに保護者の方、かなりご高齢じゃないのかなという年齢構成まで考えていくと、なかなか簡単に数値が上がってくるとは思えないんですけれども、その辺の対応をどうされるのかというのを教えていただければと思います。

【西村福祉保健課企画監】　本県の保護司でございますが、令和7年1月現在、定数890に対しまして現員が754人、充足率が84.7％という状況にございます。

保護司は、保護観察官と協働して、対象者が孤立せず社会の一員として安定した生活を送れるよう面接や生活指導を行うなど、再犯防止に不可欠な役割を担っております。しかし活動の負担や安全面の懸念から、担い手の確保が今、全国的な課題となってございます。

保護司の委嘱であるとか予算に関しては、県ではなくて法務省所管の保護観察所が対応している制度となってございますが、県としましても、長崎保護観察所と連携しまして、退職者団体等を通じた保護司募集の周知でございますとか、県民に保護司を含め、更生保護活動の意義を理解していただくための社会を明るくする運動や再犯防止啓発月間による広報を行ってまいります。ちょうど来週12月16日にも、長崎県更生保護女性連盟の活動の周知ということで、県庁ロビーでも周知活動を行う予定としてございます。

それから国におきましては、去る12月3日に改正保護司法が公布をされました。公布後1年以内の施行となりますけれども、保護司の安全、活動環境の改善について、地方公共団体が協力することというのが触れられてございます。

特に、保護司が対象者と面接を行う場所の確保というのが非常に重要となってございまして、県内各地の行政機関や更生保護施設の協力によりまして、今年7月現在196か所の面接場所が確保されてございます。今後も長崎保護観察所と連携を図りながら、こうした場の拡充というのを支援してまいりたいと思っております。

このように県としましても、広報周知それから活動の負担や安全面の懸念を払拭する取組などにより、保護司の担い手確保について取り組んでまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員長】　ほかに質問ございませんでしょうか。

【中島委員】　私も1点だけ。

保育の経営者の方からちょっとお話をいただいておりまして、利用定員が20名の定員をしている保育施設への何らかの運営補助制度の創設ができないかということで、このことを県に対して、国に対して要望してくださいということで、我々の要望をいただいております。

ただ、今、状況を資料で見ましたけれども、県内で定数が20名以下の施設が30施設あって、その中のうち定員割れが25施設ということでございます。聞くところによると、今のこの20人割れている施設においては、過去の積立てを切り崩しながら、何とか運営はしています。ただ、この先子どもも減っていく中で、今後どうやって施設を守って、そしてまた地域の保育の状況を守っていくのかというのは、非常に不安ですという声もいただいたところでございます。

一つは、国がそういった新たな制度を新設できればいいんでしょうけれども、なかなか現状では難しいんじゃないかという思いがあって、基本的には市町が取り組むべきだとは思っておりますが、県全体を見ましたときにこういった地域の課題、あるいは離島半島においては非常に、良い形ですけれども小規模が地域にあって、お互いが頑張っていらっしゃるんですけれども将来的に極端に子どもが減ってきたときに、ある程度の数が対応、減っていくんじゃないかという心配があって、いよいよその地域でなくなれば、これまさにやはり学校教育、医療が絶対地域にとっては必要ですので、そういったこどもの場所がないということになれば、余計人口減少に歯止めが、その地域が効かなくなっていくんじゃないかという心配もございます。

そういう意味では、県もある程度方向性ではないですけれども、国にも当然訴えるべきなんですけれども、市町との連携をこれまで以上にしっかりとやっていただかないと、今後この問題解決になっていかないんじゃないのかなという心配がございますので、その辺はどう考えていらっしゃるのか質問しております。

【黒島こども未来課長】　現在少子化に伴いまして、保育施設の利用者人数が年々減少している状況でございます。それに伴って先ほど委員おっしゃったような、例えば利用定員を20名というギリギリまで引き下げて、公定価格といいますか、施設運営が何とか保てるように努力されているところも、既に定員割れが多くなっている状況です。

地域においてやはり子育て家庭が暮らしていくために、こういった保育施設がなくなるというのは非常に大きなことです。また幼児期の教育とか保育、しかも質の高いものを県内どこに住んでも受けていただけるようにすることは、重要と考えております。

保育の実施主体は市町ということになりますし、施設運営の安定化に大きく関わる　保育士の配置基準も含めて、そういったところ全国的な課題ということで、国でしっかりと取り組んでいただきたいとは思いますけれども、かねてから小規模保育所への給付費も含めて、公定価格の見直しなどについて国に強く求めております。

一方、県としましても、市町の実態についてしっかり把握して、中長期的な視点を持って検討をすべき時期と考えております。まずは市町との協議を重ねるとともに、引き続き公定価格等の見直しについては国に要望していくつもりでおります。

【中島委員】　保育所自体も、例えばお寺さん、神社さんが経営されてる保育のやり方と、いろんな特色あるおのおのの保育の育て方の保育所があって、なかなか駆け引きじゃない、保育所同士もおのおの特色を持ったやり方をされていて、そちらでご両親にとって、うちはこういうことをやっていますよみたいな形で呼んでいらっしゃるところが、だんだんこう減ってくると余計、過当競争じゃないですけれども、非常に

厳しくなってくるんじゃないかと思うので、やはり一定の支援も必要だと思うし、市町でしっかりとそこは、今後どういったやり方ができるのかということを、地域別でも多少違うと思いますけれども、そこら辺しっかりと今後取り組んでいただくことを要望しまして、終わらせていただきます。

【中村(泰)委員長】　ほかに質問ございませんでしょうか。

【虎島副委員長】　私からも1点だけ質問いたします。

インフルエンザ流行下の薬剤の流通についてお伺いします。昨年は、年末の長期休暇中に季節性インフルエンザのピークがちょうど当たってしまって、診療所の当番医であったり休日夜間の診療センターというのが、非常にもう患者さんであふれてしまって、夕方に閉めても夜中まで診察に時間を要したというような状況に陥っておりました。

診察はそこで対応すればいいんですけれども、診断を受けていざ投薬しようとすると、こういうインフルエンザ薬であったり、鎮咳薬、せき止めの薬、あと小児の薬といったものが枯渇したという話をお伺いしました。ちょうど年末長期休暇であることということで、卸も閉まってしまって、薬局に薬が入らないというような状況もあったとお伺いしています。

今年のこのインフルエンザの薬剤の流通状況について、現時点で分かっていることを教えてください。

【桑原薬務行政室長】　委員のご指摘の件ですけれども、今、抗インフルエンザウイルス薬の全国での供給状況につきましては、厚生労働省のホームページにおいて、医薬品製造メーカーからの届出に基づいて全国の状況が公表されております。それを見ましたら、今、抗インフルエンザウイルス薬については、全ての製品で、メーカーからの出荷は通常出荷になっており、特に供給に支障が出ている状況はないと認識しております。

また、せき止めや去痰剤などについても、一部の製品では限定出荷など、そういったことがあっておりますけれども、おおむね通常出荷となっていることから、全体としては供給に支障が出ている状況ではないと考えております。

県内の状況におきましても、県内主要な医薬品の卸売販売業者に調査を行いまして状況を確認しましたところ、出荷状況や在庫状況の確認をしておりますけれども、12月3日の調査によりますと、抗インフルエンザウイルス薬についてはおよそ2万8,000人分の在庫をしており、特に今のところ問題はないと考えております。

それで年末年始の卸売販売業者の供給体制についても確認をしておりますが、おおむね主要な卸売販売業者については、緊急時の配送等は対応しているということでお聞きしております。

【虎島副委員長】　去年はちょうど原薬、薬の材料が入らないというような状況もあって、薬自体がもう日本全国にないというようなことも重なったので、昨年みたいな状況があったのかもしれません。今年はやはり長期休暇ということで、9日間ぐらいの休みに入りますので、先ほどお話がありましたように、卸も対応していただけるというようなお話でございました。

またインフルエンザの状況を見ていますと、ちょうど今がピークのようで、年末には落ち着いてくれそうな気もありますけれども、どうなるか分かりませんので、県としてできる限り、県としてできる範囲は限られているとは思うんですけれども、昨年のような状況に陥らないよ

うに、声かけであるとかというのを、積極的に行っていただければなとは思います。

昨年はもうインフルエンザ、薬がないということで、新型インフルエンザの県の備蓄薬を出してくれというような依頼もかなりありました。お話を聞くと新型インフルエンザ薬であり、また流通している薬とは全く違うということで、備蓄薬を出すことはできないというようなご回答を昨年いただきましたけれども、そのぐらい切羽詰まった状況にも陥りましたので、ぜひともできる限りのことを事前に、備えあれば憂いなしということですので、よろしくお願いいたします。

【中村(泰)委員長】　ほかに質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　ほかに質問がないようですので、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

― 午後　２時３９分　休憩 ―

― 午後　２時３９分　再開 ―

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員会討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。大変お疲れさまでした。

― 午後　２時３９分　休憩 ―

― 午後　２時４１分　再開 ―

【中村(泰)委員長】　それでは委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

― 午後　２時４１分　休憩 ―

― 午後　２時４１分　再開 ―

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】　それでは、正副委員長にご一任願いたいと思います。

委員改選前の定例会における委員会は、本日が最後となりますので、閉会に当たり理事者の出席を求めております。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

― 午後　２時４１分　休憩 ―

― 午後　２時４２分　再開 ―

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。

委員改選前の定例会における委員会は、これが最後となりますので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本年2月に委員長を仰せつかりまして、今日まで委員会審査、決算審査、現地調査など実施することができました。本当にありがとうございました。

この間虎島副委員長はじめ、委員の皆様には、ご助言、ご協力を賜り、また理事者の皆様方には、誠意あるご対応をいただきまして、委員長としての重責を果たすことができましたことを深く感謝申し上げます。

本県は人口減少や少子高齢化が全国よりも早く進み、エネルギー・食料品価格等の物価高騰も続いており、厳しい状況が続く中、理事者の皆様には各種施策の推進に取り組んでいただいているところであります。

このような中、本委員会においては、私立学校における体罰等に関わる実態調査、学校指定型のふるさと納税制度、県立高校の1人1台パソコンの更新、こども医療福祉センターの施設改修、少子化・未婚化対策など、熱心で活発な議論を重ねてまいりました。

今後も本委員会におきましては、次世代を担う子どもたちが健やかで成長できる社会の実現に努めていただくとともに、県民の皆様が健やかで安心して暮らしていただけるよう、ご尽力願いたいと存じます。

最後になりますが、県政の今後ますますのご発展、並びに委員の皆様及び理事者の皆様の一層のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

【中村(泰)委員長】　次に、理事者側を代表して、福祉保健部長からご挨拶を受けることといたします。

【新田福祉保健部長】　理事者を代表いたしまして、閉会のご挨拶を申し上げます。

中村委員長、虎島副委員長をはじめ、文教厚生委員の皆様方におかれましては、委員ご就任以降、文教厚生全般にわたりまして、終始熱心にご審議をいただき、貴重なご意見、ご提言を賜りましたことに対しまして、心より御礼を申し上げます。

総務部関係では、県立大学の卒業予定者に係る就職内定状況や、県内就職促進への取組、私立学校における学校指定型ふるさと納税制度の取組開始などについて、熱心にご議論をいただきました。今後も県立大学の研究・教育の充実や私立学校の振興に向け、教育環境の改善を図ってまいります。

次に、教育委員会関係では、県立高校の再編整備、不登校児童生徒に対する支援、県立高校における1人1台端末更新を含む教育ＤＸの推進など、教育行政に関わる施策につきまして熱心にご議論をいただきました。今後も未来を担う子どもたちの育成のため、教育に携わる多様な方々と連携しながら、教育県長崎の実現に向け、力を注いでまいります。

また、こども政策局関係では、子ども場所の充実に向けた取組や、結婚支援、子育て支援を中心とする少子化対策、ひとり親家庭等の自立支援の推進などについて、熱心にご議論をいただきました。今後も安心して子どもを産み育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感じる社会の実現に向けて、結婚、妊娠、出産から子育てまでの一貫した切れ目ない支援に努めてまいります。

最後に、福祉保健部関係では、医療・福祉人材の確保に向けた取組や、持続可能な医療提供体制の確保に向けた医療機関の経営安定化への取組など、福祉保健行政の各種施策について熱心にご議論をいただきました。今後も、県民一人一人の尊厳が保たれ、ともに支え合い、誰もが安心して健やかで生きがいのある生活を送ることができる地域をつくるため、県民一人一人を支える保健・医療・介護・福祉施策の充実を図ってまいります。

委員の皆様方より賜りました貴重なご意見、ご提言を踏まえながら、今後とも本県教育、子育て、福祉保健の発展のため、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様方がご健勝にて、本県発展のために今後なお一層ご活躍されますことを祈念いたしまして、簡単ではござい

ますが、御礼のご挨拶とさせていただきます。
誠にありがとうございました。

〔拍手〕

【中村(泰)委員長】　どうもありがとうございました。

　これをもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会、文教厚生分科会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

― 午後　２時４８分　閉会 ―

１２月１９日
（追加上程議案審査）

１、開催年月日時刻及び場所

令和７年１２月１９日

自　午前１０時　７分

至　午前１０時５４分

於　委員会室２

２、出席委員の氏名

中村　泰輔	分科会長
虎島　泰洋	副会長
中山　功	委員
溝口芙美雄	〃
前田　哲也	〃
中島　浩介	〃
松本　洋介	〃
近藤　智昭	〃
坂本　浩	〃
本多　泰邦	〃
山村　健志	〃

３、欠席委員の氏名

なし

４、委員外出席議員の氏名

なし

５、県側出席者の氏名

中尾　正英	総務部長
猿渡　圭子	総務部次長
櫻間　秀道	学事振興課長
前川　謙介	教育長
坂口　育裕	教育次長
井手　潤也	教育政策課長
山﨑　賢一	教育環境整備課長
新田　惇一	福祉保健部長
岩崎　次人	福祉保健部次長
尾﨑　正英	福祉保健部次長
川村　喜実	福祉保健課長
猪股慎太郎	医療政策課長
坂本　敬作	医療人材対策室長
桑原　一馬	薬務行政室長
中村　直輝	長寿社会課長
里　隆介	障害福祉課長
浦　亮治	こども政策局長
黒島　孝子	こども未来課長
村﨑　佳代	こども未来課企画監（幼児教育・保育担当）
鴨川　司	こども家庭課長

６、審査事件の件名

○予算決算委員会（文教厚生分科会）

第136号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分

７、審査の経過次のとおり

― 午前１０時　７分　開会 ―

【中村(泰)分科会長】 おはようございます。

ただいまから、予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日上程されました予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されておりますので、予算議案の関係部分を、文教厚生分科会において

審査することとなっております。

本分科会として審査いたします議案は、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち関係部分であります。

次に、審査方法につきましては、今回、総務部長が総務分科会にも出席する必要がありますことから、配付いたしております審査順序のとおり、まず総務部関係の審査を行い、終了後、他の部局の合同により審査することにいたしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

なお、理事者の出席範囲につきましては、付託議案に関係する範囲とし、サイドブックスに掲載しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、国の「「強い経済」を実現する総合経済対策」に伴うものであり、本日の予算決算委員会及び本会議において審議することとなっておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより総務部関係の審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明いたします。この議案のご説明に当たりまして、ご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

総務部の予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料、第136号議案の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものでございます。

歳出予算は、合計で970万6,000円の増を計上いたしております。

この歳出予算の内容は、エネルギー等の物価高騰の影響を受けている私立小・中学校、高等学校及び専修学校各種学校に対して、電気・ガス料金に係る高騰分の一部を支援する経費として、私立学校助成費970万6,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)分科会長】 次に、学事振興課長より補足説明を求めます。

【櫻間学事振興課長】 第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち学事振興課関係の補正予算について補足してご説明いたします。

学事振興課から配付しております補足説明資料をご覧ください。

物価高騰の影響を受けている私立学校の負担軽減を図るため、エネルギー価格、とりわけ学校施設への影響が大きい電気代とガス代の高騰分への一部支援を行うものです。

対象施設は、私立の高等学校、中学校、小学校及び専修学校で、全67施設、規模別に11区分の単価に応じて、所要額は合計で970万6,000円を見込んでおります。

なお、単価の根拠につきましては、国において、電気・ガス代の支援対象期間が電力使用量の増加する1月から3月の3か月間と示されていることを踏まえまして、県の補助率を2分の1として、今回の経済対策補正における学校施設等

の物価高騰の影響に対する県の支援は、全庁的に年間影響額の8分の1で統一をしております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第136号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第136号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

それでは、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

― 午前１０時１２分　休憩 ―

― 午前１０時１２分　再開 ―

【中村(泰)分科会長】 再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、教育委員会及びこども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

しばらく休憩し、再開は10時25分からといたします。

― 午前１０時１２分　休憩 ―

― 午前１０時２３分　再開 ―

【中村(泰)分科会長】分科会を再開いたします。

これより、教育委員会及びこども政策局を含む福祉保健部の審査を行います。

まず、教育長より予算議案の説明を求めます。

【前川教育長】教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、国庫支出金2億1,945万2,000円の増。歳出予算は、特別支援学校費9億2,975万4,000円の増となっております。

この結果、令和7年度の教育委員会所管の予算総額は1,356億4,075万6,000円となります。

歳入予算及び歳出予算の内容については記載のとおりで、後ほど教育環境整備課長から補足説明をさせていただきます。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回計上しております予算については、年度内に適正な事業期間が確保できないことから、記載のとおり新たに繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)分科会長】次に、福祉保健部長より、予算議案の説明を求めます。

【新田福祉保健部長】 おはようございます。

それでは、福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係事案説明資料の福祉保健部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうちの関係部分でございます。

今回の補正予算は、国において決定されました「「強い経済」を実現する総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、福祉保健部合計で44億7,019万3000円の増となっております。

歳出予算は、福祉保健部合計で53億9,133万6,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、2ページに記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。

補正予算の内容についてご説明いたします。

医療機関、介護・障害者施設等における物価高騰への支援について。

エネルギー等の物価高騰の影響による負担軽減を図るため、利用者への価格転嫁が困難な施設を運営する事業者に対し、光熱水費や食材料費の高騰分の支援を実施してまいります。

また、介護保険施設等につきましては、物価高騰時においても入所者の栄養・心身の状況を考慮した食事を提供することを継続して行うことが必要であるため、食料品等の購入費等に対する支援を併せて実施してまいります。

このために、福祉保健部合計で12億7,833万6,000円の増を計上いたしております。

医療機関、介護・障害者施設等における処遇改善等について。

地域に必要な医療提供体制を確保するために、医療機関や薬局等における従事者の処遇改善や物価上昇への支援を実施してまいります。

また、介護サービスや障害福祉サービスの提供体制を確保するため、人材不足が厳しい状況にある介護・障害分野において、人材流出を防ぐための緊急的対応といたしまして、従業員の賃上げ、職場環境改善を支援してまいります。

このために、福祉保健部合計で41億1,300万円の増を計上いたしております。

このほか、4ページの繰越明許費についての内容につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)分科会長】 次に、こども政策局長より予算議案の説明を求めます。

【浦こども政策局長】 おはようございます。

こども政策局関係の議案についてご説明いたします。

こども政策局の資料2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、合計で250万円の増となっており、各科目の内訳は記載のとおりでございます。

補正予算の内容についてご説明いたします。

児童福祉施設等における物価高騰への支援について。

エネルギー等の物価高騰の影響を受けている

事業者の負担軽減を図るため、利用者への価格転嫁が困難な児童福祉施設等に対し、電気代等の支援を実施してまいります。

1.私立幼稚園、認可外保育施設への支援に要する経費として61万9,000円の増。

2.児童養護施設等への支援に要する経費として188万1,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)分科会長】 次に、教育環境整備課長より補足説明を求めます。

【山﨑教育環境整備課長】 第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち、教育環境整備課関係について補足してご説明させていただきます。

掲載しております補足説明資料をご覧ください。

本課で計上しております特別支援学校施設整備費につきましては、国の総合経済対策補正予算において、公立学校施設整備に係る国庫補助事業が対象となったことを受けまして、特別支援学校の空調設備の改修や施設等の老朽化対策など、令和8年度に計画をしておりました特別支援学校10校の施設整備について、計画を前倒しをしまして実施をしようとするものでございます。

各事業の概要でございますが、表の工事番号1番から3番までは、いずれも老朽化した空調設備の改修工事でございます。

次に、4番から10番は、いずれも老朽化対策として、外壁などの改修や運動場の改修を実施するものでございます。

最後に、11番は、令和9年4月に対馬市立厳原中学校内に虹の原特別支援学校対馬分校を設置することに伴い、厳原中学校の校舎の一部を特別支援学校として使用できるよう改修しようとするものでございます。

なお、これらの事業につきましては、経済対策の趣旨に鑑み、議決いただいた後は、早期執行に努めてまいりますが、年度内の適正な事業期間が確保できないことから、繰越明許費の設定についても併せてお諮りをさせていただいております。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)分科会長】 次に、医療政策課長より補足説明を求めます。

【猪股医療政策課長】 第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち、医療政策課所管分について資料に基づいて説明させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

医療機関等処遇改善物価高騰緊急支援事業費ですが、これは国の医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援策を活用しまして、医療機関や薬局等における従事者の処遇改善や物価上昇の影響に対して支援を行うものでありまして、全額国庫負担で、補正予算額8億4,200万円を計上しております。

対象施設及び支援内容は記載のとおりでありまして、支援額は賃上げ分と物価高騰分で構成されております。

支援対象の施設数は、診療所、保険薬局、訪問看護ステーションの合計2,745の施設になります。

なお、資料の下になりますけども、病院に対しては国が直接補助を行うことになっておりま

して、支援内容及び対象施設数は記載のとおりでございます。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

医療機関等物価高騰緊急支援事業費ですが、これは国の重点支援地方交付金を活用して、物価高騰の影響を受けている医療機関等に対して、エネルギー価格及び食材料費の高騰分の支援を行うもので、補正予算額4億7,103万2,000円を計上しております。

対象施設及び支援内容は記載のとおりでありまして、病院、診療所、薬局、施術所など約4,000の施設を支援対象としております。

単価の根拠につきましては、令和7年6月補正と同様に、エネルギーの利用実態等を踏まえまして、物価高騰による年間影響額のおおむね8分の1に相当する額としております。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)分科会長】 次に、長寿社会課長より補足説明を求めます。

【中村長寿社会課長】 引き続きまして、補足説明資料の4ページ、5ページになります。

長寿社会課・障害福祉課分でございます。

4ページでございますが、長寿社会課で計上しております介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費及び障害福祉課で計上しております福祉介護職員等処遇改善等緊急支援事業費でございます。それぞれ事業費は記載のとおりとなってございます。

介護・障害福祉分野につきましては、他分野との賃金格差等を要因として人材不足は厳しい状況にございます。このため、現在、国において報酬制度の見直しが議論されているところでございますけれども、制度改正までの緊急的対応といたしまして、職員の賃上げや職場環境改善に要する費用を支援するものでございます。財源は全額国において措置されることとなっております。

2の事業内容でございますけれども、支援対象は、介護サービス・障害福祉サービス事業所(施設)でございます。

今回の事業はこれまでと異なり、訪問看護、訪問リハ、相談支援等といった、いわゆる処遇改善加算制度の対象外の事業所が含まれる見込みとなってございます。

(2)の補助内容でございますけれども、1のとおり、12月から来年5月、すなわち制度改正が見込まれるまでの6か月間につきまして、月額1万円相当の補助となります。

なお、介護分野につきましては②③所定の加算等を取得している事業所でございますけれども、これにつきましては記載のとおりの追加の支援が行われる予定となっております。

続きまして、5ページをご覧ください。

長寿社会課で計上します介護サービス施設等物価高騰緊急支援事業費及び障害福祉課で計上します障害福祉サービス施設等物価高騰緊急支援事業費、事業費はそれぞれ記載のとおりでございます。いずれも重点支援地方交付金を活用いたしました物価高騰対策でございます。エネルギー価格及び食材料費の高騰分について支援を行うものでございまして、2の事業内容に記載のとおり、介護・障害福祉サービス事業所(施設)に加え、主に補助金で運営されている施設を対象に記載の事業所数について支援を行います。

支援額は単価方式でございまして、(2)(3)に記載のとおり、基本スキームとしては6月補正予算と同様、年間影響額の8分の1を目安といたし

ます。

ただし、今回は、質を担保した食事の提供義務がある介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームや老人保健施設、介護老人保健施設等の介護保険施設、また、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホームといった介護分野の施設系サービスについては、国による経済対策補正が行われております。

食料支援について、記載の7,000円ではなく、定員当たり1万8,000円を上限に補助する予定としております。

また、(3)に記載のとおり、6月補正との違いとして、ガソリン代については12月の暫定税率廃止により価格が下がる見込みであり、この分を今回支援額から控除しております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)分科会長】 次に、こども未来課長より補足説明を求めます。

【黒島こども未来課長】 同じく、第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち、こども未来課関係分について、お配りしております補足説明資料に基づいてご説明させていただきます。

補足説明資料、こども政策局の2ページをご覧ください。

先ほど説明がありました医療分野や介護・障害福祉サービス分野と同じく、物価高騰の影響を受けている認可外保育施設、私学助成幼稚園の負担軽減を図るため、エネルギー価格の高騰分への一部支援を行うものでございます。

対象施設につきましては、これまでの支援と同様に、県の所管である認可外保育施設、私学助成幼稚園を支援の対象にしております。

事業内容につきましては記載のとおり、認可外保育施設は電気代の高騰分を、私学助成幼稚園は電気代とガソリン代の高騰分を支援対象としており、対象施設及び補正額につきましては、認可外保育施設で46施設、23万8,000円、私学助成幼稚園で7施設、38万1,000円となっております。

なお、単価の根拠につきまして、各施設の年間影響額のおおむね8分の1に相当する額としており、国の電気・ガス代の支援状況も踏まえまして、今回、経済対策補正における医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等の物価高騰の影響に対する県の支援は8分の1で統一しております。

また、ガソリン代の高騰分の支援については、令和7年12月末以降、暫定税率が廃止されるため、支援額から価格引下げ分を減算することとしております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)分科会長】 次に、こども家庭課長より補足説明を求めます。

【鴨川こども家庭課長】 第136号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち、こども家庭課所管の補正予算について、お配りしております補足説明資料に基づいてご説明いたします。

こども政策局の補足説明資料11月補正追加の3ページをお願いします。

国の総合経済対策への対応として、重点支援地方交付金を活用し、エネルギー価格高騰の影響を受けている児童養護施設等に対し、高騰分の一部を支援するための経費として188万1,000円を計上しております。

具体的には、2事業内容(1)に記載の対象施設に対し、年間の影響額のおおむね8分の1に相当する額を定額で支給したいと考えております。

なお、令和6年11月補正、令和7年6月補正においては、この重点支援交付金を活用して食料代への支援も行っておりましたけれども、今回、食料代の支援については、令和7年度こども家庭庁補正予算で実施されることとなっておりますので、こちらの重点支援交付金には計上しておりません。

以上をもちまして補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 先ほどご説明いただいて、主に経済対策ということで、物価高に対する国の予算を活用してということなんですが、ちょっと一つ気になったのが、福祉とかこども政策局は処遇改善も入ってるんですが、教育委員会の部分が改修工事ということで主に上がっています。もちろん改修工事は大事だと思うんですが、経済対策という意味の中で、今議会で質問した、例えば寮であったりとかそういうところも、やはり光熱費が上がって運営が厳しいという状況を伺いました。そういった部分への対応というのは今回は考えなかったのか、お尋ねをいたします。

【山﨑教育環境整備課長】 ただいま、松本委員からご指摘をいただきました寄宿舎の運営に対する支援策でございますけれども、本年2月の国の地方創生臨時交付金を活用しました県の補正予算におきまして、ただいまご指摘をいただきました物価高騰の影響を受ける保護者に対しまして、令和7年度分の年間分といたしまして1,470万5,000円を計上し、それを令和7年度、本年度に繰り越しまして執行しているということでございます。令和7年度年間分を通した追加の支援をもう既にやっているというような状況でございます。

【松本委員】前に上がった分は理解してるんですが、令和8年度以降、どういう見通しがあるのか。やはり運営が離島・半島を含めて寄宿舎は厳しい。そして定員数も少なくなっていく中で、やはり寮費も上がっているという話も聞いておりますが、今後どういうふうに対応される予定なのか、お尋ねいたします。

【山﨑教育環境整備課長】それぞれの寄宿舎の運営につきましては、それぞれの寄宿舎が設置をいたします寄宿舎運営協議会というところが運営をしております。来年度の支援策につきましては、今後の補正予算等にも計上をしたいと考えておりまして、来年度におきましてはそういった形で追加の支援策を現在検討しているところでございます。

【松本委員】 離島留学とか、また離島以外のところでも、寄宿舎というのはやはり教育環境の中で過ごす時間も学校と同じぐらい大きいものがありますし、保護者の負担というのもやはり増えてまいりますので、しっかりとそこを担保できるように来年度も取り組んでいただきたいと思います。

【中村(泰)分科会長】ほかに質問はございませんか。

【中島委員】長寿社会課からの介護サービス事業所施設等及び障害者福祉サービス事業所等の件ですけども、ただし書に処遇改善加算の対象外であるサービスということでございますけど

も、対象外の施設の状況と、この加算に準ずる要件を満たす事業者が対象となることで、そこから漏れる事業者も出てくるとは思うんですけど、どのような内容でしょうか。

【中村長寿社会課長】 主に、今までは処遇改善加算というものの対象事業所を対象としておりましたけれども、これが介護職員が直接身体介護を行うという部分の事業所をメインとしておりましたが、今回、それ以外の事業所も含まれることとなっております。

具体的な例としましては、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネジャーが勤務されているところ等が予定されております。

今のところ､概要だけが示されておりまして、具体的な対象については、今後、要綱等で示される予定となっております。

これらの事業所で一番多いのが居宅介護支援事業所で440か所ございます。

これらの事業所は処遇改善加算の対象ではなくて、これまでは処遇改善加算を取っている事業所を対象としておりましたが、今のところ、国の方からは処遇改善加算と類似するような加算を取っている事業所を恐らく対象にするであろうというふうな形で考えが示されているところでございます。

【中島委員】在宅介護なんかが非常に経営が厳しいというのもお聞きしてますし、今回は対象外じゃなくて、一定担保されるということで理解してよろしかったですね。

それと、もう一点ですけども、③の職場環境改善に取り組む事業者の支援ということで、人件費に充てる場合は4,000円の賃上げ相当ということなんですけども、事業者の判断で、例えば環境改善に充てて、人件費に充てない場合が出てくると思うんですけども、そこは施設側の判断ということになるんでしょうか。

【中村長寿社会課長】これもまだ具体的な要綱等が示されておりませんが、前回等々の例を踏まえますと、一定事業者の裁量は認められるかと思います。ただ、補助金でございますので、我々が実績を確認いたします。その際には、人件費か、また生産性向上、そういったものに資するような研修等を行うものにのみ対象が絞られておりますので、そこを我々が確認するというような形になってございます。

【中島委員】これまでも職場環境のいろんな支援策を講じる中で、できれば人件費の方に回された方が非常に施設の処遇改善につながるんじゃないか。ただ、判断基準はまだ明確じゃないということですから、できれば人件費の方に回していただければ非常にありがたいなと思いますので、そこはいろいろと協議していただければと思います。内容については、よろしくお願いしたいと思います。

【中村(泰)分科会長】ほかに質疑ございませんでしょうか。

【前田委員】私も中島委員に関連なんですけども、医療機関とか介護施設の中で、賃金の全額で多分内訳が出ると思うんですけども、その賃金に充てたっていうのは、今、実績においてどうやってチェックかけるんですか。

【中村長寿社会課長】我々が補助金の申請を受け付けまして、そこに具体的には賃上げを幾ら行ったということをはっきり明記していただくというところで、その実績報告をもって確認という形でチェックをしているところでございます。

【前田委員】あくまで報告をもってという形になるんですよね。介護の場合は1人幾らとなって

ますけども、有床診療所、有床歯科診療所は、病床数に対して8.5万、賃金分7.2万となってますが、職員の数によって賃金のアップというのは変わるという理解でいいんですか。

【猪股医療政策課長】 今現在、国から示されているのは病床数によりますので、職員数というよりもベッド数で補助が変わってきます。

【前田委員】 ということは、職員の少ない多いで金額が変わってくるという理解ですよね。

【猪股医療政策課長】 ベッド数が多ければ、職員数もおのずと多いですので、それで変わっていきます。

【前田委員】 すみません。せっかくの機会なので、こども政策局ですけども、今回出してる中で、私学助成幼稚園が7園となってますけども、私立幼稚園は学事ですよね。ここで言う私学助成幼稚園というのはどういう幼稚園を指すのか。ちょっと数が少ないなと思って、お尋ねしたいんですけども。

【黒島こども未来課長】私立幼稚園の所管はこども未来課でございまして、幼稚園の中に、子ども・子育て支援新制度に基づく新制度に移行する園というものがたくさんございます。ですので、施設のうち7園のみ、今、私学助成という補助制度にとどまっておられまして、移行されたところに対して公定価格に基づきます運営費の支援をしております。

【前田委員】 7園しか残ってないという理解ですね。

直接今回額が上がってないんですけども、幼稚園とか保育施設の中で、こうやってエネルギー価格の高騰分ということの支援は非常にありがたいと思ってます。ただ、光熱水費、水は各市町で料金も違うし、なかなか運営体系も違うので難しいと思うんですけども、幼稚園、保育所なんかに聞くと、水の高騰はかなりの金額なんですよね。これに対しては今後何か検討してるのかどうか。その点をちょっと最後にお尋ねしたいと思います。

【黒島こども未来課長】前田委員ご指摘のとおり、今回の補正予算はあくまでも電気代等に係るものです。水道代に関しましては、市町によって単価も大きく違いますし、現在、高騰によって非常に経営が苦しいという声が、例えば保育団体等から上がってきているという状況にないため、現時点では支援の検討はしていないところです。今後そういった声が聞こえてまいりましたら、何らかの検討研究をしてまいりたいと考えます。

【前田委員】それは県に聞こえてきてないだけで、市町には届いてるんですよ。市町の方は対応できてないという状況がありますので、電気は多分こういう形で集計取って出されてるわけですから、ぜひこの機会に、水がどれぐらい使われてるかということを調査をかけながら、どれぐらい物価が高騰してるかというのを確認してほしいと思います。その上で、市町と協議をしてほしいということを要望しておきますが、声が届いたらという話で行けば、声は確実に届いてるので、やるかやらないかだけ確認したいと思います。

【黒島こども未来課長】保育園等での水の使用量はかなり多かろうと推測はするんですけれども、現在、保育団体等からの特段要望等は頂戴しておりませんが、まずは市町ごとに異なる水道料金の体系等もございます。どのような状況か、市町等からも情報収集をしてまいりたいと思います。

【前田委員】 それで結構ですけども、市町でやってるので県に届かないだけなので、トータル

として要望を多分出してもらえますので、ぜひ検討してください。

【中村(泰)分科会長】ほかに質疑ございませんでしょうか。

【坂本委員】先ほどの前田委員の部分と関連しますけれども、医療機関等の処遇改善の部分です。病床数に応じてということで、それぞれ賃金分、物価分ありますけれども、多分、職員、医師とか、看護職員とか、ベッド数に応じて配置の基準があるというふうに思いますので、それで換算すると､1人当たり幾らぐらい上がるのかというのは試算できるんじゃないかなと思うんですけれども、そこはされてるんですか。例えば、介護の部分だと、金額が大体1人当たり1万円相当ということで出てますので、そこら辺というのは分からないですか。

【猪股医療政策課長】 単価につきましては、国の方から考え方がまだ示されておりませんので、今の段階で1人当たり幾らというのはなかなか見えない状況でございます。近々、説明会がございますので、そこで把握をしていきたいと思っています。

【坂本委員】具体的な説明がまだないということなんですが、ただ、配置基準は大体決まると思いますので、きっかりとは分からなくても、大体1人当たり幾らぐらいというのは､なかなか分からないものなんですかね。

【猪股医療政策課長】 例えばベッドによって、急性期とか、回復期とかで、そこで看護師の配置数が違ってきますので、なかなか難しいところでございます。

【中村(泰)分科会長】ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第136号議案のうち関係部分は､原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第136号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

― 午前１０時５４分　休憩 ―

― 午前１０時５４分　再開 ―

【中村(泰)分科会長】分科会を再開いたします。

以上で、本分科会関係の議案審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

― 午前１０時５４分　閉会 ―

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年12月11日

文教厚生委員会委員長　　中村　泰輔

議長　　外間　雅広　　様

記

1　議　　案

番　　号	件　　名	審査結果
第109号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第111号議案	長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第120号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第121号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第122号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第123号議案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第134号議案	長崎県総合計画みんなの未来図２０３０について（関係分）	原案可決

計　7件（原案可決　7件）

2　請　　願

番　　号	件　　名	審査結果
第1号請願	ゆたかな学びの実現、教職員定数改善等に関する意見書の採択を求める請願	不採択
第2号請願	本県の教育条件を改善しすべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うよう求める請願書	不採択

計　2件（不採択　2件）

委　　員　　長　　中村　泰輔

副　委　員　長　　虎島　泰洋

署　名　委　員　　溝口　芙美雄

署　名　委　員　　本多　泰邦

書　　記　　藤川　翼
書　　記　　酒井　悠也
速　　記　　神戸綜合速記(株)

配 付 資 料

令和７年１１月定例県議会

予　算　決　算　委　員　会

文教厚生分科会関係議案説明資料

総　　務　　部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
第１０３号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第５号）のうち関係部分
第１０６号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第６号）のうち関係部分
であります。

はじめに、第１０３号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第５号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、

大　　学　　費	２０２万　７千円の減
私　立　学　校　振　興　費	１３万　４千円の増
合　　計	１８９万　３千円の減

となっております。
これは、総務部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第１０６号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第６号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、

大　　学　　費	５６万　９千円の増
私　立　学　校　振　興　費	３０１万　７千円の増
合　　計	３５８万　６千円の増

となっております。

これは、総務部職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和７年１１月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第１３４号議案　「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０（にせんさんじゅう）について」のうち関係部分であります。

第１３４号議案「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０（にせんさんじゅう）について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第２条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０（にせんさんじゅう）」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の５つの柱のもと、１２の基本戦略を掲げる令和８年度からの５ヵ年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち、総務部関係部分では、基本戦略「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」において、「すべてのこどもたちを支援する魅力ある学校教育の環境づくり」として、私立学校の独自性・自主性を尊重しながら魅力ある学校づくりの支援に取り組んでいくこととしております。また、基本戦略「時代の変化に対応する力強い産業を創出する」では、「地域を支える企業の人材育成・確保」として、地域に貢献し選ばれる県立大学づくりに取り組んでいくこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

続きまして、総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（県立大学の卒業予定者の就職内定状況について）

長崎県立大学における令和８年３月卒業予定者の１０月末現在の就職内定率については、８６．１％で前年同期比１．１ポイント増加しており、学部別では、経営学部が８２．５％、地域創造学部が８０．８％、国際社会学部が８９．８％、情報システム学部が９７．１％、看護栄養学部が９３．４％となっております。

また、就職内定者のうち県内内定者の割合は３２．２％で、前年同期比０．１ポイント増加しており、学部別では、経営学部が２８．８％、地域創造学部が３０．１％、国際社会学部が３７．７％、情報システム学部が２６．３％、看護栄養学部が４７．１％となっております。

県立大学においては、県内企業で活躍するＯＢ・ＯＧとの座談会の開催や県内就職支援員による県内企業情報の学生への提供など、県内就職の取組を実施しており、経営学部、及び国際社会学部において県内企業への就職内定率が増加し、１０月末時点では前年同期を上回る県内内定率となっております。

今後も、県内企業の情報を未内定者に紹介するほか、地域に根ざした実践的な教育等を通じて、県内就職率向上への取組を推進してまいります。

（私立学校児童生徒の問題行動等調査について）

文部科学省が行った「令和６年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が、去る１０月２９日に公表されました。

このうち、本県の私立小・中・高等学校全体の結果をご報告いたします。

暴力行為の発生件数は、３１件と前年度より９件減少しております。

また、いじめの認知件数は、１４４件と前年度より５４件増加しております。

次に、長期欠席については、病気、経済的理由、不登校、その他の理由により、年間３０日以上欠席している児童生徒は、５９６人となっております。

長期欠席者のうち不登校児童生徒数は、３６３人と前年度より１９人減少しております。

また、私立高等学校における中途退学者数は、１５２人と前年度より１８人減少しております。

今後も引き続き、暴力行為・いじめ・不登校など児童生徒の生徒指導上の諸問題や課題の解消に向けて私立学校、その設置者である学校法人、その他の関係機関と連携し、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応に努めてまいります。

（学校指定型ふるさと納税制度の開始について）

「学校指定型のふるさと納税制度」は、県立学校において先行して実施しているところですが、希望した私立学校１５校につきましても、１１月末から順次受付を開始いたしました。

集まった寄附金は、学校環境の整備や特色ある教育活動に要する経費のほか、県の支援が行き届いていない各学校の教育活動にも、柔軟に活用していただくこととしております。

本制度の周知にあたっては、県公式ウェブサイトや各学校のホームページなどによるほか、各学校における同窓会への働きかけなど、私立学校との連携も図りながら、積極的な広報活動を展開してまいります。

（事務事業評価の実施について）

本年度の事業評価において、事務事業評価を実施いたしました。総務部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、７件の事業群評価調書により、１２件の事業を評価いたしましたが、そのうち３件の事業について、令和８年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価の結果については、ホームページ等を通し、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における議論を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和７年１１月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

教　育　委　員　会

教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第１０３号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第５号）のうち関係部分

第１０６号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第６号）のうち関係部分

であります。

はじめに、第１０３号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第５号）のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳出予算

教育総務費	１，６８０万	円の減
小学校費	３億　６，１３９万	５千円の減
中学校費	６，８２２万	５千円の減
高等学校費	２，９２３万	７千円の増
特別支援学校費	２，１８１万	５千円の増
社会教育費	４５０万	３千円の減
保健体育費		４千円の減
合計	３億　９，９８７万	５千円の減

であり、内容といたしましては、職員給与費既定予算の過不足調整に要する経費であります。

この結果、令和７年度の教育委員会所管の予算総額は、

１，３０９億　９，０４２万　２千円

となります。

債務負担行為については、令和７年２月議会において承認をいただいておりました

特別支援学校で使用するスクールバスの運行契約について、道路運送法に基づく貸切バスの運賃・料金の見直しが行われ、国が定めているバス運賃の下限額が引き上げられたため、現在設定している債務負担行為の金額では令和８年度分の契約ができないことから、

県立学校管理運営費　　５，９０６万　４千円の増

令和７年２月議会において、承認をいただいておりました県立学校のデジタル採点システムにおけるライセンス使用料について、サービス料金の改定に伴い、現在設定している債務負担行為の金額では令和８年度以降分の契約ができないことから、

教員のなり手不足解消プロジェクト費　　４５７万　９千円の増

公の施設の指定管理者の指定に伴う管理運営負担金に係る経費として

長崎県立佐世保青少年の天地及び長崎県立世知原少年自然の家管理運営負担金　　６億　７，９１０万　５千円

長崎県立西彼青年の家管理運営負担金　　９，８８７万　　円

長崎県立対馬青年の家管理運営負担金　　８，０２６万　　円

長崎県立総合体育館、長崎県営野球場及び長崎県小江原射撃場管理運営負担金　　１０億　４，２７２万　　円

長崎県立武道館及び長崎県立総合体育館県北トレーニング室管理運営負担金　　１億　１，０５３万　　円

を計上いたしております。

次に、第１０６号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第６号）のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳入予算では、

国庫支出金	６億　５，８６９万	５千円の増

歳出予算では、

教育総務費	８，５６０万	９千円の増
小学校費	１５億　４，１４５万	４千円の増
中学校費	８億　９，４９７万	３千円の増
高等学校費	７億　５，５４９万	１千円の増
特別支援学校費	４億　９８５万	１千円の増
社会教育費	２，６５８万	８千円の増
保健体育費	６６１万	４千円の増
合計	３７億　２，０５８万	円の増

であります。

この結果、令和７年度の教育委員会所管の予算総額は、

１，３４７億　１，１００万　２千円

となります。

歳入予算の内容といたしましては、教職員給与費に係る義務教育費国庫負担金であります。

歳出予算の内容といたしましては、職員等の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和７年１１月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

教　育　委　員　会

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第１０９号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分

第１２１号議案「公の施設の指定管理者の指定について」

第１２２号議案「公の施設の指定管理者の指定について」

第１２３号議案「公の施設の指定管理者の指定について」

第１３４号議案「長崎県総合計画　みんなの未来図２０３０（にせんさんじゅう）について」のうち

関係部分

であります。

第１０９号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事委員会の令和７年１０月６日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与等について所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、令和７年度の給与改定において、若年層に重点を置きつつ、全世代を対象とした給料月額及び期末・勤勉手当の０．０５月分の引き上げ、公立の義務教育等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部改正に伴う教職調整額の引き上げなどであります。

第１２１号議案及び第１２２号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、県立佐世保青少年の天地及び県立世知原少年自然の家２施設の管理運営を一括して行う指定管理者として、特定非営利活動法人長崎県青少年体験活動推進協会を、県立西彼青年の家及び県立対馬青年の家の指定管理者として、それぞれ西彼青年の家施設運営協会及び対馬青年の家施設運営協会を指定しようとするものであります。

第１２３号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、長崎県立総合体育館、長崎県営野球場、長崎県小江原射撃場の長崎地区３施設の管理運営を一括して行う指定管理者として、長崎 DS・スポーツ協会グループを、また、長崎県立総合体育館県北トレーニング室、長崎県立武道館の佐世保地区２施設の管理運営を一括して行う指定管理者として、公益財団法人佐世保市スポーツ協会をそれぞれ指定しようとするものであります。

第１３４号議案「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０（にせんさんじゅう）について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第２条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の５つの柱のもと、１２の基本戦略を掲げる令和８年度からの５ヵ年計画として策定しようとするものであります。

このうち、教育委員会においては、主に基本戦略「こどもたちの将来の可能性を広げ、挑戦を応援する」に関連施策等を位置付けております。

「地域資源を活用し、こどもたちの新しい時代を切り拓く力を育む教育の推進」に関する施策においては、地域や企業等との連携など、様々な地域資源を活用することにより、こどもたちが新しい時代を切り拓いていくために必要な「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成するとともに、ふるさと教育やキャリア教育、グローバル教育の推進により郷土の未来を担い、そして予測困難な時代を生き抜くことができる人材の育成等に取り組んでいくこととしております。

また、「すべてのこどもたちを支援する魅力ある学校教育の環境づくり」に関する

施策においては、地理的条件に関わらず、すべてのこどもたちの多様な学びのニーズに応えることのできる教育の推進や、地域と高校が一体となった社会に開かれた魅力ある学校づくりの推進のほか、教員が教職の魅力や働きがいを実感しながら働くことができる環境整備等に取り組んでいくこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（学校指定型のふるさと納税制度の開始について）

令和７年６月文教厚生委員会においてご説明いたしました「学校指定型のふるさと納税制度」につきまして、１０月２９日から寄附の募集を開始しました。

令和７年１２月末までにいただいた寄附金は、令和８年度当初予算に計上し、部活動や特色ある教育活動に要する経費など、各学校の一定の裁量のもとで多様な用途に活用させていただく予定です。

各学校における教育環境の更なる充実のため、県公式ウェブサイトへの掲載や県人会を通じた広報のほか、各学校から当該校の同窓会へお知らせするなど、積極的な広報活動を展開してまいります。

（「ながさき次世代高校創生会議」の開催について）

少子化による生徒数の減少や、急速な社会変化等に的確に対応し、１０年後、１５年後を見据えた持続可能で魅力ある高校教育の構築に向けた議論を深める場として、外部有識者などで構成される「ながさき次世代高校創生会議」を設置し、１０月１４日に第１回目の会議を開催しました。

同会議に対してご検討を依頼している項目として３点あります。一点目が、すべて

の生徒が「自己の在り方・生き方」を主体的に考え、多様な学びと社会参画を実現できる魅力ある新しい県立高校の在り方、二点目が、社会や地域の期待に応える特色ある再編整備の方向性、三点目が、特色ある教育を可能にする教育環境整備の在り方について議論していただくことになります。今年度中に会としてのとりまとめを行っていただき、その検討結果を踏まえ、令和８年６月を目途に、これからの県立高校の方向性を示す「大綱」を策定したいと考えております。

長崎の未来を担う子どもたちが、どの地域でも夢と希望を持って学べる環境を実現できる再編を目指して、県立高校のあり方の検討を進めてまいります。

（令和８年３月公立高等学校卒業予定者の就職内定状況について）

本県が独自に調査した公立高等学校の新規高等学校卒業予定者の就職内定率は、１０月末現在で７６．７％と、前年同期の７８．１％と比較し、１．４ポイント減少しております。

令和８年３月新規高等学校卒業予定者に対する求人数については、長崎労働局によると、９月までに県内のハローワークに提出された求人数は５，１３０人分で、前年の同期比で１９２人分減少しております。

就職内定者に占める県内の割合は６６．０％と、前年同期を１．２ポイント下回っております。

県教育委員会では、関係機関と連携し、県内企業に対して採用枠拡大や処遇改善、早期の求人票提出を要請する取組を行っており、また、学校においては、進路指導の教員やキャリアサポートスタッフによる生徒・保護者への県内企業情報の提供やジュニアオープンカンパニー（旧・早期応募前見学会）を推進する等、県内企業の魅力発信に努めているところです。

一方、１０月末現在で、就職未内定者は４７４人おり、引き続き、学校および関係機関との連携強化を図り、就職を希望する全ての高校生が就職できるよう支援してま

いります。

（公立学校児童生徒の問題行動等調査について）

文部科学省が行った「令和６年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が、去る１０月２９日に公表されました。

全国の公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は１２万３，５０３件で、前年度より１万９，３８４件増加しており、本県でも９１５件と前年度より２７９件増加しております。なお、暴力行為の１，０００人あたりの発生件数でみると、全国が１１．５件に対して本県は７．７件となっており、全国と比較すると低い状況にあります。

いじめの認知件数は、全国が７５万４，８８６件で前年度より３万４，９７１件増加しており、本県でも２，５００件と１９７件増加しております。なお、いじめの解消率は、全国７６％に対し、本県は８４．５％となっております。

また、本県の国公私立小・中・高・特別支援学校におけるいじめ防止対策推進法に規定する「重大事態」の発生件数は、１件となっております。

次に長期欠席については、病気、経済的理由、不登校、その他の理由により、年間３０日以上欠席している児童生徒は全国で５６万５，７７０人、本県では、５，２２１人となっております。

長期欠席者のうち不登校児童生徒数は、全国で３９万４，４１６人と前年度より７，９１８人増加しており、本県でも４，１１３人と前年度より１８人増加しております。不登校の全児童生徒数に対する割合は、全国が３．７％、本県は３．５％となっております。

公立高等学校における全国の中途退学者数は、２万３，４６８人と、前年度より８８１人増加し、本県では１５８人と、前年度より１２１人減少しております。全生徒に対する割合は、全国１．２％に対し、本県は０．７％となっております。

今後も引き続き、暴力行為・いじめ・不登校など児童生徒の生徒指導上の諸問題や課題の解消に向けて学校、家庭、地域、関係機関と連携し、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応に努めてまいります。また、子どもの心の安定を図る教育相談体制の充実や子どもが育つ環境の改善に向けた支援体制の整備にも一層取り組んでまいります。

（子どもたちの文化活動の推進について）

去る１０月２５日に、クラシック音楽に取り組む子どもたちの発表の場として、「第３９回ながさき“若い芽”のコンサート」を開催いたしました。今年度は、ながさきピース文化祭２０２５（にせんにじゅうご）地域文化発信事業として、はじめて平和と復興の象徴でもある浦上天主堂で実施し、１７９名の中からオーディションで選ばれた１５名の小・中学生及び高校生による素晴らしい演奏に、会場は大きな拍手に包まれ、盛会のうちに終了いたしました。

また、１１月７日から９日にかけて、「第２１回長崎県高等学校総合文化祭」を開催し、佐世保市を中心に県内各会場では、放送、郷土芸能、将棋などの部門大会を実施いたしました。総合開会式はアルカスＳＡＳＥＢＯで開催し、県内の高校生による日本音楽、合唱、吹奏楽の舞台発表、美術や写真などの作品展示に併せ呈茶を行いました。

さらに、１１月１９日から２０日にかけて、長与町の長与町民文化ホールにおいて「第２０回長崎県中学校総合文化祭　西彼・西海大会」を開催し、県内の中学生による吹奏楽や合唱の舞台発表や美術、書道の展示発表など、日頃の文化活動の成果が披露されました。

今後とも、成果発表の機会や鑑賞機会の充実を通して、子どもたちの文化活動のより一層の推進に努めてまいります。

（文化財の指定について）

去る１１月５日に、県指定無形民俗文化財として平戸市の「舘浦の須古踊」を新たに指定しました。

「舘浦の須古踊」は、生月島南部の舘浦集落で毎年８月１６日に行われている盆踊り行事で、唄に合わせてゆっくりとした所作で踊る須古踊に、大名行列の奴の所作が芸能化した「槍」や「挟箱」、武術としての棒術が芸能化した「杖」が加わって定着している点が特徴となっています。

また、行事には、未就学児から中高年まで世代を超えて参加し、集落を挙げて伝承されている貴重なものです。

今回の指定により、県指定の無形民俗文化財は２４件となります。

（スポーツの振興について）

第７９回国民スポーツ大会は、去る９月２８日から１０月８日までの１１日間を本会期として滋賀県で開催されました。

本県においては、銃剣道競技成年男子の大会２連覇をはじめ、６種目において優勝を飾ったほか、弓道競技少年女子遠的競技の準優勝なども含め、団体・個人合わせて２１競技５４種目での入賞を果たし、目標であった５１種目を上回るとともに、昨年の総合成績の４０位から３０位へと順位を大きく伸ばすことができました。

選手・監督の皆様の健闘を心から讃えるとともに、応援していただいた皆様に感謝申し上げます。

引き続き、県スポーツ協会や各競技団体と連携し、さらなる競技力の向上を推進してまいります。

（事務事業評価等の実施について）

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施

いたしました。教育委員会関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、２４件の事業群評価調書により、８０件の事業を評価いたしましたが、そのうち６６件の事業について、令和８年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

また、令和６年度から令和１０年度を計画期間とし、本県教育の目指す方向性や具体的な施策等を盛り込んだ第四期長崎県教育振興基本計画に掲げている成果指標４１項目の令和６年度の達成状況につきましては、「達成」が２０項目、達成率が９０％以上の「概ね達成」が１３項目、達成率が９０％未満の「未達成」が７項目となっております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通し、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

（教職員の不祥事について）

過去に不適切な指導に係る指導を受け、「体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修」を受講していたにもかかわらず、令和７年６月、クラスでオンライン映像を見る際に集中していない被害生徒の態度を見て、きつく指導しようと思い、一瞬カッとなり、胸ぐらを掴むなどの威圧的な指導を行った県立高等学校教諭を、１１月７日付けで懲戒戒告処分といたしました。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる中、このような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

今後も、全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、すべての教育関係者と連携し、不祥事根絶と信頼回復に向けた取組の推進に全力を傾けてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和７年１１月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

（ 追 加 １ ）

教　育　委　員　会

【文教厚生委員会関係議案説明資料　教育委員会７頁２４行目の次に、次のとおり挿入する。】

（「神楽（かぐら）」のユネスコ無形文化遺産への提案決定について）

去る１１月２８日に開催された国の無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において、「神楽」を令和７年度のユネスコ無形文化遺産（人類の無形文化遺産の代表的な一覧表）への提案案件とすることが了承されました。

「神楽」は、特定の場所に神座（かむくら）を設け、神霊の来臨をあおぎ行う神まつりにおいて演じられてきた民俗芸能であり、現在も、日本各地で地域の歴史や風土を反映しながら、地域の活力の源として大きな役割を果たしています。

今回の提案では、全国で４千を超えると言われている神楽のうち、本県の壱岐神楽、平戸神楽及び五島神楽を含む国の重要無形民俗文化財４０件の構成で申請することとされており、令和１０年１２月頃の正式決定を目指し関係機関等とも連携しながら、「神楽」の文化的・歴史的価値の更なる発信に取り組んでまいります。

（文化財の登録について）

国の文化審議会は、去る１１月２１日に佐世保市の「旧親和銀行本店本館と懐霄館（かいしょうかん）」及び諫早市の「ＳＥＥＤ１９３１（しーどいちきゅうさんいち）（旧諫早銀行本店）」を登録有形文化財（建造物）にするよう、文部科学大臣へ答申を行いました。

佐世保市の「旧親和銀行本店本館と懐霄館」は、いずれも「哲学の建築家」と評された白井晟一（しらいせいいち）氏の設計による重厚な吹抜の大空間や繊細な感覚あふれるディテールなど創意のある建物で、本館と懐霄館で設計者の世界観を完成させた記念碑的作品となっております。

また、ＳＥＥＤ１９３１（旧諫早銀行本店）は、１９３１年に旧諫早銀行本店として建造され、古代ギリシャ建築の通し柱を模した外装が重厚さを演出する銀行建築で、

一世紀にわたって地域住民に親しまれております。

今回の答申により登録されると、本県の登録有形文化財（建造物）は１４０件となります。

令和７年１１月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

福　祉　保　健　部

福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
第１０３号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第５号）のうち関係部分
第１０６号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第６号）のうち関係部分
の２件であります。

はじめに、第１０３号議案「令和７年度長崎県一般会計補正予算（第５号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

使用料及び手数料	１億　４，３２９万　３千円の減
国庫支出金	３１万　５千円の増
諸収入	１万　２千円の減
合計	１億　４，２９９万　　円の減

歳出予算は、

社会福祉費	８，４４９万　８千円の増
老人福祉費	６２万　７千円の減
児童福祉費	１，２８４万　２千円の増
障害福祉費	４，５６６万　３千円の減
生活保護費	５２９万　４千円の減
公衆衛生費	５６２万　５千円の増
保健所費	２，４６３万　８千円の減
医薬費	５９４万　１千円の減
合計	２，０８０万　２千円の増

となっており、この結果、令和７年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

１，１４０億　４，１６８万　９千円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

（職員給与費について）

福祉保健部職員の給与費について、関係既定予算の過不足調整により

１億　２，９４４万　５千円の減

を計上いたしております。

（福祉マンパワー処遇等対策費について）

独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済制度において、社会福祉法人が運営する福祉施設等に勤務する職員の待遇改善を図るために必要となる経費について、本県負担分として

１億　５，０２４万　７千円の増

を計上いたしております。

（債務負担行為について）

令和８年４月１日から実施が必要な長崎県視覚障害者情報センターの運営に要する経費で、複数年度にわたって指定管理者を指定するため、債務負担行為として、

１億　３，７６９万　５千円

を計上いたしております。

このほか、薬務行政費について、債務負担行為を行うものであります。

次に、第１０６号議案「令和７年度長崎県一般会計補正予算（第６号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、

防　　災　　費		７千円の増
社会福祉費	３，０５０万	円の増
老人福祉費	７６８万	５千円の増
児童福祉費	１，９２２万	１千円の増
障害福祉費	３，２４８万	３千円の増
生活保護費	２８０万	７千円の増
公衆衛生費	２，４４２万	２千円の増
保健所費	５，９０２万	４千円の増
医　　薬　　費	１，０５８万	６千円の増
合　　計	１億　８，６７３万	５千円の増

となっております。

これは、福祉保健部職員の給与改定及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費であります。

この結果、令和７年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

１，１４２億　２，８４２万　４千円

となります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和７年１１月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

福　祉　保　健　部

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案につきましてご説明いたします。

今回ご審議をお願いしておりますのは、

第１１１号議案「長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分

第１２０号議案「公の施設の指定管理者の指定について」

第１３４号議案「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０（にせんさんじゅう）について」のうち関係部分

の３件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第１１１号議案「長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等のこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第１２０号議案「公の施設の指定管理者の指定について」につきましては、長崎県視聴覚障害者情報提供施設条例に基づき、「長崎県視覚障害者情報センター」の管理運営を行う指定管理者を公募したところ、１者から申請があり、選定委員会における審査結果を踏まえ、「一般社団法人長崎県視覚障害者協会」を指定管理者として指定しようとするものであります。

第１３４号議案「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０（にせんさんじゅう）について」は、長崎県行

政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第２条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０（にせんさんじゅう）」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の５つの柱のもと、１２の基本戦略を掲げる令和８年度からの５ヵ年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち、福祉保健部関係部分では、基本戦略「健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる」において、「地域の医療・介護のサービス確保及び充実」として、持続可能な医療提供体制の構築や地域包括ケアシステムの深化等に取り組むほか、「健康づくりと生きがいづくりの促進」として、健康寿命延伸の取組や高齢者の社会参加促進を推進していくこととしております。また、基本戦略「多様性を尊重し合う共生社会をつくる」では、「互いに支え合う地域共生社会の更なる推進」として、社会的配慮を必要とする人たちへのきめ細かい支援の実施や障害者が地域で安心して暮らすための環境整備及び支援等に取り組んでいくこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（福祉保健部における各種計画の策定について）

今年度末に終期を迎え、令和８年度を初年度とする新たな５ヵ年計画として策定中の「長崎県福祉保健総合計画」については、長崎県総合計画や保健・医療・介護・福祉分野の各領域の個別計画と整合を図りながら、関係団体や市町等からの意見も踏ま

えて、専門委員からなる長崎県福祉保健審議会福祉保健総合計画専門分科会において検討を重ね、今般、素案を取りまとめたところです。

当計画は、社会福祉法に基づく地域福祉支援計画としても位置付け、「県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で社会とつながりを持ちながら安心して健やかに暮らし続けることができる地域共生社会の実現」という基本理念の下、保健・医療・介護・福祉施策を総合的に推進していくこととしております。

また、同じく今年度終期を迎える「長崎県再犯防止推進計画」及び「長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画」についても、新たな計画の策定を進めており、それぞれの分野の専門委員からなる協議会等からの意見を踏まえ、素案を取りまとめたところです。

これらの計画については、県議会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメントを実施し、県民の皆様の声もお聴きしながら、今年度中に策定することとしております。

（第７回健康長寿日本一長崎県民会議総会の開催について）

健康長寿日本一の長崎県づくりを目指し、県内の幅広い関係者の皆様にご参画いただき、去る１１月１３日、「第７回健康長寿日本一長崎県民会議総会」を開催いたしました。

本総会では、健康づくりのために積極的に取り組み、独自の工夫で成果を上げている企業・団体等を表彰する長崎県健康づくり優良事例表彰「ながさきヘルシーアワード」や、ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」を活用した歩数競争の表彰式を行ったほか、長崎健康革命サポーターとして登録いただいている企業・団体の取組紹介も行いました。

今後も、県民が健康づくりに取り組めるよう、関係団体の皆様との連携をさらに深め、健康長寿日本一の実現に向けて努めてまいります。

（長崎県ケアラー支援シンポジウム２０２５の開催について）

ケアラーが援助を受ける人とともに安心して暮らすことができるよう、県民の皆様にケアラー支援への理解を深めていただくため、去る１１月１５日、「長崎県ケアラー支援シンポジウム２０２５」を開催し、約１００名の方に参加いただきました。

本シンポジウムは、介護離職問題をケアラー支援の視点から考察するとともに、障害を持つ子どもを支えるケアラーやヤングケアラーが直面する課題と支援の必要性等について考えていただく機会となりました。

引き続き、「長崎県ケアラー支援条例」が目指す、誰ひとり取り残さない共生社会の実現に向け、市町や関係機関、民間支援団体等と連携して、ケアラーを社会全体で支える機運の醸成に努めてまいります。

（長崎県認知症施策推進計画策定のためのワーキング会議の開催について）

令和６年１月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、都道府県は、認知症の人やその家族等の意見を聴きながら、認知症施策推進計画の策定に努めることとされており、去る１０月３０日、「長崎県認知症施策推進計画策定のためのワーキング会議」を開催しました。

本会議には、認知症の人３名とご家族２名の方に委員として初めてご参加いただき、認知症に対する県民の意識や地域での支援状況等について、それぞれの立場から貴重なご意見を伺うことができました。

引き続き、認知症の人やその家族等の視点を大切にしながら、令和８年度中の計画策定に向けて取り組んでまいります。

（障害者のスポーツの振興について）

去る１０月２５日から２７日までの３日間、滋賀県において第２４回全国障害者ス

ポーツ大会が開催され、本県からは個人７種目に計２９名の選手が参加しました。

本県選手団は、陸上競技、水泳、卓球、フライングディスクにおいて獲得した１３個の金メダルを含む、３１個のメダルを獲得いたしました。

引き続き、障害者スポーツの裾野拡大と選手・指導者の育成強化に取り組んでまいります。

（事務事業評価の実施について）

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価及び長崎県政策評価委員会による外部評価を実施いたしました。福祉保健部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、２５件の事業群評価調書により、１６４件の事業を評価いたしましたが、そのうち１２５件の事業について、令和８年度に向けて、「拡充」「改善」「統合」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通し、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和７年１１月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

（ 追 加 １ ）

福　祉　保　健　部

【文教厚生委員会関係議案説明資料　福祉保健部　５頁１行目に、次のとおり挿入する。】

（新型インフルエンザ等対策本部会議訓練について）

今年３月に策定した「長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、去る１１月２１日、海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたという想定のもと、知事を本部長とする長崎県新型インフルエンザ等対策本部の模擬会議を開催する、実践的な訓練を初めて実施しました。

新型インフルエンザ等の発生が確認された際に、迅速かつ機動的に対応できるよう、引き続き、平時からの備えの充実を図ってまいります。

令和７年１１月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

こ　ど　も　政　策　局

こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第１０３号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第５号）のうち関係部分

第１０６号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第６号）のうち関係部分

の２件であります。

はじめに、第１０３号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第５号）のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算は、

児童福祉費	４０９万　２千円の減
公衆衛生費	２２９万　３千円の減
私立学校振興費	２万　８千円の減
合計	６４１万　３千円の減

となっており、この結果、令和７年度のこども政策局所管の歳出予算は

２８３億　６，９２１万　２千円

となります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

（職員給与費について）

こども政策局職員の給与費について、関係既定予算の過不足調整により、

６４１万　３千円の減

を計上いたしております。

（債務負担行為について）

令和８年４月１日から実施が必要な事業について、支払限度額の補正を行うため、

長崎こども・女性・障害者支援センター別館警備委託

１７４万　３千円の増

を計上いたしております。

次に、第１０６号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第６号）のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算は、

社会福祉費	７５万　６千円の増
児童福祉費	１，８４７万　３千円の増
障害福祉費	２万　８千円の増
公衆衛生費	１１８万　４千円の増
教育総務費	３７万　５千円の増
私立学校振興費	６７万　８千円の増
合計	２，１４９万　４千円の増

となっております。

これは、こども政策局職員の給与改定及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費であります。

この結果、令和７年度のこども政策局所管の一般会計歳出予算総額は、

２８３億　９，０７０万　６千円

となります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和７年１１月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

こ　ど　も　政　策　局

予算決算委員会･分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除くこども政策局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回ご審議をお願いしておりますのは、

第１１１号議案「長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分

第１３４号議案「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０（にせんさんじゅう）について」のうち関係部分の２件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第１１１号議案「長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」については、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」等の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第１３４号議案「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第２条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは、県議会をはじめ、県民の皆様からご意見をいただきながら検討を進めてまいりました新たな総合計画について、名称を「長崎県総合計画みんなの未来図２０３０」とし、「ながさきの誇りと希望を力に、みんなで夢あふれる未来をひらく」を基本理念に、「こども」「くらし」「しごと」「にぎわい」「まち」の５つの柱のもと、１２の基本戦略を掲げる令和８年度からの５ヵ年計画として策定しようとするものであります。

なお、基本戦略のうち、こども政策局関係部分では、基本戦略「こどもたちの将来の

可能性を広げ、挑戦を応援する」において、「県民総ぐるみの子育て支援」として、こどもや若者の声を取り入れた「ココロねっこ運動」を更に推進及び展開するほか、「こどもが安全・安心でチャレンジできる居場所の拡大」として、こども場所の充実に向けた官民ネットワークの構築や中間支援組織の設置等による活動者の支援とマッチングの促進、居場所の設置やモデルとなる多様な体験提供への補助等に取り組んでいくこととしております。

また、基本戦略「希望が叶う『結婚、妊娠・出産、子育て』を切れ目なく支える」では、「結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるための知識の普及等と気運の醸成」として、若い世代へのライフデザインやプレコンセプションケアに関する情報発信や研修等を通じた意識醸成のほか、「妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援」として、市町におけるこども家庭センターの設置及び機能強化に向けた支援やこども誰でも通園制度によるすべての子育て家庭への支援強化等に取り組んでいくこととしております。

こうした施策を様々な関係者と力を合わせしっかりと推進し、新しい長崎県づくりに全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

（長崎県子育て条例行動計画の変更について）

長崎県子育て条例に関する取組を総合的かつ計画的に進めるために令和７年３月に策定した「長崎県子育て条例行動計画（令和７年度～１１年度）」については、今年度、次期長崎県総合計画との整合性を図るため、数値目標の項目や目標値などに関して所要の改正を行うこととしております。

今後、長崎県子育て条例推進協議会や県議会等のご意見を伺いながら、今年度末の改正に向けて取り組んでまいります。

（ココロねっこ運動の推進について）

こども家庭庁が、１１月を「秋のこどもまんなか月間」としていることに併せ、本県でも同月を「ココロねっこ運動強調月間」と定め、「ココロねっこ運動」の広報・啓発活動などを集中的に実施し、県民の皆様の理解や参加促進を図っております。

また、今年度からは、県民生活環境部とも連携しながら、「共家事・共育て」の推進によるこども時間の確保・拡大の周知にも取り組んでおります。

その一環として、去る１１月２日、長崎市の観光通り周辺において「ココロねっこパレード」による広報啓発を行いました。

パレードには、長崎市青少年健全育成連絡協議会をはじめ、子ども会、ＰＴＡ、少年補導員、民生委員・児童委員など、３６の関係機関・団体、約３００人が一堂に会し、長崎女子商業高等学校の吹奏楽演奏とバトントワリング演技を先導に実施し、多くの方々に周知啓発を行うことができました。

このほか、強調月間の取組として、連携協定企業と協力したイベント実施、新聞社やテレビ局等とのタイアップによるローカル番組での特集、CM・広告等での事業周知のほか、市町・団体主催行事などにおける広報啓発を実施しております。

こどもや子育てを取り巻く環境が変わっていく中、今後とも運動を支え続けていただいている関係団体や、地域の皆様と連携・協力しながら、こどもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動である「ココロねっこ運動」を推進し、県民総ぐるみの子育て支援に取り組んでまいります。

（児童虐待防止と家庭的養護の推進について）

昨年度の本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、依然として高い水準で推移しており、児童虐待は引き続き深刻な社会問題となっております。

国においては、毎年１１月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止のための広報・啓発活動などを行っており、本県においても、児童虐待防止や児童相談所全国

共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、全世帯広報誌への掲載のほか、学校等での児童虐待防止推進月間のポスター掲示やリーフレットの配布、また、大学生と協働したみらい長崎ココウォークでの街頭キャンペーンの実施など市町や関係機関と連携した広報・啓発活動に取り組んだところであります。

また、児童虐待などにより社会的養育が必要な児童に対し、できる限り家庭的な環境で養育できるよう、里親等への委託を推進しており、里親制度の広報・啓発活動の一環として、１０月の「里親月間」においては、１０月４日の「里親の日」に合わせ、里親育成機関や里親会と合同で街頭キャンペーン等を実施いたしました。

今後とも、増加する児童虐待や家庭的養護の課題に対する県民の理解を一層深めていただけるよう、様々な機会を通じて広報・啓発を行い、児童虐待の防止や新規里親の確保等に努めてまいります。

（事務事業評価の実施について）

本年度の事業評価において、事務事業評価を実施いたしました。こども政策局関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、１４件の事業群評価調書により、４６件の事業を評価いたしましたが、そのうち３２件の事業について、令和８年度に向けて、「改善」「統合」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価の結果については、ホームページ等を通し、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和７年１１月定例県議会

予　算　決　算　委　員　会

文教厚生分科会関係議案説明資料

【第１３６号議案　令和７年度一般会計補正予算（第７号）関係部分】

総　　務　　部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
第１３６号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第７号）のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、

私　立　学　校　振　興　費	９７０万　６千円の増
合　　計	９７０万　６千円の増

となっております。

この歳出予算の内容は、
エネルギー等の物価高騰の影響を受けている私立小・中学校、高等学校及び専修学校・各種学校に対して、電気・ガス料金にかかる高騰分の一部を支援する経費として、

私　立　学　校　助　成　費	９７０万　６千円の増

を計上いたしております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。
よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和７年１１月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

【令和７年度長崎県一般会計補正予算（第７号）】

教　育　委　員　会

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第１３６号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第７号）のうち関係部分

であります。

今回の補正予算は、国において決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、

国　庫　支　出　金　　２億　１，９４５万　２千円の増

歳出予算は、

特 別 支 援 学 校 費　　９億　２，９７５万　４千円の増

となっております。

この結果、令和７年度の教育委員会所管の予算総額は、

１，３５６億　４，０７５万　６千円

となります。

次に、歳入予算の内容についてご説明いたします。

国　庫　支　出　金　　２億　１，９４５万　２千円の増

については、特別支援学校の施設整備に係る国庫補助金であります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

諫早東特別支援学校外９校の改修工事に要する経費として

９億　２，９７５万　４千円の増

を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回計上しております予算については、年度内に適正な事業期間が確保できないことから、

特別支援学校施設整備費　　９億　２，９７５万　４千円

について、新たに繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和７年１１月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

福　祉　保　健　部

福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
第１３６号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第７号）のうち関係部分
であります。

今回の補正予算は、国において決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、

国庫支出金	４４億　７，０１９万　３千円の増
合計	４４億　７，０１９万　３千円の増

歳出予算は、

老人福祉費	３２億　５，０１８万　６千円の増
障害福祉費	８億　２，８１１万　８千円の増
医薬費	１３億　１，３０３万　２千円の増
合計	５３億　９，１３３万　６千円の増

となっており、この結果、令和７年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

１，１９６億　１，９７６万　　円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

（医療機関、介護・障害者施設等における物価高騰への支援について）

エネルギー等の物価高騰の影響による負担軽減を図るため、利用者への価格転嫁が困難な施設を運営する事業者に対し、光熱水費や食材料費の高騰分の支援を実施してまいります。

また、介護保険施設等については、物価高騰時においても入所者の栄養・心身の状況を考慮した食事を提供することを継続して行うことが必要であるため、食料品等の購入費等に対する支援を併せて実施してまいります。

１　医療機関等への支援に要する経費として、

４億　７，１０３万　２千円の増

２　介護サービス施設等への支援に要する経費として、

６億　５，２１８万　６千円の増

３　障害福祉サービス施設等への支援に要する経費として、

１億　５，５１１万　８千円の増

を計上いたしております。

（医療機関、介護・障害者施設等における処遇改善等について）

地域に必要な医療提供体制を確保するために、医療機関や薬局等における従事者の処遇改善や物価上昇への支援を実施してまいります。

また、介護サービスや障害福祉サービスの提供体制を確保するため、人材不足が厳しい状況にある介護・障害分野において、人材流出を防ぐための緊急的対応として従業員の賃上げ、職場環境改善を支援してまいります。

１　医療機関等への支援に要する経費として、

８億　４，２００万　　円の増

２　介護サービス施設等への支援に要する経費として、

２５億　９，８００万　　円の増

３　障害福祉サービス施設等への支援に要する経費として、

６億　７，３００万　　円の増

を計上いたしております。

（繰越明許費について）

今回、補正予算に計上しております国の経済対策補正予算を活用する事業などにより、年度内に適切な事業期間を確保することができないことから、

地域医療対策費	１０億 ７，５７３万 ８千円
介護サービス施設等物価高騰緊急支援事業費	１億 ９，６００万　　円
介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費	２５億 ９，８００万　　円
障害者施設支援給付費	７億 １，９５３万 ６千円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和７年１１月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

こ　ど　も　政　策　局

こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第１３６号議案　令和７年度長崎県一般会計補正予算（第７号）のうち関係部分

であります。

今回の補正予算は、国において決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、

児　童　福　祉　費	２１１万　９千円の増
私立学校振興費	３８万　１千円の増
合　　計	２５０万　　円の増

となっており、この結果、令和７年度のこども政策局所管の一般会計歳出予算総額は、

２８３億　９，３２０万　６千円

となります。

補正予算の内容について、ご説明いたします。

（児童福祉施設等における物価高騰への支援について）

エネルギー等の物価高騰の影響を受けている事業者の負担軽減を図るため、利用者への価格転嫁が困難な児童福祉施設等に対し、電気代等の支援を実施してまいります。

１　私立幼稚園、認可外保育施設への支援に要する経費として

６１万　９千円の増

２　児童養護施設等への支援に要する経費として

１８８万　１千円の増

を計上いたしております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。